

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人水資源機構		
評価対象事業年度	中期目標期間実績評価	第 5 期中期目標期間	
	中期目標期間	令和 4 年度～令和 7 年度（第 5 期）	

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		農林水産大臣		
	法人所管部局	農村振興局整備部	担当課、責任者	水資源課長 川島 秀樹
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 野添 剛司
主務大臣		経済産業大臣		
	法人所管部局	経済産業政策局	担当課、責任者	地域産業基盤整備課長 猪又 真介
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	業務改革課長 村上 貴将
主務大臣		国土交通大臣		
	法人所管部局	水管理・国土保全局	担当課、責任者	河川環境課長 島本 和仁
		水管理・国土保全局		治水課長 矢崎 剛吉
		水管理・国土保全局		水道事業課長 筒井 誠二
		水管理・国土保全局水資源部		水資源政策課長 市川 智秀
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 清水 巖

3. 評価の実施に関する事項
評価の実施に当たり、主務 3 省が合同で、令和 8 年 6 月 19 日に独立行政法人水資源機構理事長からのヒアリングを行うとともに、同機構監事からの意見聴取を行った。 また、主務 3 省で合計 8 名の以下の外部有識者に対して意見聴取を行った。 林 健二※（さくら総合事務所 取締役社長）（実施日：令和 8 年 5 月 29 日） 田中 規夫（埼玉大学大学院理工学研究科 教授）（実施日：令和 8 年 6 月 1 日） 堀田 昌英（東京大学大学院工学系研究科 教授）（実施日：令和 8 年 6 月 3 日） 青木 秀幸（公益社団法人日本水道協会 理事長）（実施日：令和 8 年 6 月 17 日） 中田 耕介（一般財団法人日本ダクティル鉄管協会 顧問）（実施日：令和 8 年 5 月 29 日） 栗原 伸一（千葉大学園芸学部食料資源経済学科 教授）（実施日：令和 8 年 6 月 2 日） 辻本 久美子（岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域 研究准教授）（実施日：令和 8 年 6 月 2 日） 小泉 明（東京都立大学都市環境学部 特任教授）（実施日：令和 8 年 6 月 1 日） （※印は組織の経営、マネジメント及びガバナンス等に知見のある者）

4. その他評価に関する重要事項
評価項目については、令和 6 年 11 月 26 日に改定された「独立行政法人の評価に関する指針（総務大臣決定）」による評価単位の設定に関する考え方にに基づき、事務・事業の特性に応じた単位として、15 項目とした。

1. 全体の評価		
評価 (S、A、B、C、D)	A：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用
		A：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると見込まれる。
評価に至った理由	「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定) 及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成 27 年 4 月 1 日国土交通省決定) の規定に基づき、項目別評価の算術平均(以下算定式のとおりの)に最も近い評価が「A」であること及び以下の「法人全体に対する評価」等を踏まえ、「A」評価とする。 【項目別評価の算術平均】 (S5 点×1 項目×2 倍(重要度の高い項目) + A4 点×3 項目×2 倍 + A4 点×2 項目 + B3 点×1 項目×2 倍 + B3 点×8 項目) ÷ (15 項目 + 5) = 3.60 ※算定に当たっては評価ごとの点数を S：5 点、A：4 点、B：3 点、C：2 点、D：1 点とし、重要度の高い項目については加重を 2 倍としている。	

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	項目別評価のとおりの、評価項目全 15 項目のうち 1 項目(重要度、困難度の高い項目である。)について、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。また、5 項目(うち 3 項目は重要度、困難度の高い項目である。)について、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。さらに、9 項目(うち 1 項目は重要度、困難度の高い項目である。)については、中期計画における所期の目標を達成していると認められる業務運営を行っており、安定的な経営が実現していることから、法人全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	・機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。 ・内部統制システムは適切に整備され運用されていると認める。内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。また、意思決定の内容が法令などに違反する事実や不合理な事実は認められない。 ・随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況について、一者応札の改善の取組、随意契約の厳格なチェック等、入札契約の適正化の取組は着実に実施されていた。今後も機構に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保していくことが重要。 ・保有資産の見直しについて、土地・建物等の必要性の見直しや不要と認められる財産の処分は、事業用地および宿舍用地が処分され国庫納付手続等がされるなど、着実に進捗が図られている。地方公共団体に費用負担を求めるものについては、明確な処分時期は定まっていないが、関係部署によるフォローアップが重要。 ・事業報告書について、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。
その他特記事項	(外部有識者からの意見) ・水資源機構に期待されている業務については着実に実施され、全体としては、社会的使命を十分に果たす形で適正に業務が遂行されている。 ・水の安定供給をはじめ、各種事業について、適切に取り組んでいる。

様式 1－2－3 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		見込 評価	期間実 績評価		
1．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
1-1 水資源開発施設等の 管理業務	A	A	A	A		A	A	1-1	
1-1-1 安全で良質な水の安定した供給	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重		<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	1-1-1	
1-1-2 洪水被害の防止・軽減	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重		<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	1-1-2	
1-1-3 危機的状況への的確な対応	<u>A○</u> 重	<u>S○</u> 重	<u>S○</u> 重	<u>A○</u> 重		<u>S○</u> 重	<u>S○</u> 重	1-1-3	
1-1-4 施設機能の確保と向上	B	B	A	B		B	B	1-1-4	
1-1-5 インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施	B	A	B	A		B	A	1-1-5	
1-2 水資源開発施設等の建設業務									
1-2-1 ダム等建設業務	<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重		<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重	1-2-1	
1-2-2 用水路等建設業務	<u>B○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重		<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	1-2-2	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書No.」欄には、項目別評価調書の項目別調書No. を記載。
- ※5 項目別調書は一の「一定の事業等のまとめり」ごとに作成する。

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		見込 評価	期間実 績評価		
2．業務運営の効率化に関する事項									
2-1 業務運営の効率化	B	B	B	B		B	B	2-1	
3．財務内容の改善に関する事項									
3 予算、収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 不要財産の処分に関する計画 6 5に規定する財産以外の重要財産の譲渡計画 7 剰余金の使途	B	B	B	B		B	B	3	
4．その他の事項									
8-1 内部統制の充実・強化	B	B	B	B		B	B	4-1	
8-2 他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上	A	B	A	A		A	A	4-2	
8-3 機構の技術力を活かした支援等	B	B	B	B		B	B	4-3	
8-4 広報・広聴活動の充実	B	B	B	B		B	B	4-4	
8-5 地域への貢献等	B	B	B	B		B	B	4-5	
8-6 その他当該中期目標を達成するために必要な事項	B	B	B	B		B	B	4-6	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	水資源開発施設等の管理業務		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 6：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第 1 項 2 号及び第12条第 2 項
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 （1－1－1 安全で良質な水の安定した供給） 既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な 7 つの水資源開発水系において、産業活動の発展、国民経済の成長と国民生活の向上に必要な「安全で良質な水の安定した供給」を行うことが極めて重要であるため。 （1－1－2 洪水被害の防止・軽減） 既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な 7 つの水資源開発水系において、国民生活・経済に必要な不可欠な「洪水被害の防止・軽減」を行うことが極めて重要であるため。また、特定施設及び利水ダムの建設・管理を行っている機構は、流域の関係者と連携・協働して流域治水に取り組むことで、洪水被害の防止・軽減への取組をこれまで以上に深化させ、気候変動の影響で激甚化・頻発化する水災害から国民の生命と財産を守る必要があるため。 （1－1－3 危機的状況への的確な対応） 近年、風水害、渇水、地震等の災害が多発化、激甚化しつつある中で、国民生活・経済に必要な不可欠な水資源開発施設の被災等を極力軽減し、早期に復旧を図ることは極めて重要であるため。 また、他機関施設の被災時に、機構の有する高い技術力等を活かし、被災による影響の軽減や早期復旧のための支援を行うことが極めて重要であるため。 困難度：「高」 （1－1－1 安全で良質な水の安定した供給） 複雑かつ高度な水利用が行われている 7 つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるため。 （1－1－2 洪水被害の防止・軽減） ① 降雨等の定量予測については、ダム流域という比較的狭いエリアが対象であり、依然として精度上の技術的制約がある中で、確実な洪水調節を実施する必要があるため。 ② 近年の気候変動等による局所的な豪雨や、記録的な短時間雨量等、施設計画規模を超える洪水に対応しなければならない災害が増加しつつあるため。 ③ 下流の河川整備の状況を踏まえつつ、河川管理者の指示や、下流の地方公共団体等と住民避難に関する情報等を共有しな	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

	がら高度な専門技術を必要とするダム等施設管理を的確に実施する必要があるため。 ④ ダムの事前放流を行うには、ダムごとの上流域の予測降雨量、ダム下流の河川における現況の流下能力等の状況判断に加え、治水協定を踏まえた関係利水者との綿密な調整等を行う必要があるため。 ⑤ 新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う制限下であっても、洪水被害の防止・軽減に関する業務を切れ目なく継続的に行うことは、国民経済の成長と国民生活の向上に不可欠であるため。 (1-1-3 危機的状況への的確な対応) ① 風水害、大規模地震、異常渇水等の事態の危機的状況については、様々な被害状況等に対応できるよう、十分な危機管理体制を整備する必要があると同時に、発生した被害状況に応じて高い技術力を必要とする迅速な施設復旧を行うこと。 ② 被災状況等に応じて協力業者、物資等の確保や備蓄資材を活用した直営の支援を実施するなど、機構の業務に支障のない範囲で、機構の技術力を活かした他機関施設の復旧対応等、他機関への迅速な支援を行うことを設定しているため。		
--	--	--	--

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度			R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	
								予算額（千円）	45,658,521	49,762,309	50,756,028	54,051,444	
								決算額（千円）	43,976,813	47,460,264	48,221,675	49,884,553	
								経常費用（千円）	114,032,433	117,229,840	118,047,095	119,966,104	
								経常利益（千円）	△428,948	△204,644	△198,775	△201,233	
								行政コスト（千円）	114,021,919	118,631,635	118,585,332	120,847,721	
								従事人員数	852	884	865	880	

（注1）本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。

（注2）従事人員数は、1月1日時点。

（注3）水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
						評価	A	評価	A
				【1-1 水資源開発施設等の管理業務】 1-1-1 安全で良質な水の安定した供給 (1)安定した用水の供給等 取水・配水計画の策定及び取水・配水量の調整を適切に実施した結果、供給必要日数に対する実供給日数の割合（供給日数割合）は100%となった。また、用水補給及び下流河川の維持流量を確保するために、ダム等からの補給が必要となった補給必要日数に対する実補給日数の割合（補給日数割合）も100%を達成した。これらにより、供給日数割合及び補給日数割合は、いずれも定量目標値である100%を満たした。 ダム等の水管理に関する情報を毎日、水資源機構のウェブサイトに掲載するとともに、渇水時には渇水対策本部等を設置し、ウェブサイトを通じた水源情報の更新頻度を高めるなど、情報提供の充実を図った。これにより、利水者及び関係機関との連携を一層強化した。 より効率的な水運用として低水管理の合理化及び省力化を進めるため、低水管理における流入量予測に使用するパラメータをAIが最適化するシステムを試行的に導入している2施設（日吉・池田ダム）においては、AIの学習に必要な雨量及び流入量の実測データを取り込み、異常値の除去や欠測値の補填を行うことにより、予測精度の向上を図った。 第5期中期目標期間において、須賀樋管、利根中央用水、両筑平野用水等8施設で農業用水の営農実態調査等を実施し、水利用の実態把握を行った。また、これらの実態を踏まえ、利根中央用水、木曽川用水、両筑平野用水、群馬用水、三重用水、武蔵水路及び埼玉合口二期、長良導水、福岡導水において、河川管理者及び利水者をはじめとする関係機関と水利権更新に向けた協議を行い、同意を得た。 第5期中期目標期間の渇水対応において、利根川水系、豊川水系、淀川水系、吉野川水系及び筑後川水系で取水制限等の対策がとられた。 特に顕著な取組として、吉野川水系吉野川の流況悪化に伴い、令和4年2月18日から令和4年9月20日までの間、過去最長となる215日間の取水制限を実施した。しかし、早明浦ダムから約1.5億m³の補給を行ったことにより、水利用面での社会的影響を回避するとともに、自然環境面においても大きな効果を発揮した。 吉野川水系銅山川では、河川流況の悪化に伴い、令和4年1月28日から取水制限が実施された。渇水対応タイムラインに基づく節水に取り組むとともに、銅山川3ダム（富郷ダム・柳瀬ダム・新宮ダム）においてダム管理者の垣根を越えた3ダム連携運用を行い、渇水時における水質悪化の抑制等を図りつつ対応を実施した。この取組は、日本ダムアワード2022において「低水管理賞」を受賞した。 また、筑後川水系では、令和5年12月20日から第一次渇水調整として、小石原川ダム管理開始以降初となる6ダム等（大山ダム、小石原川ダム、寺内ダム、江川ダム、筑後大堰、合所ダム）の統合運用を開始した。これにより、筑後川本川の筑後大堰湛水域より取水する福岡地区水道企業団、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団に対して効率的な補給を行うとともに、既に企業団目的別貯水量が低下していた合所ダムの水源確保にも寄与した。 通常時は、筑後川ダム統合管理所が補給判断、各ダムの補給量算出及び補給指示を一元的に実施しているが、第一次渇水調整後の6ダム等統合運用では、より効率的かつ効果的な水源運用が求められた。このため、水資源機構が各ダムの貯留バランス及び水源予測を基に補給対象ダム及びダム毎の補給量を筑後川ダム統合管理所に提案し、それらの情報を踏まえ、同統合管理所が補給量の算出及び指示を行った。	1-1-1 安全で良質な水の安定した供給 ・ 困難度「高」と設定した本項目について、左記の取組及び成果により、定量目標を達成する等、中期目標における所期の目標を達成した。 ・ 毎年度、取水・配水計画の策定及び取水・配水量の調整を適切に実施し、利水者に対して安定的かつ過不足なく必要水量を供給し、補給日数割合及び供給日数割合ともに定量目標値である100%を達成した。 ・ 吉野川水系吉野川の流況悪化に伴い、令和4年2月18日から9月20日にかけて節水（過去最長215日間の取水制限、最大第三次取水制限（徳島県（新規50％、未利用100%）、香川県50%））を行った。 ・ 早明浦ダムから約1.5億m³の水量を補給することで水利用面での社会的影響回避に加え、自然環境面でも大きな効果を発揮した。 ・ 香川用水においては、利水者と一体となって節水に取り組む、第三次取水制限（令和4年7月2日から7月7日）の間に調整池（宝山湖）から取水量減量分の一部、約12万m³（0.452m³/s）を補給した。 ・ 吉野川水系銅山川では、流況悪化に伴い令和4年1月28日から節水（最大第四次取水制限（農業5％、水道10%、工業35%））を開始し、9月19日まで取水制限を実施した。 ・ 渇水対応タイムラインに基づく節水に取り組むことはもとより、富郷ダム・柳瀬ダム・新宮ダムにおいて、ダム管理者の垣根を越えた3ダム連携運用を行い、渇水時における水質悪化の抑	水資源開発施設等の管理業務の評価：A 【細分化した項目の評価の算術平均】 （S5点×1項目×2倍＋A4点×2項目×2倍＋B3点×2項目）÷（3項目×2＋2項目）＝4.0 ⇒算術平均に最も近い評価は「A」評価である。 ※算定に当たっての評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。 【水資源開発施設等の管理業務の評価】 本事業のうち、「1-1-1 安全で良質な水の安定した供給」、「1-1-2 洪水被害の防止・軽減」及び「1-1-3 危機的状況への的確な対応」について、重要度及び困難度ともに「高」と設定した。 重要度及び困難度ともに「高」と設定した3項目について、評価のポイントは次のとおり。 「1-1-1 安全で良質な水の安定した供給」では、中期目標における定量目標である水の「補給日数割合」及び「供給日数割合」はともに100%を達成した。 ・ 取水・配水計画の策定及び取水・配水量の調整を適切に実施することで、利水者に対して安定的かつ過不足なく必要水量	水資源開発施設等の管理業務の評価：A 【細分化した項目の評価の算術平均】 （S5点×1項目×2倍＋A4点×2項目×2倍＋A4点×1項目＋B3点×1項目）÷（3項目×2＋2項目）＝4.125 ⇒算術平均に最も近い評価は「A」評価である。 ※算定に当たっての評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。 【水資源開発施設等の管理業務の評価】 本事業のうち、「1-1-1 安全で良質な水の安定した供給」、「1-1-2 洪水被害の防止・軽減」及び「1-1-3 危機的状況への的確な対応」について、重要度及び困難度ともに「高」と設定した。 重要度及び困難度ともに「高」と設定した3項目について、評価のポイントは次のとおり。 「1-1-1 安全で良質な水の安定した供給」では、中期目標における定量目標である水の「補給日数割合」及び「供給日数割合」はともに100%を達成した。 ・ 令和4年度吉野川水系における異常渇水への対応では、過去最長215日間の取水制限		

			その後も流況が悪化し、令和6年2月14日時点で主要6施設の合計貯水量は約3割まで低下した。このため、令和6年2月17日からは第二次渇水調整として、6ダム等統合運用に加え、取水制限（福岡地区水道企業団10％、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団3％）を実施するとともに、山口調整池の貯留水40万㎥を活用した運用を行った。 豊川用水では、東海地方の梅雨開けが平年に比べ23日ほど早く、令和7年8月の宇連ダム地点降水量も平年の約48％と少ない状況となったため、8月28日から、節水対策（農上工一律5％）を実施した。その後の10月～12月の宇連ダム地点降水量も平年の6割～3割と少雨となり貯水量が回復せず、段階的に節水対策を強化することとなった。 水資源機構では、対策の時期や節水率等の対策内容の検討を行うと共に、節水対策の実施に向けては、円滑に対策が行えるように各利水者及び河川管理者等と節水対策に関する事前調整を行い、各自治体や受水企業等の末端ユーザー等の地域への影響等を踏まえ、速やかな節水対策の実施と効果的な広報が可能となるように取り組みを行った。 これら各河川の取水制限等に併せて本社、支社局及び各事務所に渇水対策本部や渇水対策支部を設置し、水源状況や取水状況等について、一般への情報発信や関係機関への情報提供の頻度を高め、節水の啓発等を行うとともに、渇水対応タイムラインに基づき河川管理者、利水者及び関係機関と連携を図りつつ、降雨状況に合わせてダムからの補給量をきめ細かく変更するなど、効率的な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響軽減を図った。 (2)安全で良質な用水の供給 水資源機構が管理する54施設において水質管理計画を策定し、同計画に基づき日常的に水質情報を把握して利水者等へ提供するとともに、曝気循環設備や選択取水設備等の水質保全対策設備を適切に運用することにより、水質異常への対応に取り組んだ。 平常時から河川管理者及び利水者をはじめとする関係機関と連携し、水質調査結果等の情報共有を図るとともに、定期的な連絡会議において水質改善の取組や水質に関する情報交換を実施した。 水質事故対応訓練を定期的実施するとともに、関係機関との合同訓練により連携強化を図り、水質事故や水質異常発生時における的確な施設操作及び拡散防止策を迅速かつ効果的に実施できる体制の整備に取り組んだ。 水資源機構の施設における富栄養化現象や濁水長期化現象等の水質異常発生時、又は水資源機構の施設及びその周辺における水質事故発生時には、河川管理者及び利水者をはじめとする関係機関へ迅速に情報提供し、的確な施設操作及び拡散防止策を関係機関と連携して実施することで、影響の回避・軽減を図った。 また、水資源機構が実施する工事等に起因する水質事故の防止を徹底するため、工事受注者に対する指導を強化した。 さらに、良質な用水供給の実現に向け、水系全体の水質改善に関する施策を検討する場へ参画し、貯水池及び取水口における水質状況や水質調査結果等の情報共有を行うことで、流入水質の改善に向けた取組等の具体化を図った。 (3)危機的な渇水への対策推進 吉野川水系では、全国のフルプラン水系に先駆けて策定された、吉野川水系渇水対応タイムラインの策定に積極的に参画し、令和3年1月からの運用を開始することができた。 淀川水系では、近畿地方で初めてとなる淀川水系渇水対応タイムラインの策定に積極的に参画し、同タイムラインが5つの渇水対策会議等ごとに策定され、令和3年4月からの運用を開始することができた。 利根川・荒川水系では、関東地方で初となる利根川水系渇水対応タイムライン及び荒川水系渇水対応タイムラインの策定に積極的に参画し、令和3年12月からの運用を開始することができた。 第5期中期目標期間において、利根川水系、淀川水系及び吉野川水系で発生した渇水では、渇水対応タイムラインに基づき、ダム貯水率に応じた自主節水や取水制限開始の判断等の渇水対応を適切に実施した。 一方、渇水対応タイムライン未策定の3水系（豊川水系、木曽川水系、筑後川水系）のうち、豊川水系及び木曽川水系では策定に向けた動きは見られないが、筑後川水系については、引き続き、	制等を図りつつ実施した渇水対応は、日本ダムアワード2022において「低水管理賞」を受賞した。 これら各河川の取水制限等に併せて、関西・吉野川支社吉野川本部及び各事務所に渇水対策本部や渇水対策支部を設置し、水源状況や取水状況等について、一般への情報発信や関係機関への情報提供の頻度を高め、節水の啓発等を行うとともに、渇水対応タイムラインに基づき河川管理者、利水者及び関係機関と連携を図りつつ、降雨状況に合わせてダムからの補給量をきめ細かく変更するなど、効率的な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響軽減を図った。 ・ 筑後川水系では、令和5年12月20日から、第一次渇水調整として、小石原川ダム管理開始以降初の運用である6ダム等（水機構：大山ダム、小石原川ダム、寺内ダム、江川ダム、筑後大堰、農政局：合所ダム）統合運用を開始し、筑後川本川の筑後大堰湛水域より取水する福岡地区水道企業団、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団に対して効率的な補給を実施するとともに、既に企業団の目的別貯水量が低下していた合所ダムの温存に寄与した。 通常時は筑後川ダム統合管理事務所が補給の判断、各ダムの補給量の算出と補給指示を一元的に実施しているが、第一次渇水調整決定後の6ダム等統合運用では、より水源の効率的かつ効果的な運用を行うため、機構が各ダムの貯留バランスや水源予測を基に補給対象ダム、ダム毎の補給量についてダム統管に提案し、それらの情報を踏まえてダム統管より各ダムの補給量の算出と補給指示を実施した。 令和5年12月20日から第1次渇水調整に取り組んだことや一時的な降雨によって、筑後川の主要6施設による水源は約600万㎥の延命効果（令和	を供給した。渇水時における顕著な取組としては、令和4年度における異常渇水への対応、令和5年度から令和6年度にかけての筑後川水系における渇水対応（6ダム等統合運用）等、円滑な調整を行い国民生活等への影響を軽減した。 ・ 各施設において、水質管理計画を策定し、日常的に水質情報を利水者等へ提供するとともに、水質異常対策を実施した。 ・ 淡水赤潮等の水質異常、油流出等の水質事故に対し、関係機関等と迅速な連絡調整、拡散防止対策を実施し、影響を回避・軽減した。 ・ 渇水対応タイムラインを策定した4水系（吉野川、淀川、利根川及び荒川の各水系）において適切に水運用を行い、渇水調整のために開催された協議会等への出席率100％を達成した。 「1－1－2 洪水被害の防止・軽減」では、洪水調節を目的に含むダムにより延べ116 回の洪水調節を施設管理規程に基づき的確に実施した結果、ダム等の治水効果を確実に発揮し、洪水調節適正実施割合100％を達成した。 ・ 令和4年度吉野川上流ダム群における洪水対応、令和5年7月豪雨における寺内ダムの洪水対応など、難易度の高い洪水調節を実施し、下流沿川の洪水被害を防止・軽減した。 ・ 流域治水協議会及び大規模氾濫減災協議会に参画し、ダム下流の地方公共団体とのリスクコミュニケーションを図るとともに、過去の台風や豪雨等に	等を行う中で早明浦ダムから約1.5億㎥の水量を補給し、香川用水においては、利水者と一体となって節水に取り組み、調整池（宝山湖）から取水量減量分の一部、約12万㎥（0.452㎥/s）を補給した。 富郷ダム・柳瀬ダム・新宮ダムにおいて、ダム管理者の垣根を越えた3ダム連携運用を行い、渇水時における水質悪化の抑制等を図りつつ実施した渇水対応は、日本ダムアワード2022において「低水管理賞」を受賞した。 また、水源状況や取水状況等について、一般への情報発信や関係機関への情報提供の頻度を高め、節水の啓発等を行うとともに、河川管理者、利水者及び関係機関と連携を図りつつ、降雨状況に合わせてダムからの補給量をきめ細かく変更するなど、効率的な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響軽減を図った。 ・ 令和5年度から令和6年度にかけての筑後川水系における渇水対応では、令和5年12月20日より、第一次渇水調整として、小石原川ダム管理開始以降初の運用である6ダム等統合運用を開始した。通常時は九州地方整備局筑後川ダム統合管理事務所（以下「ダム統管」）が補給の判断や各ダムの補給量の算出と補給指示を一元的に実施しているが、機構が各ダムの貯留バランスや水源予測を基に補給対象ダム、ダム毎の補給量についてダム統管に提案し、それらの
--	--	--	--	--	--	--

				洪水対応タイムライン策定に向け、関係機関との調整を実施した。 また、渇水調整のために開催された渇水調整協議会等には全て出席し、渇水被害の軽減に向けて緊密な連携が図られるよう、国、地方公共団体、関係機関及び利水者に対し、ダムの水源情報を共有した。	6年2月14日時点試算）があったが、その後も流況が悪化し令和6年2月14日時点で主要6施設の合計貯水量は3割程度まで落ち込んだため、令和6年2月17日から第二次渇水調整として、6ダム等統合運用に加え、取水制限（福岡地区水道企業団10%、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団3%）、山口調整池の貯留水40万㎥を使用し運用したが、3月下旬からの降雨により、4月24日に全面解除となった。 筑後川水系では、令和5年6月15日より平常時においても朝倉地域の3ダム（江川ダム、寺内ダム、小石原川ダム）でプール運用を試行開始しており、関係利水者等会議（事務局：機構）を活用した渇水調整により、6ダム等統合運用や取水制限などの渇水調整事項について、関係者（利水者、県）との調整を実施した。 これらの取組により、困難度を高く設定した目標について、中期目標における所期の目標を達成したと判断できることから、A評定とした。	による災害発生時における取組事例や成果等を情報発信するための説明会を延べ172件実施するなど、分かりやすい情報発信を行った。さらには、利水ダムを含む10ダムで事前放流を延べ29回実施し、洪水被害の防止・軽減を図った。	情報を踏まえてダム統管より各ダムの補給量の算出と補給指示を行うことにより、効率的な補給を実施するとともに、既に企業団の目的別貯水量が低下していた合所ダムの温存に寄与した。 - 令和7年度の渇水対応では、本社、中部支社、関西・吉野川支社淀川本部、吉野川本部、筑後局及び各事務所に渇水対策本部等を設置し、水源状況等について、一般への情報発信、関係機関への情報提供の頻度を高め、節水の啓発等を行うとともに、渇水対応タイムライン等に基づき、河川管理者、利水者等と連携を図りつつ、降雨状況に合わせてダムからの補給量をきめ細かく調整するなど、効率的な水運用を図った。 - 水質事故対応訓練を定期的に実施し、関係機関との合同訓練により連携強化しており、淡水赤潮等の水質異常や油流出等の水質事故の際には、関係機関等と迅速な連絡調整を図るとともに、必要に応じて拡散防止対策を実施することで、その影響の回避・軽減を図った。 - 令和4年度から令和6年度における利根川水系、淀川水系及び吉野川水系で発生した渇水では、渇水対応タイムラインに基づき、ダム貯水率に基づいた自主節水や取水制限開始のタイミングを判断するなどの渇水対応を行うとともに、渇水対応タイムライン未策定の筑後川水系については、策定に向け、関係機関と
				1-1-2 洪水被害の防止・軽減 (1)的確な洪水調節等の実施と関係機関との連携 第5期中期目標期間において、洪水調節を目的に含む全25ダム（令和4年度は24ダム）で延べ49ダムで延べ135回の洪水調節を実施し、ダム等の治水機能を実践に発揮させた。これにより、定量目標である洪水調節適正実施割合100%を達成した。 特に顕著な取組として、令和5年7月7日以降、九州北部を中心に停滞した梅雨前線により発生した降雨は、7月10日未明の線状降水帯の発生と停滞により記録的な豪雨となり、筑後川中下流域に大きな被害をもたらした。寺内ダム流域では最大時間雨量69mm、総雨量約510mmを記録し、流入量は平成29年九州北部豪雨に次ぐ規模である最大毎秒530㎥に達した。 寺内ダムでは、令和5年7月10日午前2時40分に洪水調節を開始したが、午前5時頃の降雨流出予測により、約6時間後の午前11時頃には洪水調節容量の約8割を消費し、洪水時最高水位を超過することが予測された。このため、午前5時40分に「緊急放流5時間前情報」、午前8時30分に「緊急放流3時間前通知」を関係機関へ発出し、沿川住民の避難措置を依頼した。 しかし、1時間50mm超の強い降雨により、洪水調節容量8割到達予測が従前より2時間前倒しとなったことから、午前8時50分に「緊急放流1時間前通知」を発出した。その後、午前9時50分に緊急放流を開始し、午前11時に流入量と放流量がほぼ一致、午後4時50分に緊急放流を終了した時点で、洪水調節容量をほぼ使い切った。 緊急放流に至ったものの、約8時間にわたり洪水調節を行った結果、金丸橋地点（寺内ダム下流）の最高水位3.89m、氾濫危険水位3.87mを2cm超過するにとどまった。寺内ダムの調節がなければ水位は5.27m（氾濫危険水位+1.4m）に達し、深刻な浸水被害が発生した可能性が高い。これは、平常時から異常洪水を想定した訓練を継続し、防災力・管理技術力の向上に努めてきた成果である。	1-1-2 洪水被害の防止・軽減 - 困難度「高」と設定した本項目について、左記の取組及び成果により、定量目標を達成する等、中期目標における所期の目標を達成した。 - 第5期中期目標期間において、洪水調節を目的に含むダム施設により延べ135回の洪水調節を施設管理規程に基づき的確に実施した結果、治水効果を確実に発揮し、定量目標である洪水調節適正実施割合100%を達成した。 - 台風第14号の接近により、吉野川上流域では、令和4年9月17日3時～20日6時までに、総雨量371mmの累計雨量を観測した。吉野川上流ダム群は渇水により貯水位が低下していたため、台風第14号による確実な貯水量の回復が要求される一方で、治水協定で定める基準降雨	「1-1-3 危機的状況への的確な対応」では、関係機関と連携して、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常渇水等の危機的状況を想定した災害対応訓練を平均420回/年（対指標：107%）実施するとともに、災害支援協定等に基づく連携を強化する取組を平均86回/年（対指標：134%）実施するなど平常時からの備えの強化に積極的に取り組んだ。 - 施設の臨時点検が必要な地震が計15回発生し、昼夜問わず速やかに防災体制を執り19施設において延べ26回の臨時点検を行い、安全を確認した上で用水供給を継続した。 - 災害発生時に迅速な初動対応を行うため、機構が所有する配備機材の運転等を実施できる企業と災害協定を結び（令和6年度末までに193社）、合同操作訓練等を行い、支援体制強化した。 - 機構の技術力を活かした備蓄資機材による支援11件を行い、高い評価を得た。	

				令和6年8月29日に鹿児島県へ上陸した台風10号は九州・四国を通過し、9月1日に紀州半島沖で熱帯低気圧に変わった。台風の影響により、徳山ダム上流では約207mm、横山ダム上流では約247mmの流域平均総雨量を観測した。 徳山ダム（水資源機構管理）と横山ダム（国土交通省管理）は揖斐川本川の上下流に位置し、令和6年度から横山ダムの管理を水資源機構が受託していたことから、流入量予測や操作タイミングに関する情報交換を密に行い、円滑な防災操作を実施した。 徳山ダムでは最大毎秒約488㎥の流入量を全量貯留、横山ダムでは最大毎秒約445㎥のうち約38％に相当する毎秒約168㎥を貯留し、2ダム合計で約1,140万㎥の洪水貯留を実施した。その結果、揖斐川の岡島地点では水位を約1.10m低減し、水防団出動水位の超過を防止するとともに、万石地点では約0.50m低下させた。 洪水調節を目的に含む全ダムにおいて、洪水期前に防災操作説明会を開催し、緊急放流を含む防災操作の内容、下流河川の状況、計画規模を超える出水時の対応を説明し、関係機関との情報共有を図った。 第5期中期目標期間において、関連水系における流域治水協議会に延べ41回参画し、また、大規模氾濫減災協議会に延べ120回参画し、出水時の情報伝達、洪水時対応、訓練実施等によりリスクコミュニケーションを図った。 また、放流警報設備を、放流警報に支障のない範囲で地方公共団体が災害情報や避難情報を周知するための情報伝達手段として活用することについて説明するとともに、既存協定に基づく利用要請の伝達訓練を実施した。 洪水時には、関係機関に対しダムの防災操作情報や警報等を適時適切に提供するとともに、洪水調節を行った延べ49ダムの調節状況をリアルタイムでウェブサイト公表するとともに、洪水後は速やかに防災操作の効果を記者発表やウェブサイトで公表した。 さらに、地域住民や河川利用者等に対し、過去の台風や豪雨等における機構の取組や成果を紹介する説明会等を235件実施し、また、防災操作や放流警報に関する資料を分かりやすく作成し、ウェブサイトに掲載するとともに下流市町村への配布を行うなど、情報発信を強化した。 (2)異常洪水に備えた対応の強化 令和元年12月に策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議）」に基づき、利水ダムも含め水系ごとに治水協定を締結し（特定施設24ダム、利水ダム12ダム）、事前放流等に取り組んでいる。 第5期中期目標期間において、特定施設6ダムで延べ8回、利水ダム4ダムで延べ21回の事前放流を実施した。 木曽川水系王滝川の牧尾ダムでは、令和5年5月の前線に伴う降雨により、木曽川水系治水協定に定める基準降雨量230mmを超過する予測となったため、7つの関係機関及び利水者と協議の上、5月6日16時30分から事前放流を開始した。 事前放流の実施により約1,141万㎥の洪水調節可能容量を確保したことで、貯水池最高水位を常時満水位以下のEL.878.75mに抑制し、ダムの安全性を確保した。また、最大約236㎥／秒の放流量を低減し、下流の洪水負荷軽減に寄与した。 アンサンブル降雨予測情報のダム管理への実務的な浸透を図るため、BRIDGE（研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム）における「ダム運用高度化による流域治水能力向上と再生可能エネルギー増強の加速化プロジェクト」を令和5年度に受託した。SIPⅡ期で開発した長時間アンサンブル降雨予測技術を基盤として、予測技術の融合、ダム種別及び放流操作タイミング別の予測技術活用を高度化する技術開発及び運用ルールの策定を関係機関と共同で進めるとともに、個別ダムに実装運用を開始できる環境を整備した。 また、ダム群連携最適操作シミュレータについて、木津川ダム総合管理所及び荒川ダム総合管理所で開発し、試行運用を実施した。 ダム下流で洪水被害の発生が予想される場合又は既に被害が発生している場合には、河川管理者の指示又は地方公共団体からの要請に応じ、通常の洪水調節よりも貯留量を増やす高度な操作（特別防災操作）の実施に取り組んでいる。 第5期中期目標期間において、味噌川ダムで2回の特別防災操作を実施した。	量を上回る雨量が継続的に予測されたこと等から、時々刻々と変化する予測雨量に応じて、ダムからの放流量を適切に設定し、確実に洪水調節容量を確保する対応が必要となった。 吉野川水系銅山川の富郷ダム、柳瀬ダム、新宮ダムでは、令和3年度から国土交通省が管理する柳瀬ダムの管理を機構が受託したことにより、連続する3つのダムを効率的かつ効果的に運用するための「3ダム連携操作検討プログラム」を活用して、貯水池運用・放流計画の立案を迅速に行うことが可能となった。 これにより、富郷ダムでは、渇水により平常時最高貯水位から約33m貯水位が低下していた容量を最大限活用して、最大流入時においては約96％に相当する毎秒約698㎥の洪水を貯留した。 富郷ダムの洪水調節に加えて、下流の柳瀬ダムと新宮ダムにおいても洪水の貯留を行い、柳瀬ダムにおいては、ダムへの流入量が最大となったときに、ほぼ全ての水量をダムに貯留した。 これにより、新宮ダムへの流入量が抑えられたことで、新宮ダムからの放流量を下流の潜没橋（生活道）が水没しない程度に抑える操作が可能となり、3ダムが連携して下流の河川に対して洪水調節の効果を発揮した。 このような下流河川の水位低下を図るための連携した操作を行いながらも、計画的に利水容量の回復に努め、銅山川水系の3ダムの利水容量を100％まで回復させた。 令和5年7月7日から九州北部を中心に停滞した梅雨前線に伴う降雨は、10日未明からの線状降水帯の発生とその後の停滞により記録的な豪雨となり、筑後川の中下流域に大きな被害をもたらした。 寺内ダムの流域でも、最大時間雨量69mm、総雨量約510mmを記録し、ダムへの流入	調整を進めている。 なお、渇水調整のために開催された協議会等への出席率100％を達成した。 「1－1－2 洪水被害の防止・軽減」では、前線・台風等による洪水被害の防止・軽減のため、延べ135回の洪水調節を適正に実施した結果、治水効果を確実に発揮し、定量目標である「洪水調節適正実施割合」100％を達成した。 - 渇水により貯水位が低下していた吉野川上流ダム群では、令和4年台風第14号による確実な貯水量の回復が要求される一方で、刻々と変化する予測雨量に応じて、ダムからの放流量を適切に設定し、確実に洪水調節容量を確保する対応に迫られた。その中で、吉野川水系銅山川の富郷ダム、柳瀬ダム、新宮ダムでは、令和3年度から国土交通省が管理する柳瀬ダムの管理を機構が受託し、連続する3つのダムを効率的かつ効果的に運用する「3ダム連携操作検討プログラム」を活用することにより、下流の河川に対して洪水調節の効果を発揮するとともに、連携操作を行いながら3ダムの利水容量を100％まで回復させた。 - 令和5年7月の九州北部の豪雨では、寺内ダムで管理開始から45年目で初めてとなる緊急放流に至ったものの洪水調節容量をほぼ使い切るという最大限の防災操作により、寺内ダムが洪水調節を行わなかった場合と比べて下流河川の水位を約1.4m低下させ、下流
--	--	--	--	--	--	---

				また、利根川水系4ダム（矢木沢ダム、奈良俣ダム、下久保ダム、草木ダム）、荒川水系2ダム（浦山ダム、滝沢ダム）、淀川水系1ダム（川上ダム）、吉野川水系4ダム（池田ダム、早明浦ダム、新宮ダム、富郷ダム）の延べ11ダムで「特別防災操作指示要領」を策定した。 さらに、日吉ダムでは、特別防災操作指示要領の策定に向け関係機関との調整を継続するとともに、味噌川ダムにおける降雨ピーク前の特別防災操作の実施を踏まえ、アンサンブル降雨予測技術を活用した新たな適用ルール案を作成し、次期洪水期からの運用に向けて河川管理者と協議した。また、特別防災操作の適用可否について、Web上でリアルタイムに関係者と情報共有するための画面表示案を作成した。	量は平成29年九州北部豪雨時に次いで2番目となる最大毎秒530m³に達した。 寺内ダムでは7月10日午前2時40分に洪水調節を開始したが、未だ予測が難しい線状降水帯の発生により、寺内ダム流域の予測累積雨量は、10日午前1時の時点では200mm程度であったものが、午前3時には300mm超、午前6時には400mm超、午前8時には500mm超と、短時間のうちに大きく上振れした。 緊迫した洪水警戒体制下で、10日午前9時50分に管理開始から45年目で初めてとなる緊急放流を開始した。 午前11時00分に流入量と放流量がほぼ同じになり、午後4時50分に緊急放流を終了した時点で寺内ダムの洪水調節容量をほぼ使い切った状況であった。 緊急放流には至ったものの約8時間もの間、洪水調節機能を発揮し続け、ダム下流の水位を約1.38m低下させ、洪水被害軽減に大きく貢献した。 普段から異常洪水を想定した訓練を行う等、防災力・管理技術力向上に努めたことで、実際の異常洪水に対しても施設管理規程に基づき的確な操作を実施した。 木曽川水系王滝川の牧尾ダムでは、前線の影響により木曽川水系治水協定に定められた基準降雨量の230mm/48時間を超過する予測となったため、7つの関係機関や利水者と協議の上で、令和5年5月6日16:30から事前放流を開始した。 事前放流の実施により約1,141万m³の洪水調節可能容量を確保したことで、貯水池の最高水位をEL.878.75mに抑え、最大約236m³/sの放流量の低減による下流の洪水負荷軽減を図ることができた。 牧尾ダムにおいては、基準降雨量が断続的に超過することによる事前放流への対応と、その後の洪水操作において、24時間体制を長期間確保する	域の洪水被害軽減に大きな効果を発揮した。 - 令和6年8月台風10号では、揖斐川本川の上下流に位置する徳山ダムと横山ダムで、流入予測や操作のタイミング等の情報交換をより密に行い、円滑な防災操作を実施して、2ダムで約1,140万m³の洪水を貯留した。この洪水調節により、下流域の洪水被害軽減に大きな効果を発揮した。 - 令和7年7月14日から15日にかけて岐阜県で活発な雨雲が発生し、この影響により阿木川ダム（岐阜県恵那市）上流では流域平均総雨量約174mmを観測した。この降雨による洪水に対して、阿木川ダムでは、最大流入時（毎秒約223m³）に約48%に相当する毎秒約106m³を貯留し、この洪水調節により、阿木川ダム下流の大門地点における河川水位を約0.56m低減させ、避難判断水位の超過を防いだ。 - 流域治水協議会、大規模氾濫減災協議会に参画し、ダム下流の地方公共団体とのリスクコミュニケーションを図るとともに、過去の台風や豪雨等による災害発生時に取り組んだ事例や成果等を情報発信するための説明会等を延べ235件実施するなど、関係者への分かりやすい情報発信を行った。 - 治水協定に基づく利水ダムを含む10ダムで事前放流を延べ29回実施し、洪水被害の防止・軽減を図った。
--	--	--	--	--	--	---

					必要があるため、牧尾ダム管理所に限られた職員だけではなく、総合管理所における弾力的・機動的な人員配置として、愛知用水総合管理所内の他部署の職員を応援として配置し、約4日間の事前放流・洪水への対応を行った。 - 令和6年8月29日に上陸した台風10号の影響により、8月29日から31日にかけて、徳山ダム（岐阜県揖斐川町）の上流では、流域平均総雨量約207mm、徳山ダムの直下流にある横山ダム（岐阜県揖斐川町）の上流では、流域平均総雨量約247mmを観測する大雨となった。 水資源機構施設である徳山ダムと、国土交通省施設である横山ダムは、揖斐川本川の上下流に位置することから、より効率的・効果的な管理を目的として、令和6年度から横山ダムの管理を水資源機構が受託した。 この台風10号の大雨に対し、徳山ダムと横山ダムが、流入予測や操作のタイミング等の情報交換をより密に行い円滑な防災操作を実施して、徳山ダムでは最大流入量時（毎秒約488㎥）において、全量をダムに貯留し、横山ダムでは最大流入時（毎秒約445㎥）において、毎秒約168 ㎥をダムに貯留し、2ダムで約1,140万 ㎥の洪水を貯留した。 この洪水調節により、揖斐川の岡島地点（揖斐川町）において、河川水位を約1.10m低減させ、水防団出動水位の超過を防ぐとともに、万石地点（大垣市）において、河川水位を約0.50m低下させた。 - 令和7年7月14日から15日にかけて日本海上空の低気圧から延びる前線に向かって太平洋側から暖かく湿った空気が流れ込んだ影響により、岐阜県では活発な雨雲が発生した。この影響により阿木川ダム（岐阜県恵那市）上流では流域平均総雨量約174mmを観測した。 この降雨による洪水に対して、阿木川ダ	「1－1－3 危機的状況への的確な対応」では、中期目標期間には、災害対応訓練を平均416回/年（対指標：106％）実施するとともに、災害支援協定等に基づく連携を強化する取組を平均83回/年（対指標：130％）実施するなど、平常時からの備えの強化に積極的に取り組んでいる。また、備蓄資機材の情報の共有化を図るため、機構が保有する備蓄資機材の情報共有化を継続している。 - 令和4年度から令和6年度に発生した23件の漏水事故については、いずれも「漏水事故対応マニュアル」に基づき迅速に対応を行い、用水供給の確保、被害拡大の防止を図った。 - 施設の臨時点検が必要な地震が計20回発生し、昼夜問わず速やかに防災体制を執り25施設において延べ32回の臨時点検を行い、安全を確認した上で用水供給を継続した。 - 災害発生時に迅速な初動対応を行うため、機構が所有する配備機材の運転等を実施できる企業と災害協定を254社と締結し、支援体制を強化した。 - 災害時等における他機関への支援として、令和4年度は、明治用水頭首工で発生した漏水事故に対し、愛知県企業庁及び東海農政局からの支援要請を受け、直ちにポンプ車等を搬入するとともに、緊急災害支援隊として8名の職員を現地に派遣し仮設ポンプ等の維持管理、農業用水の受益地域における巡回点検などの支
--	--	--	--	--	---	--

				1-1-3 危機的状況への的確な対応 (1)危機的状況に対する平常時からの備えの強化 ダム、堰及び水路の効率的・効果的な施設管理を推進するため、草木ダム、味噌川ダム、徳山ダム、南摩ダム、牧尾ダム、旧吉野川河口堰及び女男石頭首工の7施設において管理用制御処理設備の整備を進め、草木ダム、味噌川ダム及び徳山ダムでは整備が完了した。南摩ダム、牧尾ダム、旧吉野川河口堰及び女男石頭首工については、令和8年度の完了を目指し整備を継続している。 下久保ダムにおいては、監査廊内のWi-Fi設備の整備を完了した。また、ダム操作設備のバックアップ及び機能二重化に向け、遠隔操作を見据えた設備設計を進めた。 関係機関と連携し、大規模地震、水インフラ老朽化に伴う事故、異常湧水等の危機的状況を想定した災害対応訓練を、第5期中期目標期間において平均416回実施した。また、災害支援協定等に基づく連携強化の取組を平均83回実施した。これらの実績は、中期目標等で定められた平均実施回数（見込み）393回及び64回を上回り、災害対応訓練は106％、連携強化取組は130％となった。 さらに、非常時参集訓練、設備操作訓練及び備蓄資機材を活用した訓練等を通じ、危機管理能力の向上を図った。備蓄資機材の相互融通や情報共有のため、水資源機構が保有する備蓄資機材情報の共有化を継続した。 危機管理体制の維持に向け、4事務所の防災宿舍について改修工事等を完了した。また、全事務所で宿舍整備計画を策定し、防災宿舍の計画的な整備・維持管理に取り組んだ。 加えて、ポンプ車及びクレーン付トラックの法令点検整備、可搬式浄水装置の定期整備を実施し、備蓄資材については管理台帳や使用記録簿と照合した規格・数量の確認等、適切な管理に努めた。 防災業務の機能強化に向け、防災業務計画本社細則における防災本部の構成及び業務内容を見直した。柳瀬ダム（国土交通省四国地方整備局）の管理受託に伴い、関西・吉野川支社吉野川本部で防災態勢を発令するよう同細則を改正したほか、日本海溝・千島海溝周辺地震に係る特別措置法の改正及び気象庁による北海道・三陸沖後発地震注意情報に関連し、茨城県及び千葉県に所在する水資源機構の施設の追加を踏まえ、防災業務計画及び本社細則の見直しを行った。 可搬式浄水装置（2号機）の更新に伴い、管理規程の一部を改正した。また、利根大堰では堰上流の取水位確保が困難となる取水障害を想定し、水資源機構、利水者及び河川管理者が相互連携する業務継続計画（取水障害対応編）を策定した。これに基づき、情報伝達訓練及びポンプ車等の操作訓練を水資源機構主催で実施した。 第5期中期目標期間において、45件の漏水事故が発生したが、「漏水事故対応マニュアル」に基づき迅速に対応した結果、用水供給の確保及び被害拡大の防止を図ることができた。 また、同マニュアルをクラウド型文書管理・情報共有環境に掲示し、全職員への周知徹底を図ることで危機管理体制を強化している。 災害時の復旧工事における借地等に係る損失補償の迅速化と適正化を図るため、「災害時の復旧工事における工事用借地に係る損失補償マニュアル」について、用地担当以外の職員も対象とした勉強会、研修及び会議を通じて周知徹底した。 (2)危機的状況への的確な対応	ムでは最大流入時（毎秒約223m³）において、約48％に相当する毎秒約106 m³を貯留した。この洪水調節により、阿木川ダム下流の大門地点における河川水位を約0.56m低減させ、避難判断水位の超過を防いだ。 - これらの取組により、困難度を高く設定した目標について、中期目標における所期の目標を達成したと判断できることから、A評定とした。 1-1-3 危機的状況への的確な対応 - 困難度「高」と設定した本項目について、左記の取組及び成果により、指標を達成する等、中期目標における所期の目標を達成したことに加え、質的に顕著な成果が得られた。 - 第5期中期目標期間において、災害対応訓練を平均416回/年（対指標：106％）実施するとともに、災害支援協定等に基づく連携を強化する取組を平均83回/年（対指標：130％）実施するなど、平常時からの備えの強化に積極的に取り組んだ。 - 利根大堰において何らかの災害・事故等により堰上流の取水位が確保できない場合を想定した情報伝達訓練（令和6年10月21日）及びポンプ車等操作訓練（令和6年10月22日）を実施した。 情報伝達訓練では、東京都、埼玉県、群馬県、関係土地改良区等の利水者、国土交通省、農林水産省、経済産業省等の関係機関と実際に連絡をとり、発災時における連絡調整の確認等を行った。 ポンプ車等操作訓練は、ポンプ設備の設置や稼働に必要な技術の習得、防災意識の向上、関係機関等との連携強化を図るため、水資源機構が主催して、機構の関東管内10事務所、関東農政局、東北農政局を参集し、ポンプ設備24台を集結させて実施した。 なお、この取組は、「大規模災害・事故による水供給リスクに備えた応急対応等の検討ガイドライン	援を行った。 - 令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災地では、断水が広範囲に及び用水の不足が極めて深刻な問題となることが予想されたことから、1月5日に緊急災害支援隊を編成し、職員により被災地に向けて可搬式浄水装置2台の輸送を開始した。 1月7日には石川県珠洲市内亀ヶ谷池の堰堤に到着し、浄水装置を設置・運転調整を行い、1月9日から生活用水として自衛隊、国が派遣する給水車両に生活用水を給水開始した。これにより、珠洲市総合病院、避難所のお風呂に使用され、被災された多くの方々の身体を暖め、心の癒しとなったとの報道がなされ、その後、1月12日には、水道法に基づく水質検査に合格したことから、飲用水としての給水を開始した。被災地への給水支援は、令和6年1月9日から令和6年4月19日までの102日間、延べ800人の職員を派遣して実施し、高い評価を得た。 - 令和6年5月28日に発生した豪雨による出水で、九州農政局が管理する「遙拝堰」のゲート更新のために河川内に設置していた水位確保のための仮設物が流出し、取水不能となったため、ポンプ車1台を派遣し、かんがい期間中の用水確保を目的とした応急取水を支援した。 - 令和7年度の下半期は、全国的に少雨傾向の中、12月に東京都利島村、令和8年2月
--	--	--	--	---	--	--

			第5期中期目標期間において、水資源機構が管理する施設で臨時点検の対象となる地震（ダム：震度4以上又はダム基礎地盤25gal以上、水路等施設：震度5弱以上）が計20回発生した。 これらの地震発生時には、早朝・夜間・休日を問わず、防災業務計画等に基づき速やかに防災態勢を執り、25施設において延べ32回の臨時点検を実施し、施設の安全を確認した上で用水供給を継続した。 大規模地震、施設老朽化に伴う大規模損傷、異常湧水等の発生時には、可搬式浄水装置、ポンプ車等の備蓄資機材を活用し、最低限必要な用水の確保及び迅速な施設復旧を図った。 第5期中期目標期間において、水資源開発施設等に直接影響を及ぼす武力攻撃事態等は発生しなかったが、事象が発生した場合には、メディア報道及びEm-Netを活用して情報収集を行うとともに、防災業務計画細則の発令基準に基づき防災本部を設置し、関係機関との緊密な連携、施設の安全確保等の国民保護措置を迅速かつ的確に実施できる体制を維持している。 豪雨等の災害発生に伴い、ダム等施設及び水路等施設の一部で施設被害が生じたが、早期に応急復旧を行うとともに、施設機能の早期回復を図るため迅速に災害復旧工事を実施した。 代表例として、令和5年7月10日の豪雨では、寺内ダム及び小石原川ダムにおいて洪水調節容量内への異常堆砂が発生した。このため、施設機能の早期回復を目的に、小石原川ダムでは令和6年1月25日から、寺内ダムでは令和6年3月19日から災害復旧工事を速やかに実施し、完了させた。 (3)特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの） 第5期中期目標期間において、都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）業務は発生しなかったが、特定河川工事の代行要請に備え、全国都道府県ダム担当課長会議や支社局等を通じて都府県等への情報提供を行った。 (4)災害時等における他機関への支援 令和4年度の明治用水頭首工における漏水事故、山口県下関市の離島（六連島）と本土を結ぶ海底送水管の漏水、令和6年1月1日16時10分に発生した「令和6年能登半島地震」、令和7年12月に東京都利島村、令和8年2月に佐賀県唐津市加唐島における可搬式浄水装置による給水支援活動等、各機関からの支援要請に基づき緊急災害対策支援本部を設置し、支援要員の手配や支援先との調整等を行った。 被災地方公共団体及び関係機関からの支援要請に対し、水資源機構の業務に支障のない範囲で、被害の顕在化又は拡大を防ぐための技術支援を14回実施した。 備蓄資材を活用した支援として、福島県のそうま土地改良区が管理する管水路が令和4年3月16日の地震で破損し、かんがい期までに復旧する必要があったため、福島県新地町及び農林水産省東北農政局から継手補強材の支援要請を受け、利根導水総合管理所で保管していた継手補強材φ1,000mmを速やかに提供した。この支援により迅速な復旧工事が可能となり、被害拡大の防止に寄与したことから、農林水産省東北農政局長より感謝状を受領した。 備蓄機材を活用した支援として、令和4年5月の明治用水頭首工漏水事故に対し、愛知県企業庁及び東海農政局からポンプ車等の緊急支援要請があり、速やかに中部支社管内のポンプ車等を搬出し、要請から約3時間で現地に搬入して支援を開始した。また、仮設ポンプの維持管理、受益地域での巡回点検、空気弁の漏水対応等において職員8名を派遣し、日常の施設管理で培った技術を活かして効果的な支援を行った。 令和5年7月の梅雨前線による大雨で水資源機構が防災態勢をとる中、福岡県大川市からポンプパッケージの緊急支援要請があった。防災業務に支障が生じない範囲で、操作に精通した職員が技術指導を行った上で機材を貸与した。この支援に対して大川市より感謝状を受領した。 さらに、農林水産省九州農政局が管理する「遥拝堰」（国営八代平野土地改良事業）では、令和6年5月28日の豪雨により仮設物が流出し取水不能となったことから、農林水産省九州農政局の要請に基づき、筑後川下流総合管理所のポンプ車（60m³/分）1台を派遣し、令和6年5月31日から6月26日までの間、かんがい期の応急取水対応に活用された。この取組に対し、農林水産省九州農政局長から感謝状を受領した。	（案）」（令和6年11月国土交通省水管理・国土保全局水資源部）の公表に先立つ初めての取組である。 また、令和7年度において実施した、大規模な漏水等を想定した排水ポンプ車の操作訓練では、令和6年度の利根大堰での関東及び東北農政局との合同訓練実績を踏まえ、全国の農政局と合同で訓練を実施し連携強化を図った。 このうち、木曾川大堰の訓練では、排水ポンプの設置・運転訓練に加えて、漏水事故発生からの一連の流れを対応する訓練を水機構が主体的に企画し、事故発生時等の関係機関への情報伝達経路の確認、取水・配水調整、ポンプ車の支援要請を実働し、現場と利水者等だけでなく、支社と地方局・関係県等及び本社と主務省との情報伝達等の訓練も合わせて実施することにより連携強化を図った。 ① R7年10月16日 宮城県内（国営地区）東北農政局、本省、本社 計10名 ② R7年10月21日 筑後大堰 九州農政局、災害協定業者、筑後川下流総管他 計63名 ③ R7年10月22日 香川用水 中国四国農政局、土地改良区、吉野川本部他 計59名 ④ R7年11月14日 群馬用水 関東農政局、群馬県、利根上流総管他 計28名 ⑤ R7年12月9日 木曾川大堰 東海農政局、近畿農政局、北陸農政局、中部支社他 計49名 ・ 令和4年3月16日に発生した地震により福島県のそうま土地改良区が管理する管水路が被災したため、災害復旧事業を実施する福島県新地町及び東北農政局より支援要請があり支援を実施した。 ・ 令和4年12月23日に山口県下関市の離島（六連島）と本土を結ぶ海底送水管で漏水が生じたことから、「災害時における支援活動に関する協定」に基づき、（公社）日本水道協会から支援要	に佐賀県唐津市加唐島に対して可搬式浄水装置を派遣し、給水支援を行うなど、水不足の解消に貢献した。
--	--	--	--	---	---

				可搬式浄水装置を活用した給水支援として、令和4年12月には山口県下関市六連島で発生した海底送水管の漏水に対応した。公益社団法人日本水道協会からの要請を受け、年末年始期間であったものの職員を派遣し、技術指導を行うとともに、速やかに応急給水を実施した。 また、令和6年能登半島地震においては、石川県珠洲市にて令和6年1月9日から同年4月19日までの102日間にわたり、延べ約800名の職員を派遣し、可搬式浄水装置による給水支援（総量約4,500m³）を実施した。加えて、未点検のため池に対する点検要請に応じ、令和6年1月13日から同年4月26日までの105日間、延べ約400名を派遣し、約320箇所のため池点検を実施した。さらに、被災した用水路の復旧に必要な備蓄資材として、水輸送用塗覆装鋼管（φ1,650mm）を提供した。これらの支援活動に対し、珠洲市長から謝意が示されるとともに、農林水産大臣から感謝状を受領した。 さらに、渇水対応としては、令和7年12月に東京都利島村、令和8年2月に佐賀県唐津市加唐島に対して可搬式浄水装置を派遣し、給水支援を行うなど、水不足の解消に貢献した。 これらの支援活動により、水資源機構の技術力を活かして被害の顕在化及び拡大防止を図るとともに、危機対応能力のさらなる向上に繋がった。 平常時においては、災害発生時の迅速な初動対応に備え、水資源機構保有の機材輸送等を代行する企業との災害支援協定を254社と締結し、支援体制の整備を図った。 また、「災害時における支援活動に関する協定」を締結している公益社団法人日本水道協会と連携し、可搬式浄水装置の合同操作訓練や備蓄資機材の相互融通に関する意見交換を実施し、連携強化を図った。 令和6・7年度に実施したポンプ車操作訓練においては、農林水産省本省から地方農政局へ訓練計画を共有した上で、水資源機構が主体となって合同訓練を実施するとともに、関係自治体及び利水者の参加を積極的に促し、配備機材等に関する情報共有を行った。これにより、非常時における対応力の向上を図るとともに、関係機関間の危機管理能力の向上及び連携体制の強化を図った。	請があり支援を実施した。 - 令和4年5月17日に明治用水頭首工において発生した漏水事故に対して、愛知県企業庁及び東海農政局からポンプ車等の支援要請を受け、直ちに中部支社管内のポンプ車等を搬出し、約3時間後には、現地にポンプ車等を搬入し、迅速な初動対応に寄与した。なお、機構のポンプは応急対応の初期段階から継続的に18台が稼働している。 - さらに、6月3日から緊急災害支援隊として8名の職員を現地に派遣し、仮設ポンプ等の維持管理、農業用水の受益地域における巡回点検、空気弁の漏水対応等の支援を行う等、これまでの管理業務において日常的に培われてきた施設管理の技術が活かされ、災害対応時における施設管理を効果的に支援することができた。なお、これら他機関への支援を通して、実際に発生した危機的状況に対応することで、機構の有する危機対応能力の更なる向上に繋がった。 - 令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震の被災地では、断水が広範囲に及び用水の不足が極めて深刻な問題となることが予想されたことから、1月5日緊急災害支援隊を編成し、職員により被災地に向けて可搬式浄水装置2台を輸送開始した。 1月7日石川県珠洲市内亀ヶ谷池の堰堤に到着、浄水装置を設置・運転調整を行い、1月9日から生活用水として自衛隊、国が派遣する給水車両に生活用水を給水開始した。珠洲市総合病院、避難所のお風呂に使用され、被災された多くの方々の身体を暖め、心の癒しとなったと報道された。 1月12日水道法に基づく水質検査を了し、飲用水としての給水を開始し、珠洲市の生命線として、4月19日までに450万^{リットル}の給水、延べ800人・日の職員を派遣した。 珠洲市長からは、	
--	--	--	--	--	---	--

					「発災直後からいち早く駆け付け給水支援を始めていただき本当に感謝している」との謝意を頂くとともに、農林水産大臣から感謝状を受領した。 - 令和6年能登半島地震の被災地である石川県には数多くのため池があり、北陸農政局からため池調査に係る職員派遣の要請があり現地へ派遣。関係機関と協力して1月13日から4月26日までの105日間に石川県内の点検対象ため池320箇所の調査に加わり、ため池の点検や水位低下作業などを実施した（派遣職員数延べ約400人）。 - 令和5年7月8日昼過ぎからの断続的な降雨により深刻な浸水被害を受けていた福岡県大川市から至急の排水支援要請を受け、防災業務に支障の無い範囲で大川市に技術指導を行った上で速やかにポンプパッケージを貸与し、早期の内水排除に寄与した。 - 令和6年能登半島地震により新潟県加茂市加茂地内（国営信濃川下流地区）で管水路の漏水が発生したことから、北陸農政局から備蓄資材の支援要請があり支援を実施した。 - 農林水産省九州農政局が管理する「遙拝堰（ようはいぜき）」（国営八代平野土地改良事業）において、令和6年5月28日に発生した豪雨による出水により、ゲート更新のために河川内に設置していた水位確保のための仮設物が流出し、取水不能となったため、九州農政局の要請により、ポンプ車1台を派遣し、かんがい期間中の用水確保を目的とした応急取水に支援した。 また、令和6年9月の能登半島豪雨により珠洲市大谷浄水場が被災したとことで珠洲市から給水支援の相談があり、早急に職員を現地へ派遣し、可搬式浄水装置の設置に向けた取水ポイントや搬入ルート等の現地確認及び市役所等関係者打合せ（R6.10.2～3）を行い、支援態勢を整え	
--	--	--	--	--	---	--

				た。 令和6年度は、令和5年度からの継続も含めて、合計5件の支援及び1件の支援態勢準備を行った。 ① 能登半島地震被災地への可搬式浄水装置による給水支援（R6.1.9～R6.4.19） ② 能登半島地震による防災重点農業用ため池の緊急点検、対策（R6.1.13～R6.4.26） ③ 九州農政局（遙拝堰）に対しポンプ車（60m³/min）を貸与（R6.5.31～R6.6.26） ④ 香川県（西讃土地改良事務所）に対しポンプ車（30m³/s）、ポンプパッケージを貸与（R6.6.13～R6.9.20） ⑤ 明治用水土地改良区に対し、FRPM管φ1,000mm×2本、FRPM管鋼製継輪×3組を貸与（R6.10.7） ○ 能登半島豪雨被災地（珠洲市）へ職員を派遣し、可搬式浄水装置の設置に向けた現地確認及び市役所等関係者打合せ（R6.10.2～3）を行い、支援態勢を整えた。 令和7年度の下半期は、全国的に小雨傾向で、機構施設でも渇水となっていることと同様に、他水系（特に離島等の水源が小規模）でも厳しい状況にあった。このため、相手方の要請に対応し、可搬式浄水装置による支援を行った。 ① 東京都利島村（利島）の渇水に対する可搬式浄水装置による給水支援 支援期間：R7.12.16～R8.4.9 給水実績約2,100m³ ② 佐賀県唐津市（加唐島）の渇水に対する可搬式浄水装置による給水支援 支援期間：R8.2.6～R8.4.27 給水実績約500m³ これらの取組により、困難度を高く設定した目標について、中期目標における所期の目標を達成するとともに、質的に顕著な成果が得られたと判断できることから、S評定とした。	
			1-1-5 インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施		

			第5期中期目標期間において、「我が国事業者の参入を目指して水資源機構が実施した海外調査等の件数」は以下のとおりであり、過年度からの継続案件を含め、合計32件である。 - 我が国事業者の参入を目指した海外調査の実施に関するもの21件 【内訳】 - 令和4年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務関係 4件 - 令和4年度 ダム再生事業による海外ダム水力発電増強等調査業務 3件 - 令和5年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務関係 3件 - 令和5年度 ダム再生事業による海外ダム水力発電増強その他調査業務 3件 - 令和6年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務関係 3件 2024年度 トルコ共和国等における水資源関連施設に関する案件形成調査検討業務 1件 - 令和7年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務関係 3件 2025年度 トルコ共和国における水資源関連施設に関する案件形成調査検討業務 1件 - ODA業務への参画を通じた案件形成・実施の支援に関するもの11件 水資源機構は、活性化協議会の事務局として全体会議を6回開催し、同会議及び作業部会を通じ、案件候補の課題・対応策、相手国政府の意向把握を目的とした情報収集を実施した。 現地調査13回、外国政府等との協議（Web会議含む）65回を実施したほか、本邦技術の活用可能性を巡る意見交換会等を90回実施し、案件形成を積極的に支援した。 特に、新規ODA業務である「フィリピン国マガットダム堆砂対策事業準備調査」は、令和3年度から令和5年度にかけて水資源機構が実施したフィリピン国におけるダム再生事業の案件形成活動の成果を踏まえ、JICAにより事業化に向けた検討が進められたものである。水資源機構は、令和3年度以降、現地調査及び関係機関との協議を継続的に実施し、上流域対策と下流影響を含めた総合土砂管理の必要性についてフィリピン国との認識共有を図ってきた。 その結果、フィリピン国政府から日本国政府に対する支援要請が行われ、令和6年度には外務省の開発協力適性会議において有償案件としてODAによる本調査の実施が承認され、総事業費約4,000億円規模の大規模事業として投資計画に登録されるに至った。 さらに、水資源機構は、これまでに先行調査を通じてフィリピン国側との円滑な協議体制と良好な関係を構築したことにより、令和7年6月に本業務の受注を獲得した。 本業務に水資源機構が参画することで、民間コンサルタントのみでは補完が困難な施設管理者としてのダム操作や維持管理に関する実務的ノウハウを提供するとともに、これまでの案件形成の経験を活かし、フィリピン国機関が適切にダムの運用・維持管理を実施できる体制や制度の提案、並びに導入すべき本邦技術の提示を行うことが可能となった。これにより、本邦企業の更なる海外展開に繋がることが期待される。 また、民間コンサルタントとの協力体制の下、令和4年度にはアジア地域の本邦企業が建設等に関与した3ダムを対象に現地調査を1回実施し、水力発電増強に着目したダム再生候補の選定及び技術的検討を行った。外国政府機関との対面協議も5回実施した。 令和5年度には、インドネシアの既設ダムのうち再生候補を2ダム選定し、現地調査3回を実施した。また、PPP導入が進む海外インフラの潮流を踏まえ、ケニアを対象にダム分野のPPP調査（現地調査1回を含む）を実施した。 令和6年度には、トルコ政府関係機関へのヒアリング及び現地調査を1回実施し、水資源分野における有望案件の絞り込みを行ったほか、トルコ企業と本邦企業の協業、アフリカ諸国との第三国協力の可能性を調査し、推進方策を取りまとめた。 令和7年度には、前年度調査の結果を踏まえ追加調査を行い、トルコ国内における本邦技術活用のある案件の具体化を進め、相手国政府に対し事業提案を行った。 また、水資源機構が有する施設建設・運用・維持管理のノウハウ、利害関係者調整の経験、管理組織・法制度の知識と、民間コンサル	1-1-5 インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施 - 左記の取組及び成果により、指標を達成する等、中期目標における所期の目標を上回る成果を得ることができた。 - 新規ODA業務である「フィリピン国マガットダム堆砂対策事業準備調査」は、令和3年度から令和5年度にかけて水資源機構が実施したフィリピン国におけるダム再生事業の案件形成活動の成果を踏まえ、JICAにより事業化に向けた検討が進められたものである。水資源機構は、令和3年度以降、現地調査及び関係機関との協議を継続的に実施し、上流域対策と下流影響を含めた総合土砂管理の必要性についてフィリピン国との認識共有を図ってきた。 その結果、フィリピン国政府から日本国政府に対する支援要請が行われ、令和6年度には外務省の開発協力適性会議において有償案件としてODAによる本調査の実施が承認され、総事業費約4,000億円規模の大規模事業として投資計画に登録されるに至った。 さらに、水資源機構は、これまでに先行調査を通じてフィリピン国側との円滑な協議体制と良好な関係を構築したことにより、令和7年6月に本業務の受注を獲得した。 本業務に水資源機構が参画することで、民間コンサルタントのみでは補完が困難な施設管理者としてのダム操作や維持管理に関する実務的ノウハウを提供するとともに、これまでの案件形成の経験を活かし、フィリピン国機関が適切にダムの運用・維持管理を実施できる体制や制度の提案、並びに導入すべき本邦技術の提示を行うことが可能となった。これにより、本邦企業の更なる海外展開に繋がることが期待される。 - これらの取組により、中期計画における所期の目標を上回る	
--	--	--	--	---	--

			タントの設計技術を融合させ、JV等を組成し、JICA委託による海外インフラ関連ODA業務を9件実施し、川上段階での案件形成を支援した。 案件形成の加速化に向け、ダム点検をテーマとしたセミナーを開催し、令和5年2月にはベトナム国、令和6年3月にはインドネシア国と意見交換を実施した（ベトナム：約120名対面・約160名オンライン、インドネシア：約300名オンライン）。これらを通じ、本邦技術の紹介、相手国ニーズの把握及び市場開拓を図った。 さらに、水資源機構は、農林水産省補助事業「アジアモンスーン地域の農業農村開発を通じた気候変動対策事業（後発途上国型）」の実施主体として、令和5年度から4か年計画で事業を推進した。同事業では、水管理技術を活用し「質の高いインフラ整備」に資する取組を実施した。 令和5年度には、国内企業へのヒアリング及び対象国政府との意見交換を行い、導入候補となる本邦技術の検討を実施した。 令和6年度には、実証計画（案）を策定し、関係機関との協議・合意により確定、ミニッツ（協議議事録）の署名を行った。現地整備を終え、年度後半から実証調査を開始した。 令和7年度には、①実証調査の継続と成果確認、②水資源機構経営陣による現地関係機関への成果説明、③国際会議での成果発信、④現地法人や国際会議等との協議を通じた成果普及等により、間断灌漑の情報共有、水資源機構ネットワークの拡大、海外農業農村開発分野における機構活動の浸透を図ることができた。 なお、インフラシステムの海外展開に当たっては、カーボンニュートラルの実現、我が国の経済成長、展開国の社会課題の解決及びSDGs達成に寄与するダム再生事業の推進に取り組んだ。	成果が得られたと判断できることから、A評定とした。		
4. その他参考情報						
特になし。						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－1	安全で良質な水の安定した供給		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 6：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第 1 項 2 号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な 7 つの水資源開発水系において、産業活動の発展、国民経済の成長と国民生活の向上に必要な「安全で良質な水の安定した供給」を行うことが極めて重要であるため。 困難度：「高」 複雑かつ高度な水利用が行われている 7 つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度			R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	
補給日数割合（計画値）	補給必要日数 ^{※1} に対する実補給日数の割合（注 1） 100%	—	100%	100%	100%	100%		予算額（千円）	45,658,521	49,762,309	50,756,028	54,051,444	
補給日数割合（実績値）	補給必要日数 ^{※1} に対する実補給日数の割合（注 1）	100%	100%	100%	100%	100%		決算額（千円）	43,976,813	47,460,264	48,221,675	49,884,553	
達成度	—	—	100%	100%	100%	100%		経常費用（千円）	114,032,433	117,229,840	118,047,095	119,966,104	
供給日数割合（計画値）	供給必要日数 ^{※2} に対する実供給日数の割合（注 2） 100%	—	100%	100%	100%	100%		経常利益（千円）	△428,948	△204,644	△198,775	△201,233	
供給日数割合（実績値）	供給必要日数 ^{※2} に対する実供給日数の割合（注 2）	100%	100%	100%	100%	100%		行政コスト（千円）	114,021,919	118,631,635	118,585,332	120,847,721	
達成度	—	—	100%	100%	100%	100%		従事人員数	852	884	865	880	
出席率	水資源開発水系における渇水調整のための協議会等への出席率100%	—	100%	100%	100%	100%							
水資源開発水系における渇水対応タイムラインの策定数	—	—	4 水系	4 水系	4 水系	4 水系							

〈定量目標〉各年度の補給日数割合：補給必要日数^{※1}に対する実補給日数の割合 100%
各年度の供給日数割合：供給必要日数^{※2}に対する実供給日数の割合 100%
〈指標〉水資源開発水系における渇水調整のための協議会等への出席率 100%
水資源開発水系における渇水対応タイムラインの策定数
（注 1）※ 1 補給必要日数：ダム下流の各取水地点の取水量や河川維持流量等を確保するため、ダムに貯留した水を補給する必要がある日数（応急復旧に要する期間を控除）。
（注 2）※ 2 供給必要日数：各利水者からの申込を受け、機構が管理する取水導水施設、幹線水路等を介して水の供給が必要となる日数（応急復旧に要する期間を控除）。
（注 3）水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
（注 4）本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。
（注 5）従事人員数は、1 月 1 日時点。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)		
				＜定量目標＞ ・各年度の補給日数割合 100% ・各年度の供給日数割合 100% ＜指標＞ ・水資源開発水系における渇水調整のための協議会等への出席率 100% ・水資源開発水系における渇水対応タイムラインの策定数 ＜評価の視点＞ 的確な施設管理を行い、安全で良質な水を安定して供給することができたか。 渇水、水質異常等の発生時に、その影響の軽減に努めたか。 危機的な渇水に備え、関係者相互の連携強化等渇水対応力の向上に重点的に取り組んだか。	＜主要な業務実績＞ (1) 安定した用水の供給等 取水・配水計画の策定及び取水・配水量の調整を適切に実施した結果、供給必要日数に対する実供給日数の割合（供給日数割合）は100%となった。また、用水補給及び下流河川の維持流量を確保するために、ダム等からの補給が必要となった補給必要日数に対する実補給日数の割合（補給日数割合）も100%を達成した。これらにより、供給日数割合及び補給日数割合は、いずれも定量目標値である100%を達成した。 ダム等の水管理に関する情報を毎日、水資源機構のウェブサイトに掲載するとともに、渇水時には渇水対策本部等を設置し、ウェブサイトを通じた水源情報の更新頻度を高めるなど、情報提供の充実を図った。これにより、利水者及び関係機関との連携を一層強化した。 より効率的な水運用として低水管理の合理化及び省力化を進めるため、低水管理における流入量予測に使用するパラメータをAIが最適化するシステムを試行的に導入している2施設（日吉・池田ダム）においては、AIの学習に必要な雨量及び流入量の実測データを取り込み、異常値の除去や欠測値の補填を行うことにより、予測精度の向上を図った。 第5期中期目標期間において、須賀樋管、利根中央用水、両筑平野用水等8施設で農業用水の営農実態調査等を実施し、水利用の実態把握を行った。また、これらの実態を踏まえ、利根中央用水、木曽川用水、両筑平野用水、群馬用水、三重用水、武蔵水路及び埼玉合口二期、長良導水、福岡導水において、河川管理者及び利水者をはじめとする関係機関と水利権更新に向けた協議を行い、同意を得た。 第5期中期目標期間の渇水対応において、利根川水系、豊川水系、淀川水系、吉野川水系及び筑後川水系で取水制限等の対策がとられた。 特に顕著な取組として、吉野川水系吉野川の流況悪化に伴い、令和4年2月18日から令和4年9月20日までの間、過去最長となる215日間の取水制限を実施した。しかし、早明浦ダムから約1.5億㎡の補給を行ったことにより、水利用面での社会的影響を回避するとともに、自然環境面においても大きな効果を発揮した。 吉野川水系銅山川では、河川流況の悪化に伴い、令和4年1月28日から取水制限が実施された。渇水対応タイムラインに基づく節水に取り組むとともに、銅山川3ダム（富郷ダム・柳瀬ダム・新宮ダム）においてダム管理者の垣根を越えた3ダム連携運用を行い、渇水時における水質悪化の抑制等を図りつつ対応を実施した。この取組は、日本ダムアワード2022において「低水管理賞」を受賞した。 また、筑後川水系では、令和5年12月20日から第一次渇水調整として、小石原川ダム管理開始以降初となる6ダム等（大山ダム、小石原川ダム、寺内ダム、江川ダム、筑後大堰、合所ダム）の統合運用を開始した。これにより、筑後川本川の筑後大堰湛水域より取水する福岡地区水道企業団、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団に対して効率的な補給を行うとともに、既に企業団目的別貯水量が低下していた合所ダムの水源確保にも寄与した。 通常時は、筑後川ダム統合管理所が補給判断、各ダムの補給量算出及び補給指示を一元的に実施しているが、第一次渇水調整後の6ダム等統合運用では、より効率的かつ効果的な水源運用が求められた。このため、水資源機構が各ダムの貯留バランス及び水源予測を基に補給対象ダム及びダム毎の補給量を筑後川ダム統合管理所に提案し、それらの情報を踏まえ、同統合管理所が補給量の算出及び指示を行った。 その後も流況が悪化し、令和6年2月14日時点で主要6施設の合計貯水量は約3割まで低下した。このため、令和6年2月17日からは第二次渇水調整として、6ダム等統合運用に加え、取水制限（福岡地区水道企業団10%、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団3%）を実施するとともに	＜評定と根拠＞ 評定：A ・取水・配水計画の策定及び取水・配水量の調整を適切に実施した結果、供給必要日数に対する実供給日数の割合は100%となった。また、用水補給及び下流河川の維持流量を確保するために、ダム等からの補給が必要となった補給必要日数に対する実補給日数の割合も100%を達成した。これらにより、供給日数割合及び補給日数割合は、いずれも定量目標値である100%を達成した。 ・ダム等の水管理に関する情報を毎日、水資源機構のウェブサイトに掲載するとともに、渇水時には渇水対策本部等を設置し、ウェブサイトを通じた水源情報の更新頻度を高めるなど、情報提供の充実を図った。これにより、利水者及び関係機関との連携を一層強化した。 ・より効率的な水運用として低水管理の合理化及び省力化を進めるため、低水管理における流入量予測に使用するパラメータをAIが最適化するシステムを試行的に導入している2施設（日吉・池田ダム）においては、AIの学習に必要な雨量及び流入量の実測データを取り込み、異常値の除去や欠測値の補填を行うことにより、予測精度の向上を図った。 ・第5期中期目標期間において、須賀樋管、利根中央用水、両筑平野用水等8施設で農業用水の営農実態調査等を実施し、水利用の実態把握を行った。また、これらの実態を踏まえ、利根中央用水、木曽川用水、両筑平野用水、群馬用水、三重用水、武蔵水路及び埼玉合口二期、長良導水、福岡導水において、河川管理者及び利水者をはじめとする関係機関と水利権更新に向けた協議を行い、同意を得た。 ・第5期中期目標期間の渇水対応において、利根川水系、豊川水系、淀川水系、吉野川水系及び筑後川水系で取水制限等の対策がとられた。 特に顕著な取組として、吉野川水系吉野川の流況悪化に伴い、令和4年2月18日から令和4年9月20日までの間、過去最長となる215日間の取水制限を実施した。しかし、早明浦ダムか	評定	A	評定	A
	機構は、水資源開発施設等の管理を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とすることから、年間を通じて、各利水者に対し、安全で良質な水の安定した供給を行うこと。 (1) 安定した用水の供給等 施設管理規程に基づき的確な施設の管理を行い、安定的な水供給に努めること。特に、渇水等の異常時においては、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めること。	別表1「施設管理」に掲げる54施設について、それぞれの施設管理規程に基づいた的確な施設管理を行うことにより、24時間365日、各利水者に対し、安全で良質な水を安定して供給する。 具体的には、以下の取組を行う。 (1) 安定した用水の供給等 施設管理規程に基づき的確な施設の管理を行い、安定的な水供給に努める。特に、渇水等の異常時においては、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努める。 具体的には、利水者に対して必要な水量を過不足なく適切なタイミングで供給し、渇水時における利水者間の調整が円滑になされるよう対応する。 また、水道用水及び工業用水（以下「都市用水」という。）並びに農業用水に係る水利用の変化に対応できるよう関係機関との連絡調整を行う。 ① 水象、気象等の情報及び利水者の必要水量を的確に把握し、配水計画の策定、取水・配水量の調整を行い、利水者に対し、安定的かつ過不足なく必要水量を供給する。 ② 各利水者における効率的な水の利用に資するよう、主要な水源施設であるダム等の水管理に関する情報を毎日機構のウェブサイトに掲載する。 また、渇水時には利水者相互の調整が円滑に行われるよう、提供する情報				＜評定に至った理由＞ 中期目標における定量目標である水の「補給日数割合」及び「供給日数割合」はともに100%を達成した。 ・令和4年度吉野川水系における異常渇水への対応では、過去最長215日間の取水制限を行う中で早明浦ダムから約1.5億㎡の水量を補給し、香川用水においては、利水者と一体となって節水に取り組み、調整池（宝山湖）から取水量減量分の一部、約12万㎡（0.452㎡/s）を補給した。富郷ダム・柳瀬ダム・新宮ダムにおいて、ダム管理者の垣根を越えた3ダム連携運用を行い、渇水時における水質悪化の抑制等を図りつつ実施した渇水対応は、日本ダムアワード2022において「低水管理賞」を受賞した。 また、水源状況や取水状況等について、一般への情報発信や関係機関への情報提供の頻度を高め、節水の啓発等を行うとともに、河川管理者、利水者及び関係機関と連携を図りつつ、降雨状況に合わせてダムからの補給量をきめ細かく変更するなど、効率的な水運用を図った。 ・令和5年度から令和6年度にかけての筑後川水系における渇水対応では、令和5年12月20日より、第一次渇水調整として、小石原川ダム管理開始以降初の運用である6ダム等統合運用を開始した。通常時は九州地方整備局筑後川ダム統	＜評定に至った理由＞ 中期目標における定量目標である水の「補給日数割合」及び「供給日数割合」はともに100%を達成した。 ・令和4年度吉野川水系における異常渇水への対応では、過去最長215日間の取水制限等を行う中で早明浦ダムから約1.5億㎡の水量を補給し、香川用水においては、利水者と一体となって節水に取り組み、調整池（宝山湖）から取水量減量分の一部、約12万㎡（0.452㎡/s）を補給した。富郷ダム・柳瀬ダム・新宮ダムにおいて、ダム管理者の垣根を越えた3ダム連携運用を行い、渇水時における水質悪化の抑制等を図りつつ実施した渇水対応は、日本ダムアワード2022において「低水管理賞」を受賞した。 また、水源状況や取水状況等について、一般への情報発信や関係機関への情報提供の頻度を高め、節水の啓発等を行うとともに、河川管理者、利水者及び関係機関と連携を図りつつ、降雨状況に合わせてダムからの補給量をきめ細かく変更するなど、効率的な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響軽減を図った。 ・令和5年度から令和6年度にかけての筑後川水系における渇水対応では、令和5年12月20日より、第一次渇水調整として、小石原川ダム管理開始以降初の運用である6ダム等統合運用を開始した。通常時は九州地方整備局筑後川ダム統			

	の充実を図り、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との一層の連携を図る。 ③ より効率的な水運用としてICT等新技術の活用について検討を行い、低水管理の合理化を進める。異常洪水が発生した場合には、国民生活及び産業活動への影響を軽減するため、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との調整を図りながら、効率的な水運用や節水の啓発等を行う。 ④ 社会・経済情勢や営農形態等の変化に伴う都市用水及び農業用水の水利用の変化の有無を確認し、その実態把握に努める。 また、この結果を踏まえ、必要に応じ、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との協議や調整を計画的に進める。		に、山口調整池の貯留水40万m³を活用した運用を行った。 豊川用水では、東海地方の梅雨開けが平年に比べ23日ほど早く、令和7年8月の宇連ダム地点降水量も平年の約48％と少ない状況となったため、8月28日から、節水対策（農上工一律5％）を実施した。その後の10月～12月の宇連ダム地点降水量も平年の6割～3割と少雨となり貯水量が回復せず、段階的に節水対策を強化することとなった。 水資源機構では、対策の時期や節水率等の対策内容の検討を行うと共に、節水対策の実施に向けては、円滑に対策が行えるように各利水者及び河川管理者等と節水対策に関する事前調整を行い、各自治体や受水企業等の末端ユーザー等の地域への影響等を踏まえ、速やかな節水対策の実施と効果的な広報が可能となるように取り組みを行った。 これら各河川の取水制限等に併せて本社、支社局及び各事務所に洪水対策本部や洪水対策支部を設置し、水源状況や取水状況等について、一般への情報発信や関係機関への情報提供の頻度を高め、節水の啓発等を行うとともに、洪水対応タイムラインに基づき河川管理者、利水者及び関係機関と連携を図りつつ、降雨状況に合わせてダムからの補給量をきめ細かく変更するなど、効率的な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響軽減を図った。	ら約1.5億m³の補給を行ったことにより、水利用面での社会的影響を回避するとともに、自然環境面においても大きな効果を発揮した。 吉野川水系銅山川では、河川流況の悪化に伴い、令和4年1月28日から取水制限が実施された。洪水対応タイムラインに基づく節水に取り組むとともに、銅山川3ダム（富郷ダム・柳瀬ダム・新宮ダム）においてダム管理者の垣根を越えた3ダム連携運用を行い、洪水時における水質悪化の抑制等を図りつつ対応を実施した。この取組は、日本ダムアワード2022において「低水管理賞」を受賞した。 また、筑後川水系では、令和5年12月20日から第一次洪水調整として、小石原川ダム管理開始以降初となる6ダム等（大山ダム、小石原川ダム、寺内ダム、江川ダム、筑後大堰、合所ダム）の統合運用を開始した。これにより、筑後川本川の筑後大堰湛水域より取水する福岡地区水道企業団、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団に対して効率的な補給を行うとともに、既に企業団目的別貯水量が低下していた合所ダムの水源確保にも寄与した。 通常時は、筑後川ダム統合管理所が補給判断、各ダムの補給量算出及び補給指示を一元的に実施しているが、第一次洪水調整後の6ダム等統合運用では、より効率的かつ効果的な水源運用が求められた。このため、水資源機構が各ダムの貯留バランス及び水源予測を基に補給対象ダム及びダム毎の補給量を筑後川ダム統合管理所に提案し、それらの情報を踏まえ、同統合管理所が補給量の算出及び指示を行った。 その後も流況が悪化し、令和6年2月14日時点で主要6施設の合計貯水量は約3割まで低下した。このため、令和6年2月17日からは第二次洪水調整として、6ダム等統合運用に加え、取水制限（福岡地区水道企業団10％、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団3％）を実施するとともに、山口調整池の貯留水40万m³を活用した運用を行った。 豊川用水では、東海地方の梅雨開けが平年に比べ23日ほど早く、令和7年8月の宇連ダム地点降水量も平年の約48％と少ない状況となったため、8月28日から、節水対策（農上工一律5％）を実施した。その後の10月	理事務所（以下「ダム統管」）が補給の判断や各ダムの補給量の算出と補給指示を一元的に実施しているが、機構が各ダムの貯留バランスや水源予測を基に補給対象ダム、ダム毎の補給量についてダム統管に提案し、それらの情報を踏まえてダム統管より各ダムの補給量の算出と補給指示を行うことにより、効率的な補給を実施するとともに、既に企業団の目的別貯水量が低下していた合所ダムの温存に寄与した。		
(2) 安全で良質な用水の供給 日常的に水質情報を把握し、安全で良質な水の提供に努めること。また、水質が悪化した場合及び水質事故や第三者に起因する突発事象等発生時には、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めるとともに、必要に応じその対応について率先した役割を担うこと。	(2) 安全で良質な用水の供給 エンドユーザーまで安心して利用できるよう、日常的に水質情報を把握し、常に安全で良質な水の供給に努める。また、水質が悪化した場合及び水質事故や第三者に起因する突発事象等発生時には、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めるとともに、必要に応じその対応について率先した役割を担う。 ① 機構施設において水質管理計画に基づき日常的に水質情報を把握して利水者等に提供するとともに、富栄養化、濁水長期化による水質異常への対策に取り組む。 ② 河川管理者、利水者を始めとする関係機関と連携し、管理上必要な情報共	(2) 安全で良質な用水の供給 水資源機構が管理する54施設において水質管理計画を策定し、同計画に基づき日常的に水質情報を把握して利水者等へ提供するとともに、曝気循環設備や選択取水設備等の水質保全対策設備を適切に運用することにより、水質異常への対応に取り組んだ。 平常時から河川管理者及び利水者をはじめとする関係機関と連携し、水質調査結果等の情報共有を図るとともに、定期的な連絡会議において水質改善の取組や水質に関する情報交換を実施した。 水質事故対応訓練を定期的に実施するとともに、関係機関との合同訓練により連携強化を図り、水質事故や水質異常発生時における的確な施設操作及び拡散防止策を迅速かつ効果的に実施できる体制の整備に取り組んだ。 水資源機構の施設における富栄養化現象や濁水長期化現象等の水質異常発生時、又は水資源機構の施設及びその周辺における水質事故発生時には、河川管理者及び利水者をはじめとする関係機関へ迅速に情報提供し、的確な施設操作及び拡散防止策を関係機関と連携して実施することで、影響の回避・軽減を図った。 また、水資源機構が実施する工事等に起因する水質事故の防止を徹底するため、工事受注者に対する指導を強化した。 さらに、良質な用水供給の実現に向け、水系全体の水質改善に関する施策を検討する場へ参画し、貯水池及び取水口における水質状況や水質調査結果等の情報共有を行うことで、流入水質の改善に向けた取組等の具体化を図った。	(3) 危機的な洪水への対策推進 吉野川水系では、全国のフルプラン水系に先駆けて策定された、吉野川水系洪水対応タイムラインの策定に積極的に参画し、令和3年1月からの運用を開始することができた。 淀川水系では、近畿地方で初めてとなる淀川水系洪水対応タイムラインの策定に積極的に参画し、同タイムラインが5つの洪水対策会議等ごとに策定され、令和3年4月からの運用を開始することができた。 利根川・荒川水系では、関東地方で初となる利根川水系洪水対応タイムライン及び荒川水系洪水対応タイムラインの策定に積極的に参画し、令和3年12月からの運用を開始することができた。 第5期中期目標期間において、利根川水系、淀川水系及び吉野川水系で発生した洪水では、洪水対応タイムラインに基づき、ダム貯水率に応じた自主節水や取水制限開始の判断等の洪水対応を適切に実施した。 一方、洪水対応タイムライン未策定の3水系（豊川水系、木曽川水系、筑後川水系）のうち、豊川水系及び木曽川水系では策定に向けた動きは見られないが、筑後川水系については、引き続き、洪水対応タイムライン策定に向け、関係機関との調整を実施した。	約1.5億m³の補給を行ったことにより、水利用面での社会的影響を回避するとともに、自然環境面においても大きな効果を発揮した。 吉野川水系銅山川では、河川流況の悪化に伴い、令和4年1月28日から取水制限が実施された。洪水対応タイムラインに基づく節水に取り組むとともに、銅山川3ダム（富郷ダム・柳瀬ダム・新宮ダム）においてダム管理者の垣根を越えた3ダム連携運用を行い、洪水時における水質悪化の抑制等を図りつつ対応を実施した。この取組は、日本ダムアワード2022において「低水管理賞」を受賞した。 また、筑後川水系では、令和5年12月20日から第一次洪水調整として、小石原川ダム管理開始以降初となる6ダム等（大山ダム、小石原川ダム、寺内ダム、江川ダム、筑後大堰、合所ダム）の統合運用を開始した。これにより、筑後川本川の筑後大堰湛水域より取水する福岡地区水道企業団、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団に対して効率的な補給を行うとともに、既に企業団目的別貯水量が低下していた合所ダムの水源確保にも寄与した。 通常時は、筑後川ダム統合管理所が補給判断、各ダムの補給量算出及び補給指示を一元的に実施しているが、第一次洪水調整後の6ダム等統合運用では、より効率的かつ効果的な水源運用が求められた。このため、水資源機構が各ダムの貯留バランス及び水源予測を基に補給対象ダム及びダム毎の補給量を筑後川ダム統合管理所に提案し、それらの情報を踏まえ、同統合管理所が補給量の算出及び指示を行った。 その後も流況が悪化し、令和6年2月14日時点で主要6施設の合計貯水量は約3割まで低下した。このため、令和6年2月17日からは第二次洪水調整として、6ダム等統合運用に加え、取水制限（福岡地区水道企業団10％、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団3％）を実施するとともに、山口調整池の貯留水40万m³を活用した運用を行った。 豊川用水では、東海地方の梅雨開けが平年に比べ23日ほど早く、令和7年8月の宇連ダム地点降水量も平年の約48％と少ない状況となったため、8月28日から、節水対策（農上工一律5％）を実施した。その後の10月	理事務所（以下「ダム統管」）が補給の判断や各ダムの補給量の算出と補給指示を一元的に実施しているが、機構が各ダムの貯留バランスや水源予測を基に補給対象ダム、ダム毎の補給量についてダム統管に提案し、それらの情報を踏まえてダム統管より各ダムの補給量の算出と補給指示を行うことにより、効率的な補給を実施するとともに、既に企業団の目的別貯水量が低下していた合所ダムの温存に寄与した。	令和7年度の洪水対応では、本社、中部支社、関西・吉野川支社淀川本部、吉野川本部、筑後局及び各事務所に洪水対策本部等を設置し、水源状況等について、一般への情報発信、関係機関への情報提供の頻度を高め、節水の啓発等を行うとともに、洪水対応タイムライン等に基づき、河川管理者、利水者等と連携を図りつつ、降雨状況に合わせてダムからの補給量をきめ細かく調整するなど、効率的な水運用を図った。	
				このように、気候変動の影響が顕在化し、過去に例のない対応が必要となる中で、国民生活や経済活動において必要不可欠な安全で良質な水を供給し続けた機構の調整能力及び対応力は特筆すべきものであり、また、困難度「高」と設定した項目に対して確実	水質事故対応訓練を定期的に実施し、関係機関との合同訓練により連携強化しており、淡水赤潮等の水質異常や油流出等の水質事故の際には、関係機関等と迅速な連絡調整を図るとともに、必要に応じて拡散防止対策を実施することで、その影響の回避・軽減を図った。	令和4年度から令和6年度における利根川水系、淀川水系及び吉野川水系で発生した洪水では、洪水対応タイムラインに基づき、ダム貯水率に基づいた自主節水や取水制限開始のタイミングを判断するなどの洪水対応を行うとともに、洪水対応タイムライン未策定の筑後川水系については、策定に向け、関係機関と調整を進めている。 なお、洪水調整のために開催された協議会等への出席率100％を達成した。 このように、気候変動の影響が顕在化し、過去に例のない対応が必要となる中で、国民生活や経済活動において必要不可欠な安全で良質な水を供給し続けた機構の調整能力及び対応力は特筆すべきものであり、また、困難度「高」と設定した項目に対して確実	令和4年度から令和6年度における利根川水系、淀川水系及び吉野川水系で発生した洪水では、洪水対応タイムラインに基づき、ダム貯水率に基づいた自主節水や取

	有等を図る。 ③ 水質事故や第三者に起因する突発事象等を含め水質異常が発生した場合には、迅速に河川管理者、利水者を始めとする関係機関へ情報提供し、的確な施設操作や拡散防止策等を関係機関と連携して実施することで、その影響の回避・軽減を図る。 また、機構が実施する工事等に起因する水質事故の防止を徹底するとともに、水質事故の発生時には迅速かつ適切に対応する。 ④ より良質な用水供給を行うために、水系全体の水質改善に向けた様々な施策について検討を行う場に参画し、関係機関と連携して施策の具体化に取り組む。		また、渇水調整のために開催された渇水調整協議会等には全て出席し、渇水被害の軽減に向けて緊密な連携が図られるよう、国、地方公共団体、関係機関及び利水者に対し、ダムの水源情報を共有した。	～12月の宇連ダム地点降水量も平年の6割～3割と少雨となり貯水量が回復せず、段階的に節水対策を強化することとなった。 水資源機構では、対策の時期や節水率等の対策内容の検討を行うと共に、節水対策の実施に向けては、円滑に対策が行えるように各利水者及び河川管理者等と節水対策に関する事前調整を行い、各自治体や受水企業等の末端ユーザー等の地域への影響等を踏まえ、速やかな節水対策の実施と効果的な広報が可能となるように取り組みを行った。 これら各河川の取水制限等に併せて本社、支社局及び各事務所に渇水対策本部や渇水対策支部を設置し、水源状況や取水状況等について、一般への情報発信や関係機関への情報提供の頻度を高め、節水の啓発等を行うとともに、渇水対応タイムラインに基づき河川管理者、利水者及び関係機関と連携を図りつつ、降雨状況に合わせてダムからの補給量をきめ細かく変更するなど、効率的な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響軽減を図った。 - 水資源機構が管理する54施設において水質管理計画を策定し、同計画に基づき日常的に水質情報を把握して利水者等へ提供するとともに、曝気循環設備や選択取水設備等の水質保全対策設備を適切に運用することにより、水質異常への対応に取り組んだ。 - 平常時から河川管理者及び利水者をはじめとする関係機関と連携し、水質調査結果等の情報共有を図るとともに、定期的な連絡会議において水質改善の取組や水質に関する情報交換を実施した。 - 水質事故対応訓練を定期的に実施するとともに、関係機関との合同訓練により連携強化を図り、水質事故や水質異常発生時における的確な施設操作及び拡散防止策を迅速かつ効果的に実施できる体制の整備に取り組んだ。 - 水資源機構の施設における富栄養化現象や濁水長期化現象等の水質異常発生時、又は水資源機構の施設及びその周辺における水質事故発生時には、河川管理者及び利水者をはじめとする関係機関へ迅速に情報提供し、的確な施設操作及び拡散防止策を関係機関と連携して実施することで、影響の回避・軽減を図った。 - また、水資源機構が実施する工事等に起因する水質事故の防止を徹底するた	に成果を出したと高く評価できる。 以上を総合的に判断し、当該法人の業務向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が見込まれることから、A評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ （特になし） ＜その他事項＞ （外部有識者からの主な意見） 広域的な渇水リスクに対し迅速に本部体制を整備し、渇水対応タイムラインを活用した適切な渇水調整や関係機関と連携した水質異常の影響回避・軽減など、きめ細やかな施設操作などにより効果的な水運用を実施したことについて高く評価する。また、災害の有無にかかわらず、通常時においても安全で良質な水の安定した供給が行えていること自体に対して適切に評価されるべきであると考える。	水制限開始のタイミングを判断するなどの渇水対応を行うとともに、渇水対応タイムライン未策定の筑後川水系については、策定に向け、関係機関と調整を進めている。 なお、渇水調整のために開催された協議会等への出席率100％を達成した。 このように、気候変動の影響が顕在化し、過去に例のない対応が必要となる中で、国民生活や経済活動において必要不可欠な安全で良質な水を供給し続けた機構の調整能力及び対応力は特筆すべきものであり、また、困難度「高」と設定した項目に対して確実に成果を出したと高く評価できる。 以上を総合的に判断し、当該法人の業務向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が見込まれることから、A評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ （特になし） ＜その他事項＞ （外部有識者からの主な意見） - 豊川水系を含む愛知県三河地方の渇水状況が報道されていたが、節水対応を含む適切な対応がとられたことで、安定した対応がなされたと評価する。各地で渇水が発生している中で、定量目標が達成されたことは、上位評価に値する。 - 安定的な水資源の確保を図り、24時間365日の安定的な給水を行うことが水道の使命で、その点には量と質の問題があるが、量に関しては機構によるダムのコントロールによ
--	--	--	--	---	---	---

				め、工事受注者に対する指導を強化した。 さらに、良質な用水供給の実現に向け、水系全体の水質改善に関する施策を検討する場へ参画し、貯水池及び取水口における水質状況や水質調査結果等の情報共有を行うことで、流入水質の改善に向けた取組等の具体化を図った。 - 吉野川水系では、全国のフルプラン水系に先駆けて策定された、吉野川水系渇水対応タイムラインの策定に積極的に参画し、令和3年1月からの運用を開始することができた。 淀川水系では、近畿地方で初めてとなる淀川水系渇水対応タイムラインの策定に積極的に参画し、同タイムラインが5つの渇水対策会議等ごとに策定され、令和3年4月からの運用を開始することができた。 利根川・荒川水系では、関東地方で初となる利根川水系渇水対応タイムライン及び荒川水系渇水対応タイムラインの策定に積極的に参画し、令和3年12月からの運用を開始することができた。 第5期中期目標期間において、利根川水系、淀川水系及び吉野川水系で発生した渇水では、渇水対応タイムラインに基づき、ダム貯水率に応じた自主節水や取水制限開始の判断等の渇水対応を適切に実施した。 一方、渇水対応タイムライン未策定の3水系（豊川水系、木曽川水系、筑後川水系）のうち、豊川水系及び木曽川水系では策定に向けた動きは見られないが、筑後川水系については、引き続き、渇水対応タイムライン策定に向け、関係機関との調整を実施した。 また、渇水調整のために開催された渇水調整協議会等には全て出席し、渇水被害の軽減に向けて緊密な連携が図られるよう、国、地方公共団体、関係機関及び利水者に対し、ダムの水源情報を共有した。 - これらの取組により、困難度を高く設定した目標について、中期目標における所期の目標を達成したと判断できることから、A評価とした。		るところが大きいことは理解するが、水質に関しての取組や工夫についても評価対象に取り込む必要があるのではないか。 ・渇水対応タイムラインを活用した適切な渇水調整や関係機関と連携した水質異常の影響回避・軽減など、きめ細やかな施設操作などにより効果的な水運用を実施したことについて高く評価する。特に筑後川水系6ダム統合運用における効率的かつ効果的な水運用提案については特筆すべきものがある。また、災害の有無にかかわらず、通常時においても安全で良質な水の安定した供給が行えていること自体に対して適切に評価されるべきであると考える。 ・吉野川上流ダム群、寺内ダム、牧尾ダム、徳山・横山ダム連携など、各年度の洪水対応で水位低減や洪水負荷軽減の実績が示されている。治水と利水の調整を伴う内容であり、A評価に異論はない。 ・洪水調節機能を適切に発揮するとともに、防災操作技術の向上や関係機関との連携強化に継続的に取り組んできたことは高く評価できる。A評価は妥当であると考える。
4. その他参考情報						
特になし。						

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－１－２	洪水被害の防止・軽減		
業務に関連する政策・施策	政策目標２：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標６：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第１項２号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な７つの水資源開発水系において、国民生活・経済に必要不可欠な「洪水被害の防止・軽減」を行うことが極めて重要であるため。また、特定施設及び利水ダム建設・管理を行っている機構は、流域の関係者と連携・協働して流域治水に取り組むことで、洪水被害の防止・軽減への取組をこれまで以上に深化させ、気候変動の影響で激甚化・頻発化する水災害から国民の生命と財産を守る必要があるため。 困難度：「高」 ① 降雨等の定量予測については、ダム流域という比較的狭いエリアが対象であり、依然として精度上の技術的制約がある中で、確実な洪水調節を実施する必要があるため。 ② 近年の気候変動等による局所的な豪雨や、記録的な短時間雨量等、施設計画規模を超える洪水に対応しなければならない災害が増加しつつあるため。 ③ 下流の河川整備の状況を踏まえつつ、河川管理者の指示や、下流の地方公共団体等と住民避難に関する情報等を共有しながら高度な専門技術を必要とするダム等施設管理を的確に実施する必要があるため。 ④ ダムの事前放流を行うには、ダムごとの上流域の予測降雨量、ダム下流の河川における現況の流下能力等の状況判断に加え、治水協定を踏まえた関係利水者との綿密な調整等を行う必要があるため。 ⑤ 新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う制限下であっても、洪水被害の防止・軽減に関する業務を切れ目なく継続的に行うことは、国民経済の成長と国民生活の向上に不可欠であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度			R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	
洪水調節適正 実施割合 （計画値）	洪水調節適正実施割 合（注１）100％	—	—	—	—	—		予算額（千円）	45,658,521 (26,210,633)	49,762,309 (28,086,036)	50,756,028 (28,073,419)	54,051,444 (29,969,260)	
洪水調節適正 実施割合 （実績値）	洪水調節適正実施割 合（注１）	100％	100％	100％	100％	100％		決算額（千円）	43,976,813 (25,375,909)	47,460,264 (26,274,883)	48,221,675 (26,621,760)	49,884,553 (27,270,413)	
達成度	—	—	100％	100％	100％	100％		経常費用（千円）	114,032,433 (64,890,793)	117,229,840 (65,766,002)	118,047,095 (66,255,692)	119,966,104 (66,203,257)	
情報発信する ための説明会 等の実施件数 （計画値）	—	—	—	—	—	—		経常利益（千円）	△428,948 (△186,318)	△204,644 (△68,905)	△198,775 (△40,752)	△201,233 (△78,800)	
情報発信する ための説明会 等の実施件数 （実績値）	—	—	45件	59件	68件	63件		行政コスト（千円）	114,021,919 (64,890,793)	118,631,635 (66,030,219)	118,585,332 (66,255,822)	120,847,721 (66,998,834)	
達成度	—	—	—	—	—	—		従事人員数	852 (505)	884 (542)	865 (532)	880 (550)	

〈定量目標〉各年度の洪水調節適正実施割合：100％
（注１）洪水調節適正実施割合は、洪水回数に対して適正に洪水調節対応を行った割合である。
（注２）水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
（注３）（ ）は、ダム等の管理業務に係る予算額等を参考値として示すもので内数である。
（注４）従事人員数は、１月１日時点。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	機構は、洪水（高潮を含む。）防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む「特定施設」の管理を行うことから、治水機能を有するダム等施設においては、的確な洪水調節等を行い、洪水被害の防止・軽減を図ること。 また、令和3年4月28日に成立した特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）（通称「流域治水関連法」）に基づく「流域治水」（流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策）を推進するため、治水機能を有するダムの建設・再生による洪水調節機能の増強や、河川法（昭和39年法律第167号）第26条の許可を受け設置した利水ダム等の事前放流の実施、新技術を用いた高度なダム操作のためのシステム開発・実装による既設ダム機能の最大活用等、流域全体で洪水被害を防止・軽減させるための対策に、関係機関や関係者と密接な連携を図りつつ重点的に取り組むこと。 なお、過去の台風や豪雨等の災害発生時に機構が関係者と連携して取り組んだ事例や成果等を、より多くの関係者に分かりやすく情報発信すること。 また、下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発生している場合において、河川管理者の指示や下流の地方公共団体から洪水被害軽減に係る要請があった場合等	機構は、洪水（高潮を含む。）防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む「特定施設」の管理を行うことから、治水機能を有するダム等施設においては、的確な洪水調節等を行い、洪水被害の防止・軽減を図る。 また、令和3年4月28日に成立した特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号。通称「流域治水関連法」。）に基づく「流域治水」（流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策）を推進するため、治水機能を有するダムの建設・再生による洪水調節機能の増強や、河川法（昭和39年法律第167号）第26条の許可を受け設置した利水ダム等の事前放流の実施、新技術を用いた高度なダム操作のためのシステム開発・実装による既設ダム機能の最大活用等、流域全体で洪水被害を防止・軽減させるための対策に、関係機関や関係者と密接な連携を図りつつ重点的に取り組む。 具体的には、以下の取組を行う。	<定量目標> ・各年度の洪水調節適正実施割合100% <指標> ・機構が管理する特定施設及び利水ダムの関係者（国や地方公共団体を除く。）への洪水被害軽減のための取組事例や成果等を情報発信するための説明会等の実施件数 <評価の視点> 的確な洪水調節等を実施し、洪水被害の防止又は軽減を図ることができたか。	<主要な業務実績> (1)的確な洪水調節等の実施と関係機関との連携 第5期中期目標期間において、洪水調節を目的に含む全25ダム（令和4年度は24ダム）で延べ49ダム、延べ135回の洪水調節を実施し、ダム等の治水機能を確実に発揮させた。これにより、定量目標である洪水調節適正実施割合100%を達成した。 特に顕著な取組として、令和5年7月7日以降、九州北部を中心に停滞した梅雨前線により発生した降雨は、7月10日未明の線状降水帯の発生と停滞により記録的な豪雨となり、筑後川中下流域に大きな被害をもたらした。寺内ダム流域では最大時間雨量69mm、総雨量約510mmを記録し、流入量は平成29年九州北部豪雨に次ぐ規模である最大毎秒530㎡に達した。 寺内ダムでは、令和5年7月10日午前2時40分に洪水調節を開始したが、午前5時頃の降雨流出予測により、約6時間後の午前11時頃には洪水調節容量の約8割を消費し、洪水時最高水位を超過することが予測された。このため、午前5時40分に「緊急放流5時間前情報」、午前8時30分に「緊急放流3時間前通知」を関係機関へ発出し、沿川住民の避難措置を依頼した。 しかし、1時間50mm超の強い降雨により、洪水調節容量8割到達予測が従前より2時間前倒しとなったことから、午前8時50分に「緊急放流1時間前通知」を発出した。その後、午前9時50分に緊急放流を開始し、午前11時に流入量と放流量がほぼ一致、午後4時50分に緊急放流を終了した時点で、洪水調節容量をほぼ使い切った。 緊急放流に至ったものの、約8時間にわたり洪水調節を行った結果、金丸橋地点（寺内ダム下流）の最高水位3.89m、氾濫危険水位3.87mを2cm超過するにとどまった。寺内ダムの調節がなければ水位は5.27m（氾濫危険水位＋1.4m）に達し、深刻な浸水被害が発生した可能性が高い。これは、平常時から異常洪水を想定した訓練を継続し、防災力・管理技術力の向上に努めてきた成果である。 令和6年8月29日に鹿児島県へ上陸した台風10号は九州・四国を通過し、9月1日に紀州半島沖で熱帯低気圧に変わった。台風の影響により、徳山ダム上流では約207mm、横山ダム上流では約247mmの流域平均総雨量を観測した。 徳山ダム（水資源機構管理）と横山ダム（国土交通省管理）は揖斐川本川の上下流に位置し、令和6年度から横山ダムの管理を水資源機構が受託していたことから、流入量予測や操作タイミングに関する情報交換を密に行い、円滑な防災操作を実施した。 徳山ダムでは最大毎秒約488㎡の流入量を全量貯留、横山ダムでは最大毎秒約445㎡のうち約38%に相当する毎秒約168㎡を貯留し、2ダム合計で約1,140㎡の洪水貯留を実施した。その結果、揖斐川の岡島地点では水位を約1.10m低減し、水防団出動水位の超過を防止するとともに、万石地点では約0.50m低下させた。 洪水調節を目的に含む全ダムにおいて、洪水期前に防災操作説明会を開催し、緊急放流を含む防災操作の内容、下流河川の状況、計画規模を超える出水時の対応を説明し、関係機関との情報共有を図った。 第5期中期目標期間において、関連水系における流域治水協議会に延べ41回参画し、また、大規模氾濫減災協議会に延べ120回参画し、出水時の情報伝達、洪水時対応、訓練実施等によりリスクコミュニケーションを図った。 また、放流警報設備を、放流警報に支障のない範囲で地方公共団体が災害情報や避難情報を周知するための情報伝達手段として活用することについて説明するとともに、既存協定に基づく利用要請の伝達訓練を実施した。	<評定と根拠> 評定：A ・第5期中期目標期間において、洪水調節を目的に含む全25ダム（令和4年度は24ダム）で延べ49ダム、延べ135回の洪水調節を実施し、ダム等の治水機能を確実に発揮させた。これにより、定量目標である洪水調節適正実施割合100%を達成した。 ・特に顕著な取組として、令和5年7月7日以降、九州北部を中心に停滞した梅雨前線により発生した降雨は、7月10日未明の線状降水帯の発生と停滞により記録的な豪雨となり、筑後川中下流域に大きな被害をもたらした。寺内ダム流域では最大時間雨量69mm、総雨量約510mmを記録し、流入量は平成29年九州北部豪雨に次ぐ規模である最大毎秒530㎡に達した。 寺内ダムでは、令和5年7月10日午前2時40分に洪水調節を開始したが、午前5時頃の降雨流出予測により、約6時間後の午前11時頃には洪水調節容量の約8割を消費し、洪水時最高水位を超過することが予測された。このため、午前5時40分に「緊急放流5時間前情報」、午前8時30分に「緊急放流3時間前通知」を関係機関へ発出し、沿川住民の避難措置を依頼した。 しかし、1時間50mm超の強い降雨により、洪水調節容量8割到達予測が従前より2時間前倒しとなったことから、午前8時50分に「緊急放流1時間前通知」を発出した。その後、午前9時50分に緊急放流を開始し、午前11時に流入量と放流量がほぼ一致、午後4時50分に緊急放流を終了した時点で、洪水調節容量をほぼ使い切った。 緊急放流に至ったものの、約8時間にわたり洪水調節を行った結果、金丸橋地点（寺内ダム下流）の最高水位3.89m、氾濫危険水位3.87mを2cm超過するにとどまった。寺内ダムの調節がなければ水位は5.27m（氾濫危険水位＋1.4m）に達し、深刻な浸水被害が発生した可能性が高い。これは、平常時から異常洪水を想定した訓練を継続し、防災力・管理技術力の向上に努めてきた成果である。 ・令和6年8月29日に鹿児島県へ上陸した台風10号は九州・四国を通過し、9月1日に紀州半島沖で熱帯低気圧に変わった。台風の影響により、徳山ダム上流では約207	評定	A	評定	A
						<評定に至った理由>		<評定に至った理由>	
						前線・台風等による洪水被害の防止・軽減のため、延べ116回の洪水調節を適正に実施した結果、治水効果を確実に発揮し、定量目標である「洪水調節適正実施割合」100%を達成した。		前線・台風等による洪水被害の防止・軽減のため、延べ135回の洪水調節を適正に実施した結果、治水効果を確実に発揮し、定量目標である「洪水調節適正実施割合」100%を達成した。	
						・ 渇水により貯水位が低下していた吉野川上流ダム群では、令和4年台風第14号による確実な貯水量の回復が要求される一方で、刻々と変化する予測雨量に応じて、ダムからの放流量を適切に設定し、確実に洪水調節容量を確保する対応に迫られた。その中で、吉野川水系銅山川の富郷ダム、柳瀬ダム、新宮ダムでは、令和3年度から国土交通省が管理する柳瀬ダムの管理を機構が受託し、連続する3つのダムを効率的かつ効果的に運用する「3ダム連携操作検討プログラム」を活用することにより、下流の河川に対して洪水調節の効果を発揮するとともに、連携操作を行いながら3ダムの利水容量を100%まで回復させた。		・ 渇水により貯水位が低下していた吉野川上流ダム群では、令和4年台風第14号による確実な貯水量の回復が要求される一方で、刻々と変化する予測雨量に応じて、ダムからの放流量を適切に設定し、確実に洪水調節容量を確保する対応に迫られた。その中で、吉野川水系銅山川の富郷ダム、柳瀬ダム、新宮ダムでは、令和3年度から国土交通省が管理する柳瀬ダムの管理を機構が受託し、連続する3つのダムを効率的かつ効果的に運用する「3ダム連携操作検討プログラム」を活用することにより、下流の河川に対して洪水調節の効果を発揮するとともに、連携操作を行いながら3ダムの利水容量を100%まで回復させた。	
						・ 令和5年7月の九州北部の豪雨では、寺内ダムで管理開始から45年目で初めてとなる緊急放流に至ったものの洪水調節容量をほぼ使い切るという最大限の防災操作により、寺内ダムが洪水調節を行わなかった場合と比べて下流河川の水位を約1.4m低下させ、下流域の洪水被害軽減に大きな効果を発揮した。		・ 令和5年7月の九州北部の豪雨では、寺内ダムで管理開始から45年目で初めてとなる緊急放流に至ったものの洪水調節容量をほぼ使い切るという最大限の防災操作により、寺内ダムが洪水調節を行わなかった場合と比べて下流河川の水位を約1.4m低下させ、下流域の洪水被害軽減に大きな効果を発揮した。	

	は、今後のダム流域への降雨等も勘案しつつ可能な範囲で、通常の洪水調節よりも貯留量を増やして容量を有効に活用する高度な操作等に努めること。			洪水時には、関係機関に対しダムの防災操作情報や警報等を適時適切に提供するとともに、洪水調節を行った延べ49ダムの調節状況をリアルタイムでウェブサイト公表するとともに、洪水後は速やかに防災操作の効果を記者発表やウェブサイトで公表した。 さらに、地域住民や河川利用者等に対し、過去の台風や豪雨等における機構の取組や成果を紹介する説明会等を235件実施し、また、防災操作や放流警報に関する資料を分かりやすく作成し、ウェブサイトに掲載するとともに下流市町村への配布を行うなど、情報発信を強化した。	mm、横山ダム上流では約247mmの流域平均総雨量を観測した。 徳山ダム（水資源機構管理）と横山ダム（国土交通省管理）は揖斐川本川の上下流に位置し、令和6年度から横山ダムの管理を水資源機構が受託していたことから、流入量予測や操作タイミングに関する情報交換を密に行い、円滑な防災操作を実施した。 徳山ダムでは最大毎秒約488m³の流入量を全量貯留、横山ダムでは最大毎秒約445m³のうち約38％に相当する毎秒約168m³を貯留し、2ダム合計で約1,140万m³の洪水貯留を実施した。その結果、揖斐川の岡島地点では水位を約1.10m低減し、水防団出動水位の超過を防止するとともに、万石地点では約0.50m低下させた。 洪水調節を目的に含む全ダムにおいて、洪水期前に防災操作説明会を開催し、緊急放流を含む防災操作の内容、下流河川の状況、計画規模を超える出水時の対応を説明し、関係機関との情報共有を図った。 第5期中期目標期間において、関連水系における流域治水協議会に延べ41回参画し、また、大規模氾濫減災協議会に延べ120回参画し、出水時の情報伝達、洪水時対応、訓練実施等によりリスクコミュニケーションを図った。 また、放流警報設備を、放流警報に支障のない範囲で地方公共団体が災害情報や避難情報を周知するための情報伝達手段として活用することについて説明するとともに、既存協定に基づく利用要請の伝達訓練を実施した。 洪水時には、関係機関に対しダムの防災操作情報や警報等を適時適切に提供するとともに、洪水調節を行った延べ49ダムの調節状況をリアルタイムでウェブサイト公表するとともに、洪水後は速やかに防災操作の効果を記者発表やウェブサイトで公表した。 さらに、地域住民や河川利用者等に対し、過去の台風や豪雨等における機構の取組や成果を紹介する説明会等を235件実施し、また、防災操作や放流警報に関する資料を分かりやすく作成し、ウェブサイトに掲載するとともに下流市町村への配布を行うなど、情報発信を強化した。 令和元年12月に策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議）」に基づ	減に大きな効果を発揮した。 令和6年8月台風10号では、揖斐川本川の上下流に位置する徳山ダムと横山ダムで、流入予測や操作のタイミング等の情報交換をより密に行い、円滑な防災操作を実施して、2ダムで約1,140万m³の洪水を貯留した。この洪水調節により、下流域の洪水被害軽減に大きな効果を発揮した。 令和7年7月14日から15日にかけて岐阜県で活発な雨雲が発生し、この影響により阿木川ダム（岐阜県恵那市）上流では流域平均総雨量約174mmを観測した。この降雨による洪水に対して、阿木川ダムでは、最大流入時（毎秒約223m³）に約48％に相当する毎秒約106m³を貯留し、この洪水調節により、阿木川ダム下流の大門地点における河川水位を約0.56m低減させ、避難判断水位の超過を防いだ。 流域治水協議会、大規模氾濫減災協議会に参画し、ダム下流の地方公共団体とのリスクコミュニケーションを図るとともに、過去の台風や豪雨等による災害発生時に取り組んだ事例や成果等を情報発信するための説明会等を延べ172件実施するなど、関係者への分かりやすい情報発信を行った。 治水協定に基づく利水ダムを含む10ダムで事前放流を延べ29回実施し、洪水被害の防止・軽減を図った。 このように、気候変動の影響が顕在化し、過去に例のない対応が必要となる中で、関係機関と情報等を共有しながら高度な専門技術が必要とするダム等施設管理により地域の浸水被害を防止・軽減させ、国民の生命や財産を災害から守ることに貢献し、困難度「高」と設定した項目に対して確実に成果を出したことは、高く評価できる。 以上を総合的に判断し、当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が見込まれることから、A評定	令和6年8月台風10号では、揖斐川本川の上下流に位置する徳山ダムと横山ダムで、流入予測や操作のタイミング等の情報交換をより密に行い、円滑な防災操作を実施して、2ダムで約1,140万m³の洪水を貯留した。この洪水調節により、下流域の洪水被害軽減に大きな効果を発揮した。 令和7年7月14日から15日にかけて岐阜県で活発な雨雲が発生し、この影響により阿木川ダム（岐阜県恵那市）上流では流域平均総雨量約174mmを観測した。この降雨による洪水に対して、阿木川ダムでは、最大流入時（毎秒約223m³）に約48％に相当する毎秒約106m³を貯留し、この洪水調節により、阿木川ダム下流の大門地点における河川水位を約0.56m低減させ、避難判断水位の超過を防いだ。 流域治水協議会、大規模氾濫減災協議会に参画し、ダム下流の地方公共団体とのリスクコミュニケーションを図るとともに、過去の台風や豪雨等による災害発生時に取り組んだ事例や成果等を情報発信するための説明会等を延べ235件実施するなど、関係者への分かりやすい情報発信を行った。 治水協定に基づく利水ダムを含む10ダムで事前放流を延べ29回実施し、洪水被害の防止・軽減を図った。 このように、気候変動の影響が顕在化し、過去に例のない対応が必要となる中で、関係機関と情報等を共有しながら高度な専門技術が必要とするダム等施設管理により地域の浸
--	---	--	--	--	---	---	---

		りやすく情報発信する。 (2) 異常洪水に備えた対応の強化 洪水被害の防止・軽減に向けた取組を強化するため、治水協定に基づく利水ダム等の事前放流に的確に取り組む。 内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム」(SIP)において検討を進めているアンサンブル降雨予測情報を用いたダムへの流出予測を活用したダム操作の高度化を進めるとともに、現在開発を進めているダム群連携最適操作シミュレータを一部、試行的に実装し、その効果を検証しつつ、ダム操作の支援環境の構築を進めるなど、既存施設の機能を最大限活用する方策について検討を進める。 さらに、下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発生している場合において、河川管理者の指示や下流の地方公共団体から洪水被害軽減に係る要請があった場合等は、今後のダム流域への降雨等も勘案しつつ可能な範囲で、通常の洪水調節よりも貯留量を増やして容量を有効に活用する高度な操作等に努める。			き、利水ダムも含め水系ごとに治水協定を締結し(特定施設24ダム、利水ダム12ダム)、事前放流等に取り組んでいる。 第5期中期目標期間において、特定施設6ダムで延べ8回、利水ダム4ダムで延べ21回の事前放流を実施した。 - 木曽川水系王滝川の牧尾ダムでは、令和5年5月の前線に伴う降雨により、木曽川水系治水協定に定める基準降雨量230mmを超過する予測となったため、7つの関係機関及び利水者と協議の上、5月6日16時30分から事前放流を開始した。 - 事前放流の実施により約1,141万m³の洪水調節可能容量を確保したことで、貯水池最高水位を常時満水位以下のEL.878.75mに抑制し、ダムの安全性を確保した。また、最大約236m³/秒の放流量を低減し、下流の洪水負荷軽減に寄与した。 - アンサンブル降雨予測情報のダム管理への実務的な浸透を図るため、BRIDGE(研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム)における「ダム運用高度化による流域治水能力向上と再生可能エネルギー増強の加速化プロジェクト」を令和5年度に受託した。SIPⅡ期で開発した長時間アンサンブル降雨予測技術を基盤として、予測技術の融合、ダム種別及び放流操作タイミング別の予測技術活用を高度化する技術開発及び運用ルールの方策を関係機関と共同で進めるとともに、個別ダムに実装運用を開始できる環境を整備した。 - また、ダム群連携最適操作シミュレータについて、木津川ダム総合管理所及び荒川ダム総合管理所で開発し、試行運用を実施した。 - ダム下流で洪水被害の発生が予想される場合又は既に被害が発生している場合には、河川管理者の指示又は地方公共団体からの要請に応じ、通常の洪水調節よりも貯留量を増やす高度な操作(特別防災操作)の実施に取り組んでいる。 - 第5期中期目標期間において、味噌川ダムで2回の特別防災操作を実施した。 - また、利根川水系4ダム(矢木沢ダム、奈良俣ダム、下久保ダム、草木ダム)、荒川水系2ダム(浦山ダム、滝沢ダム)、淀川水系1ダム(川上ダム)、吉野川水系4ダム(池田ダム、早明浦ダム、新宮ダム、富郷ダム)の延べ11ダムで「特別防災操作指示要領」を策定した。 - さらに、日吉ダムでは、特別防災操作指示要領の方策定に向け関係機関との調整を継続するとともに、味噌川ダ	とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし) <その他事項> (外部有識者からの主な意見) - 災害の激甚化が問題となる中で、各ダム施設において的確に対応し、下流沿川の洪水被害を防止・軽減させたことは高い技術力と経験に裏打ちされたものであり、大いに評価できる。 - 今後も技術力の維持・向上及び承継に取り組まれない。 - ダム下流水位低下量だけでなく、適切な対応がなされなかった場合における被害額を数値化できれば、機構の取組がより一層アピールでき、宣伝効果にもなると考える。	水被害を防止・軽減させ、国民の生命や財産を災害から守ることに貢献し、困難度「高」と設定した項目に対して確実に成果を出したことは、高く評価できる。 以上を総合的に判断し、当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が見込まれることから、A評定とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし) <その他事項> (外部有識者からの主な意見) - 洪水被害防止軽減に関して、定量目標を達成していることは評価に値する。 - 雨の降り方の変化、災害の激甚化が問題となる中で、各ダム施設において的確に対応し、下流沿川の洪水被害を防止・軽減させたことは機構の持つ高い技術力と経験に裏打ちされたものであり、大いに評価できる。今後も技術力の維持・向上及び継承に取り組まれない。 - 吉野川上流ダム群、寺内ダム、牧尾ダム、徳山・横山ダム連携など、各年度の洪水対応で水位低減や洪水負荷軽減の実績が示されている。治水と利水の調整を伴う内容であり、A評定に異論はない。 - 洪水調節機能を適切に発揮するとともに、防災操作技術の向上や関係機関との連携強化に継続的に取り組んできたことは高く評価できる。A評価は妥当であると考ええる。
--	--	---	--	--	--	---	--

					ムにおける降雨ピーク前の特別防災操作の実施を踏まえ、アンサンブル降雨予測技術を活用した新たな適用ルール案を作成し、次期洪水期からの運用に向けて河川管理者と協議した。また、特別防災操作の適用可否について、Web上でリアルタイムに関係者と情報共有するための画面表示案を作成した これらの取組により、困難度を高く設定した目標について、中期目標における所期の目標を達成したと判断できることから、A評価とした。 <課題と対応> 特になし。	
4. その他参考情報						
特になし。						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－3	危機的状況への的確な対応		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 6：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第 1 項 2 号及び 3 号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 近年、風水害、渇水、地震等の災害が多発化、激甚化しつつある中で、国民生活・経済に必要な水資源開発施設の被災等を極力軽減し、早期に復旧を図ることは極めて重要であるため。 また、他機関施設の被災時に、機構の有する高い技術力等を活かし、被災による影響の軽減や早期復旧のための支援を行うことが極めて重要であるため。 困難度：「高」 目標として、 ① 風水害、大規模地震、異常渇水等の事態の危機的状況については、様々な被害状況等に対応できるよう、十分な危機管理体制を整備する必要があると同時に、発生した被害状況に応じて高い技術力を必要とする迅速な施設復旧を行うこと。 ② 被災状況等に応じて協力業者、物資等の確保や備蓄資材を活用した直営の支援を実施するなど、機構の業務に支障のない範囲で、機構の技術力を活かした他機関施設の復旧対応等、他機関への迅速な支援を行うことを設定しているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ												
	① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間平均実施回 数（見込み）	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
	災害対応訓練の実施 回数	－	393回	432回	421回	408回	404回		予算額（千円）	139, 341, 231	136, 636, 975	157, 964, 757
	各年度の災害支援協 定等に基づく連携を 強化する取組回数	－	64回	84回	78回	97回	72回		決算額（千円）	135, 187, 966	129, 560, 510	143, 367, 990
									経常費用（千円）	117, 468, 926	124, 110, 600	120, 817, 071
									経常利益（千円）	2, 963, 808	2, 654, 074	1, 890, 175
									行政コスト（千円）	117, 680, 354	125, 726, 324	121, 555, 923
									従事人員数	1, 239	1, 204	1, 249

〈指標〉各年度の災害対応訓練の実施回数
各年度の災害支援協定等に基づく連携を強化する取組回数
（注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
（注 2）従事人員数は、1 月 1 日時点。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
			<定量目標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定：S	評定	S	評定	S
		危機管理体制の強化を図るとともに、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故や施設機能低下、異常渇水等に備えた対策の強化等により危機管理能力の向上を図り、危機的状況に的確に対応する。 また、災害発生時の迅速な災害復旧工事等を的確に実施するとともに、保有する備蓄資機材の情報共有・相互融通等、関係機関との連携を図る。 具体的には、以下の取組を行う。	<指標> ・各年度の災害対応訓練の実施回数 393回 ・各年度の災害支援協定等に基づく連携を強化する取組回数 64回 <評価の視点> 危機的状況に備え、危機管理体制の強化及び危機管理能力の向上を図り、危機的状況に的確に対応したか。 災害発生時に迅速な災害復旧工事を的確に実施するとともに関係機関との連携を図ったか。	(1)危機的状況に対する平常時からの備えの強化 ダム、堰及び水路の効率的・効果的な施設管理を推進するため、草木ダム、味噌川ダム、徳山ダム、南摩ダム、牧尾ダム、旧吉野川河口堰及び女男石頭首工の7施設において管理用制御処理設備の整備を進め、草木ダム、味噌川ダム及び徳山ダムでは整備が完了した。南摩ダム、牧尾ダム、旧吉野川河口堰及び女男石頭首工については、令和8年度の完了を目指し整備を継続している。 下久保ダムにおいては、監査廊内のWi-Fi設備の整備を完了した。また、ダム操作設備のバックアップ及び機能二重化に向け、遠隔操作を見据えた設備設計を進めた。 関係機関と連携し、大規模地震、水インフラ老朽化に伴う事故、異常渇水等の危機的状況を想定した災害対応訓練を、中期目標期間において平均416回実施した。また、災害支援協定等に基づく連携強化の取組を平均83回実施した。これらの実績は、中期目標等で定められた平均実施回数（見込み）393回及び64回を上回り、災害対応訓練は106%、連携強化取組は130%となった。 さらに、非常時参集訓練、設備操作訓練及び備蓄資機材を活用した訓練等を通じ、危機管理能力の向上を図った。備蓄資機材の相互融通や情報共有のため、水資源機構が保有する備蓄資機材情報の共有化を継続した。 危機管理体制の維持に向け、4事務所の防災宿舍について改修工事等を完了した。また、全事務所で宿舍整備計画を策定し、防災宿舍の計画的な整備・維持管理に取り組んだ。 加えて、ポンプ車及びクレーン付トラックの法令点検整備、可搬式浄水装置の定期整備を実施し、備蓄資材については管理台帳や使用記録簿と照合した規格・数量の確認等、適切な管理に努めた。 防災業務の機能強化に向け、防災業務計画本社細則における防災本部の構成及び業務内容を見直した。柳瀬ダム（国土交通省四国地方整備局）の管理受託に伴い、関西・吉野川支社吉野川本部で防災態勢を発令するよう同細則を改正したほか、日本海溝・千島海溝周辺地震に係る特別措置法の改正及び気象庁による北海道・三陸沖後発地震注意情報に関連し、茨城県及び千葉県に所在する水資源機構の施設の追加を踏まえ、防災業務計画及び本社細則の見直しを行った。 可搬式浄水装置（2号機）の更新に伴い、管理規程の一部を改正した。また、利根大堰では堰上流の取水位確保が困難となる取水障害を想定し、水資源機構、利水者及び河川管理者が相互連携する業務継続計画（取水障害対応編）を策定した。これに基づき、情報伝達訓練及びポンプ車等の操作訓練を水資源機構主催で実施した。 第5期中期目標期間において、45件の漏水事故が発生したが、「漏水事故対応マニュアル」に基づき迅速に対応した結果、用水供給の確保及び被害拡大の防止を図ることができた。 また、同マニュアルをクラウド型文書管理・情報共有環境に掲示し、全職員への周知徹底を図ることで危機管理体制を強化している。 災害時の復旧工事における借地等に係る損失補償の迅速化と適正化を図るため、「災害時の復旧工事における工事用借地に係る損失補償マニュアル」について、用地担当以外の職員も対象とした勉強会、研修及び会議を通じて周知徹底した。	・ダム、堰及び水路の効率的・効果的な施設管理を推進するため、草木ダム、味噌川ダム、徳山ダム、南摩ダム、牧尾ダム、旧吉野川河口堰及び女男石頭首工の7施設において管理用制御処理設備の整備を進め、草木ダム、味噌川ダム及び徳山ダムでは整備が完了した。南摩ダム、牧尾ダム、旧吉野川河口堰及び女男石頭首工については、令和8年度の完了を目指し整備を継続している。 ・下久保ダムにおいては、監査廊内のWi-Fi設備の整備を完了した。また、ダム操作設備のバックアップ及び機能二重化に向け、遠隔操作を見据えた設備設計を進めた。 ・関係機関と連携し、大規模地震、水インフラ老朽化に伴う事故、異常渇水等の危機的状況を想定した災害対応訓練を、中期目標期間において平均416回実施した。また、災害支援協定等に基づく連携強化の取組を平均83回実施した。これらの実績は、中期目標等で定められた平均実施回数（見込み）393回及び64回を上回り、災害対応訓練は106%、連携強化取組は130%となった。 さらに、非常時参集訓練、設備操作訓練及び備蓄資機材を活用した訓練等を通じ、危機管理能力の向上を図った。備蓄資機材の相互融通や情報共有のため、水資源機構が保有する備蓄資機材情報の共有化を継続した。 ・危機管理体制の維持に向け、4事務所の防災宿舍について改修工事等を完了した。また、全事務所で宿舍整備計画を策定し、防災宿舍の計画的な整備・維持管理に取り組んだ。 加えて、ポンプ車及びクレーン付トラックの法令点検整備、可搬式浄水装置の定期整備を実施し、備蓄資材については管理台帳や使用記録簿と照合した規格・数量の確認等、適切な管理に努めた。 ・防災業務の機能強化に向け、防災業務計画本社細則における防災本部の構成及び業務内容を見直した。柳瀬ダム（国土交通省四国地方整備局）の管理受託に伴い、関西・吉野川支社吉野川本部で防災態勢を発令するよう同細則を改正したほか、日本海溝・千島海溝周辺地震に係る特別措置法の改正及び気象庁による北海道・三陸沖後発地震注意情報に関連し、茨城	<評定に至った理由> 令和4年度から令和6年度は、災害対応訓練を平均420回/年（対指標：107%）実施するとともに、災害支援協定等に基づく連携を強化する取組を平均86回/年（対指標：134%）実施するなど、平常時からの備えの強化に積極的に取り組んでいる。また、備蓄資機材の情報の共有化を図るため、機構が保有する備蓄資機材の情報共有化を継続している。 ・令和4年度から令和6年度に発生した23件の漏水事故については、いずれも「漏水事故対応マニュアル」に基づき迅速に対応を行い、用水供給の確保、被害拡大の防止を図った。 なお、本マニュアルについては、職員が閲覧できるよう機構内LANの掲示板に掲示して周知徹底を図っており、危機管理体制を強化している。 ・施設の臨時点検が必要な地震が計15回発生し、昼夜問わず速やかに防災体制を執り19施設において延べ26回の臨時点検を行い、安全を確認した上で用水供給を継続した。 ・災害発生時に迅速な初動対応を行うため、機構が所有する配備機材の運転等を実施できる企業と災害協定を結び（令和6年度末までに193社）、合同操作訓練等を行い、支援体制を強化した。 ・災害時等における他機関への支	<評定に至った理由> 中期目標期間には、災害対応訓練を平均416回/年（対指標：106%）実施するとともに、災害支援協定等に基づく連携を強化する取組を平均83回/年（対指標：130%）実施するなど、平常時からの備えの強化に積極的に取り組んでいる。また、備蓄資機材の情報の共有化を図るため、機構が保有する備蓄資機材の情報共有化を継続している。 ・令和4年度から令和6年度に発生した23件の漏水事故については、いずれも「漏水事故対応マニュアル」に基づき迅速に対応を行い、用水供給の確保、被害拡大の防止を図った。 ・施設の臨時点検が必要な地震が計20回発生し、昼夜問わず速やかに防災体制を執り25施設において延べ32回の臨時点検を行い、安全を確認した上で用水供給を継続した。 ・災害発生時に迅速な初動対応を行うため、機構が所有する配備機材の運転等を実施できる企業と災害協定を254社と締結し、支援体制を強化した。 ・災害時等における他機関への支援として、令和4年度は、明治用水頭首工で発生した漏水事故に対し、愛知県企業庁及び東海農政局からの支援要請を受け、直ちにポンプ車等を搬入すると		
(1) 機構施設の危機的状況への的確な対応 地震等の大規模災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、危機的な渇水等の危機時においても最低限必要な水を確保するため、日頃から危機的状況を想定し、対応マニュアルの整備や訓練等を実施するなど、危機管理体制の整備・強化により、危機的状況の発生時には的確な対応を図ること。 また、災害発生時の迅速な災害復旧工事等を的確に実施するとともに、保有する備蓄資機材の情報共有、災害時の融通等、関係機関との連携を図ること。	(1) 危機的状況に対する平常時からの備えの強化 大規模地震等の災害や突発事象の発生時、異常渇水時においても、用水供給に係る施設の機能が最低限維持できるよう、各種設備の充実を図る。 また、防災業務計画を適宜見直し、実践的な訓練の実施等の様々な取組を進める。 ① ダム、堰及び水路の効率的・効果的な施設管理を推進するため、管理用制御処理設備を計画的に整備・更新する。 また、ICT 技術の積極的な導入・活用を図り、災害発生時における的確な点検や応急復旧への備えを図る。 ② 関係機関と連携して、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常渇水等の危機的状況を想定した訓練を実施するとともに、備蓄資機材の情報共有・相互融通を図る。ま								

		た、非常時参集訓練、設備操作訓練、備蓄資機材等を活用した訓練等の個別訓練を実施することにより、危機管理能力の向上を図り、災害時や異常渇水時等における被害軽減に取り組む。 ③ 危機管理体制維持のため、防災宿舍・備蓄資機材の適切な整備・管理を行う。 ④ 防災業務計画、業務継続計画等について、災害対応や防災訓練等の結果を踏まえ、最新の情報や知見を盛り込むなどの見直しを適時・適切に行い、危機管理体制の強化を図る。 ⑤ 水質事故や漏水等、突発事象の発生により取水や導水ができなくなった場合に速やかに水融通や代替取水等の対応ができるよう、対応マニュアルの更新や必要に応じた追加作成を適時・適切に行うとともに、職員への周知徹底を図ることで、危機管理体制を強化する。 ⑥ 災害復旧工事において必要となる工事用借地等に係る損失補償を迅速かつ適切に行うため、マニュアルを職員に周知徹底する。 (2) 危機的状況への的確な対応 危機的状況が発生した場合には、速やかに、施設被害の拡大防止、最低限必要な用水の確保及び供給並びに施設機能の早期回復を図る。 ① 防災業務計画及び業務継続計画に基づき、迅速な情報収集・伝達を図るとともに、施設の安全の確保と用水の安定供給に努める。	が計20回発生した。 これらの地震発生時には、早朝・夜間・休日を問わず、防災業務計画等に基づき速やかに防災態勢を執り、25施設において延べ32回の臨時点検を実施し、施設の安全を確認した上で用水供給を継続した。 大規模地震、施設老朽化に伴う大規模損傷、異常渇水等の発生時には、可搬式浄水装置、ポンプ車等の備蓄資機材を活用し、最低限必要な用水の確保及び迅速な施設復旧を図った。 第5期中期目標期間において、水資源開発施設等に直接影響を及ぼす武力攻撃事態等は発生しなかったが、事象が発生した場合には、メディア報道及びEm-Netを活用して情報収集を行うとともに、防災業務計画細則の発令基準に基づき防災本部を設置し、関係機関との緊密な連携、施設の安全確保等の国民保護措置を迅速かつ的確に実施できる体制を維持している。 豪雨等の災害発生に伴い、ダム等施設及び水路等施設の一部で施設被害が生じたが、早期に応急復旧を行うとともに、施設機能の早期回復を図るため迅速に災害復旧工事を実施した。 代表例として、令和5年7月10日の豪雨では、寺内ダム及び小石原川ダムにおいて洪水調節容量内への異常堆砂が発生した。このため、施設機能の早期回復を目的に、小石原川ダムでは令和6年1月25日から、寺内ダムでは令和6年3月19日から災害復旧工事を速やかに実施し、完了させた。 (3) 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの） 第5期中期目標期間において、都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）業務は発生しなかったが、特定河川工事の代行要請に備え、全国都道府県ダム担当課長会議や支社局等を通じて都府県等への情報提供を行った。 (4) 災害時等における他機関への支援 令和4年度の明治用水頭首工における漏水事故、山口県下関市の離島（六連島）と本土を結ぶ海底送水管の漏水、令和6年1月1日16時10分に発生した「令和6年能登半島地震」、令和7年12月に東京都利島村、令和8年2月に佐賀県唐津市加唐島における可搬式浄水装置による給水支援活動等、各機関からの支援要請に基づき緊急災害対策支援本部を設置し、支援要員の手配や支援先との調整等を行った。 被災地地方公共団体及び関係機関からの支援要請に対し、水資源機構の業務に支障のない範囲で、被害の顕在化又は拡大を防ぐための技術支援を14回実施した。 備蓄資材を活用した支援として、福島県のそうま土地改良区が管理する管水路が令和4年3月16日の地震で破損し、かんがい期までに復旧する必要があったため、福島県新地町及び農林水産省東北農政局から継手補強材の支援要請を受け、利根導水総合管理所で保管していた継手補強材φ1,000mmを速やかに提供した。この支援により迅速な復旧工事が可能となり、被害拡大の防止に寄与したことから、農林水産省東北農政局長より感謝状を受領した。 備蓄機材を活用した支援として、令和4年5月の明治用水頭首工漏水事故に対し、愛知県企業庁及び東海農政局からポンプ車等の緊急支援要請があり、速やかに中部支社管内のポンプ車等を搬出し、要請から約3時間で現地に搬入して支援を開始した。また、仮設ポンプの維持管理、受益地域での巡回点検、空気弁の漏水対応等において職員8名を派遣し、日常の施設管理で培った技術を活かして効果的な支援を行った。 また、令和5年には、7月の梅雨前線による大雨で水資源機構が防災態勢をとる中、福岡県大川市からポンプパッケージの緊急支援要請があった。防災業務に支障が生じない範囲で、操作に精通した職員が技術指導を行った上で機材を貸与した。この支援に対して大川市より感謝状を受領した。 さらに、農林水産省九州農政局が管理する「遙拝堰」	県及び千葉県に所在する水資源機構の施設の追加を踏まえ、防災業務計画及び本社細則の見直しを行った。 - 可搬式浄水装置（2号機）の更新に伴い、管理規程の一部を改正した。また、利根大堰では堰上流の取水位確保が困難となる取水障害を想定し、水資源機構、利水者及び河川管理者が相互連携する業務継続計画（取水障害対応編）を策定した。これに基づき、情報伝達訓練及びポンプ車等の操作訓練を水資源機構主催で実施した。 - 第5期中期目標期間において、45件の漏水事故が発生したが、「漏水事故対応マニュアル」に基づき迅速に対応した結果、用水供給の確保及び被害拡大の防止を図ることができた。 - また、同マニュアルをクラウド型文書管理・情報共有環境に掲示し、全職員への周知徹底を図ることで危機管理体制を強化している。 - 災害時の復旧工事における借地等に係る損失補償の迅速化と適正化を図るため、「災害時の復旧工事における工事用借地に係る損失補償マニュアル」について、用地担当以外の職員も対象とした勉強会、研修及び会議を通じて周知徹底した。 - 第5期中期目標期間において、水資源機構が管理する施設で臨時点検の対象となる地震（ダム：震度4以上又はダム基礎地盤25gal以上、水路等施設：震度5弱以上）が計20回発生した。 - これらの地震発生時には、早朝・夜間・休日を問わず、防災業務計画等に基づき速やかに防災態勢を執り、25施設において延べ32回の臨時点検を実施し、施設の安全を確認した上で用水供給を継続した。 - 大規模地震、施設老朽化に伴う大規模損傷、異常渇水等の発生時には、可搬式浄水装置、ポンプ車等の備蓄資機材を活用し、最低限必要な用水の確保及び迅速な施設復旧を図った。 - 第5期中期目標期間において、水資源開発施設等に直接影響を及ぼす武力攻撃事態等は発生しなかったが、事象が発生した場合には、メディア報道及びEm-Netを活用して情報収集を行うとともに、防災業務計画細則の発令基準に基づき防災本部を設置し、関係機関との緊密な連携、施設の安全確保等の国民保護措置を迅速かつ的確に実施できる体制を維持している。 - 豪雨等の災害発生に伴い、ダム等施設及び水路等施設の一部で施設被害が生じたが、早期に応急復旧を行うと	援として、令和4年度は、明治用水頭首工で発生した漏水事故に対し、愛知県企業庁及び東海農政局からの支援要請を受け、直ちにポンプ車等を搬入するとともに、緊急災害支援隊として8名の職員を現地に派遣し仮設ポンプ等の維持管理、農業用水の受益地域における巡回点検などの支援を行った。 - 令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災地では、断水が広範囲に及び用水の不足が極めて深刻な問題となることから、1月5日に緊急災害支援隊を編成し、職員により被災地に向けて可搬式浄水装置2台の輸送を開始した。 - 令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災地では、断水が広範囲に及び用水の不足が極めて深刻な問題となることから、1月5日に緊急災害支援隊を編成し、職員により被災地に向けて可搬式浄水装置2台の輸送を開始した。 1月7日には石川県珠洲市内亀ヶ谷池の堰堤に到着し、浄水装置を設置・運転調整を行い、1月9日から生活用水として自衛隊、国が派遣する給水車両に生活用水を給水開始した。 - これにより、珠洲市総合病院、避難所のお風呂に使用され、被災された多くの方々の身体を暖め、心の癒しとなったとの報道がなされ、その後、1月12日には、水道法に基づく水質検査に合格したことから、1月5日に緊急災害支援隊を編成し、職員により被災地に向けて可搬式浄水装置2台の輸送を開始した。 1月7日には石川県珠洲市内亀ヶ谷池の堰堤に到着し、浄水装置を設置・運転調整を行い、1月9日から生活用水として自衛隊、国が派遣する給水車両に生活用水を給水開始した。 - これにより、珠洲市総合病院、避難所のお風呂に使用され、被災された多くの方々の身体を暖め、心の癒しとなったとの報道がなされ、その後、1月12日には、水道法に基づく水質検査に合格したことから、1月5日に緊急災害支援隊を編成し、職員により被災地に向けて可搬式浄水装置2台の輸送を開始した。 - 令和6年1月9日から令和6年4月19日までの102日間、延べ800人の職員を派遣して実施し、高い評価を得た。 - 令和6年5月28日に発生した豪雨による出水で、九州農政局が管理する「遙拝堰」のゲート更新のために河川内に設置していた水位確保のための仮設物が流出し、取水不能となったため、ポンプ車1台を派遣し、かんがい期間中の用水確保を目的とした応急取水を支援した。	ともに、緊急災害支援隊として8名の職員を現地に派遣し仮設ポンプ等の維持管理、農業用水の受益地域における巡回点検などの支援を行った。 - 令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災地では、断水が広範囲に及び用水の不足が極めて深刻な問題となることから、1月5日に緊急災害支援隊を編成し、職員により被災地に向けて可搬式浄水装置2台の輸送を開始した。 1月7日には石川県珠洲市内亀ヶ谷池の堰堤に到着し、浄水装置を設置・運転調整を行い、1月9日から生活用水として自衛隊、国が派遣する給水車両に生活用水を給水開始した。 - これにより、珠洲市総合病院、避難所のお風呂に使用され、被災された多くの方々の身体を暖め、心の癒しとなったとの報道がなされ、その後、1月12日には、水道法に基づく水質検査に合格したことから、1月5日に緊急災害支援隊を編成し、職員により被災地に向けて可搬式浄水装置2台の輸送を開始した。 - 令和6年1月9日から令和6年4月19日までの102日間、延べ800人の職員を派遣して実施し、高い評価を得た。 - 令和6年5月28日に発生した豪雨による出水で、九州農政局が管理する「遙拝堰」のゲート更新のために河川内に設置していた水位確保のための仮設物が流出し、取水不能となったため、ポンプ車1台を派遣し、かんがい期間中の用水確保を目的とした応急取水を支援した。
--	--	---	---	---	---	---

	② 大規模地震、施設の老朽化に伴う大規模な損傷、異常渇水等の発生時ににおいて、可搬式浄水装置、ポンプ車を含む備蓄資機材等を活用し、最低限必要な用水の確保及び速やかな施設の復旧を図る。 ③ 武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護業務計画等に基づき、対策本部の設置、関係機関との緊密な連携、施設の安全確保等の国民保護措置等を迅速かつ的確に実施する。 ④ 災害等の発生に伴い、水資源開発施設等に被害が発生した場合には、迅速に応急復旧を行うとともに、施設機能等の早期回復を図るため災害復旧工事を実施する。	(2) 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの） 都道府県等を技術的に支援するため、機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）の実施に向けた準備等を進めること。また、都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図ること。	(3) 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの） 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号。以下「機構法」という。）第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）を都道府県知事等から要請された場合に向けた準備等を進める。また、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図る。	(3) 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの） 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号。以下「機構法」という。）第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）を都道府県知事等から要請された場合に向けた準備等を進める。また、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図る。	(3) 災害時等における他機関への支援 機構は、災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定されていることから、国、被災地方公共団体及びその他の関係機関から災害等に係る支	(3) 災害時等における他機関への支援 機構は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく指定公共機関に指定されていることから、国、被災地方公共団体及びその他の関	(国営八代平野土地改良事業)では、令和6年5月28日の豪雨により仮設物が流出し取水不能となったことから、農林水産省九州農政局の要請に基づき、筑後川下流総合管理所のポンプ車(60m³/分)1台を派遣し、令和6年5月31日から6月26日までの間、かんがい期の応急取水対応に活用された。この取組に対し、農林水産省九州農政局長から感謝状を受領した。 可搬式浄水装置を活用した給水支援として、令和4年12月には山口県下関市六連島で発生した海底送水管の漏水に対応した。公益社団法人日本水道協会からの要請を受け、年末年始期間であったものの職員を派遣し、技術指導を行うとともに、速やかに応急給水を実施した。 また、令和6年能登半島地震においては、石川県珠洲市にて令和6年1月9日から同年4月19日までの102日間にわたり、延べ約800名の職員を派遣し、可搬式浄水装置による給水支援(総量約4,500m³)を実施した。加えて、未点検のため池に対する点検要請に応じ、令和6年1月13日から同年4月26日までの105日間、延べ約400名を派遣し、約320箇所のため池点検を実施した。さらに、被災した用水路の復旧に必要な備蓄資材として、水輸送用塗覆装鋼管(φ1,650mm)を提供した。これらの支援活動に対し、珠洲市長から謝意が示されるとともに、農林水産大臣から感謝状を受領した。 さらに、令和7年度には、12月に東京都利島村、令和8年2月に佐賀県唐津市加唐島に対して可搬式浄水装置を派遣し、給水支援を行うなど、水不足の解消に貢献した。 これらの支援活動により、水資源機構の技術力を活かして被害の顕在化及び拡大防止を図るとともに、危機対応能力のさらなる向上に繋がった。 平常時においては、災害発生時の迅速な初動対応に備え、水資源機構保有の機材輸送等を代行する企業との災害支援協定を254社と締結し、支援体制の整備を図った。 また、「災害時における支援活動に関する協定」を締結している公益社団法人日本水道協会と連携し、可搬式浄水装置の合同操作訓練や備蓄資機材の相互融通に関する意見交換を実施し、連携強化を図った。 令和6・7年度に実施したポンプ車操作訓練においては、農林水産省本省から地方農政局へ訓練計画を共有した上で、水資源機構が主体となって合同訓練を実施するとともに、関係自治体及び利水者の参加を積極的に促し、配備機材等に関する情報共有を行った。これにより、非常時における対応力の向上を図るとともに、関係機関間の危機管理能力の向上及び連携体制の強化を図った。	ともに、施設機能の早期回復を図るため迅速に災害復旧工事を実施した。 代表例として、令和5年7月10日の豪雨では、寺内ダム及び小石原川ダムにおいて洪水調節容量内への異常堆砂が発生した。このため、施設機能の早期回復を目的に、小石原川ダムでは令和6年1月25日から、寺内ダムでは令和6年3月19日から災害復旧工事を速やかに実施し、完了させた。 ・ 第5期中期目標期間において、都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行(特定災害復旧工事に係るもの)業務は発生しなかったが、特定河川工事の代行要請に備え、全国都道府県ダム担当課長会議や支社局等を通じて都府県等への情報提供を行った。 ・ 令和4年度の明治用水頭首工における漏水事故、山口県下関市の離島(六連島)と本土を結ぶ海底送水管の漏水、令和6年1月1日16時10分に発生した「令和6年能登半島地震」、令和7年12月に東京都利島村、令和8年2月に佐賀県唐津市加唐島における可搬式浄水装置による給水支援活動等、各機関からの支援要請に基づき緊急災害対策支援本部を設置し、支援要員の手配や支援先との調整等を行った。 ・ 被災地方公共団体及び関係機関からの支援要請に対し、水資源機構の業務に支障のない範囲で、被害の顕在化又は拡大を防ぐための技術支援を14回実施した。 ・ 備蓄資材を活用した支援として、福島県のそうま土地改良区が管理する管路が令和4年3月16日の地震で破損し、かんがい期までに復旧する必要があったため、福島県新地町及び農林水産省東北農政局から継手補強材の支援要請を受け、利根導水総合管理所で保管していた継手補強材φ1,000mmを速やかに提供した。この支援により迅速な復旧工事が可能となり、被害拡大の防止に寄与したことから、農林水産省東北農政局長より感謝状を受領した。 ・ 備蓄機材を活用した支援として、令和4年5月の明治用水頭首工漏水事故に対し、愛知県企業庁及び東海農政局からポンプ車等の緊急支援要請があり、速やかに中部支社管内のポンプ車等を搬出し、要請から約3時間で現地に搬入して支援を開始した。また、仮設ポンプの維持管理、受益地域での巡回点検、空気弁の漏水対応等において職員8名を派遣し、日常の施設管理で培った技術を活かして効果的な支援を行っ	確保を目的とした応急取水を支援した。 日頃から危機管理状況を想定し、対応マニュアルの整備や訓練等を実施するなど、危機管理体制の整備・強化を図っている。また、発生場所や被災規模の予見が難しい災害対応において、速やかに機構の備蓄資材等による支援を行っており、特に能登半島地震では、主要インフラに甚大な被害が発生するなど、厳しい状況下での職員による迅速な災害支援活動は高く評価できる。 さらに、災害支援活動をするこで地域住民の生活に大きく貢献しており、高く評価できる。 以上を総合的に判断し、当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られており、かつ質的に顕著な成果が見込まれることから、S評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし) <その他事項> (外部有識者からの主な意見) ・ 災害時における配備機材・備蓄資材・人的支援活動に対しては、関係機関より感謝状が授与されており、評価に値する。特に遥拝頭首工や能登半島豪雨における珠洲市への支援はS評価以上の取組であると考える。また、天災の有無にかかわらず、災害に備えて平常時から各種訓練等を通じた対応能力の向上に係る取り組みも評価に値する。今後とも継続して頂きたい。 ・ 地震や漏水等の突発的災害時に	・ 令和7年度の下半期は、全国的に少雨傾向の中、12月に東京都利島村、令和8年2月に佐賀県唐津市加唐島に対して可搬式浄水装置を派遣し、給水支援を行うなど、水不足の解消に貢献した。 日頃から危機管理状況を想定し、対応マニュアルの整備や訓練等を実施するなど、危機管理体制の整備・強化を図っている。また、発生場所や被災規模の予見が難しい災害対応において、速やかに機構の備蓄資材等による支援を行っており、特に能登半島地震では、主要インフラに甚大な被害が発生するなど、厳しい状況下での職員による迅速な災害支援活動は高く評価できる。 さらに、災害支援活動をするこで地域住民の生活に大きく貢献しており、高く評価できる。 以上を総合的に判断し、当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られており、かつ質的に顕著な成果が見込まれることから、S評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし) <その他事項> (外部有識者からの主な意見) ・ 社会的に大きな問題になった能登半島地震への支援等の渇水対応といった、水機構の本来業務以上の取組を実施していることは評価に値する。
--	---	--	--	--	---	---	--	--	---	--

	援の要請を受けた場合において、水資源開発水系における「安全で良質な水の安定した供給」と「洪水被害の防止・軽減」という業務に支障のない範囲で、被害が顕在化又は拡大しないよう機構の技術力を活かした支援等を行う。 また、関係機関等との災害支援協定等に基づき、合同訓練や情報交換を実施し、支援体制の整備等の連携強化を図る。 災害等は発生場所や被災規模等の予見が難しく、発生時の状況把握にも時間を要することから、災害発生の可能性がある段階等で、関係機関等との災害支援協定等に基づき、支援の準備を行う。 迅速な初動対応につなげるため、平常時より関係機関等と連携を深め、支援可能な内容や備蓄資機材についてあらかじめ情報共有を行う。				た。 また、令和5年には、7月の梅雨前線による大雨で水資源機構が防災態勢をとる中、福岡県大川市からポンプパッケージの緊急支援要請があった。防災業務に支障が生じない範囲で、操作に精通した職員が技術指導を行った上で機材を貸与した。この支援に対して大川市より感謝状を受領した。 さらに、農林水産省九州農政局が管理する「遥拝堰」(国営八代平野土地改良事業)では、令和6年5月28日の豪雨により仮設物が流出し取水不能となったことから、農林水産省九州農政局の要請に基づき、筑後川下流総合管理所のポンプ車(60m³/分)1台を派遣し、令和6年5月31日から6月26日までの間、かんがい期の応急取水対応に活用された。この取組に対し、農林水産省九州農政局長から感謝状を受領した。 可搬式浄水装置を活用した給水支援として、令和4年12月には山口県下関市六連島で発生した海底送水管の漏水に対応した。公益社団法人日本水道協会からの要請を受け、年末年始期間であったものの職員を派遣し、技術指導を行うとともに、速やかに応急給水を実施した。 また、令和6年能登半島地震においては、石川県珠洲市にて令和6年1月9日から同年4月19日までの102日間にわたり、延べ約800名の職員を派遣し、可搬式浄水装置による給水支援(総量約4,500m³)を実施した。加えて、未点検のため池に対する点検要請に応じ、令和6年1月13日から同年4月26日までの105日間、延べ約400名を派遣し、約320箇所のため池点検を実施した。さらに、被災した用水路の復旧に必要な備蓄資材として、水輸送用塗覆装鋼管(φ1,650mm)を提供した。これらの支援活動に対し、珠洲市長から謝意が示されるとともに、農林水産大臣から感謝状を受領した。 さらに、令和7年度には、12月に東京都利島村、令和8年2月に佐賀県唐津市加唐島に対して可搬式浄水装置を派遣し、給水支援を行うなど、水不足の解消に貢献した。 これらの支援活動により、水資源機構の技術力を活かして被害の顕在化及び拡大防止を図るとともに、危機対応能力のさらなる向上に繋がった。 平常時においては、災害発生時の迅速な初動対応に備え、水資源機構保有の機材輸送等を代行する企業との災害支援協定を254社と締結し、支援体制の整備を図つ	遣、仮設設備の維持管理を的確に実施し、農業用水の安定供給を確保した点は高く評価できる。 能登への浄水装置の設置について、長期間に渡り遠方から支援を実施し、積極的に関与されたことは、高く評価できる。	・東京都利島村、佐賀県唐津市加唐島など、フルプラン水系以外に対しても水を供給するものであり、非常に良い取組である。 ・水機構は能登半島地震対応で非常に大きな貢献をしており、訓練についても、400回を超える訓練のほか様々な取組が行われており、内部で相当の努力がなされていることがうかがえる。 ・災害時における配備機材・備蓄資材・人的支援活動に対しては、関係機関、自治体より感謝状などが授与されており、評価に値する。特に能登半島地震における珠洲市への給水支援はS評価以上の取り組みであると考ええる。また、天災の有無にかかわらず、災害に備えて平常時から各種訓練等を通じた対応能力の向上に係る取り組みも評価に値する。今後とも継続して頂きたい。 ・明治用水頭首工漏水事故、能登半島地震、離島での給水支援、農政局等との連携訓練など、危機的状況への対応実績が具体的である。S評価は理解できる。 ・中期目標期間を通じて、災害や事故等の危機的状況に対する対応力の強化を着実に進めるとともに、実際の災害発生時には迅速かつ的確な支援を実施している。危機管理体制の充実と社会的貢献の実績を総合的に勘案すると、期間全体としてS評価は妥当である。
--	--	--	--	--	---	--	--

					た。 また、「災害時における支援活動に関する協定」を締結している公益社団法人日本水道協会と連携し、可搬式浄水装置の合同操作訓練や備蓄資機材の相互融通に関する意見交換を実施し、連携強化を図った。 - 令和6・7年度に実施したポンプ車操作訓練においては、農林水産省本省から地方農政局へ訓練計画を共有した上で、水資源機構が主体となって合同訓練を実施するとともに、関係自治体及び利水者の参加を積極的に促し、配備機材等に関する情報共有を行った。これにより、非常時における対応力の向上を図るとともに、関係機関間の危機管理能力の向上及び連携体制の強化を図った。 - これらの取組により、困難度を高く設定した目標について、中期目標における所期の目標を達成するとともに、質的に顕著な成果が得られたと判断できることから、S評定とした。 <課題と対応> 特になし。	
4. その他参考情報						
特になし。						

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－１－４	施設機能の確保と向上		
業務に関連する政策・施策	政策目標２：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標６：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第１項２号
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度			R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	
インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の新規策定又は見直し回数	(注 1)	—	10回	13回 (23回) (注 6)	11回 (34回) (注 6)	10回 (44回) (注 6)		予算額（千円）	45,658,521	49,762,309	50,756,028	54,051,444	
インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の見直しに向けた機能診断を行った地区数	(注 1)	—	16地区	17地区 (18地区) (注 6)	17地区 (19地区) (注 6)	14地区 (20地区) (注 6)		決算額（千円）	43,976,813	47,460,264	48,221,676	49,884,553	
ダム定期検査〔計画値〕(注 2)	—	—	6 施設	9 施設	9 施設	7 施設		経常費用（千円）	114,032,433	117,229,840	118,047,095	119,966,104	
ダム定期検査〔実績値〕	—	9 施設	6 施設	9 施設	9 施設	7 施設		経常利益（千円）	△428,948	△204,644	△198,775	△201,233	
達成度	—	—	100%	100%	100%	100%		行政コスト（千円）	114,021,919	118,631,635	118,585,332	120,847,721	
ダム等管理フォローアップ施設数〔計画値〕(注 2)	—	—	6 施設	4 施設	9 施設	6 施設		従事人員数	852	884	865	880	
ダム等管理フォローアップ施設数〔実績値〕	—	5 施設	6 施設	4 施設	9 施設	6 施設							
達成度	—	—	100%	100%	100%	100%							

〈指標〉インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の新規策定又は見直しを行った回数。
インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の見直しに向けた機能診断を行った地区数
(注１) 機構が管理する54施設の内、(今中期目標期間中) ダム等施設についてはダム定期検査等に基づく見直し45回、水路等施設については見直しに向けた機能診断調査20地区を予定している。
(注２) 令和７年度は、ダム定期検査を７施設、ダム等の管理に係るフォローアップを６施設で計画している。
(注３) 水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
(注４) 本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとめり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載。
(注５) 従事人員数は、１月１日時点。
(注６) () は今中期目標期間中の累計を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
						評価	B	評価	B
	水資源を巡るリスクに対応し、水の安定供給を実現するためには、既存施設の徹底活用が重要であることから、引き続き確実な施設機能の確保と向上に取り組むこと。 確実な施設機能の確保のため、水資源開発施設等用地の適切な保全、計画的な施設・設備の点検等に加えて、定期的な機能診断を実施することにより、施設の状態を確実に把握すること。 今後、老朽化した施設が更に増加することから、政府が定めたインフラ長寿命化基本計画（平成25年11月）及びこれに基づき主務省が策定・改定したインフラ長寿命化計画（行動計画）を踏まえ、予防保全型のインフラ老朽化対策を重点的に推進し、維持管理・更新に係るトータルコストの削減を図りつつ、ロボットやICT等の新技術や新材料を活用した点検・診断・補修等の高度化・効率化により、施設が有する機能を将来にわたって適切に発揮できる、持続可能なインフラメンテナンส์に向け、計画的に取り組むこと。 また、機構が管理するダム等施設について、「ダム再生ビジョン」（平成29年6月国土交通省）を踏まえ、ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進するとともに、水資源開発、水資源管理分野における	水資源を巡るリスクに対応し、水の安定供給を実現するためには、既存施設の徹底活用が重要であることから、引き続き確実な施設機能の確保と向上に取り組む。 また、ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進する。 さらに、施設管理に附帯する業務や発電等の受託業務及び河川管理施設の管理の受託について、ダム群の一体的な管理を含めて的確に実施する。 具体的には、以下の取組を行う。 (1) 予防保全型のインフラメンテナンส์の推進 「独立行政法人水資源機構インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、施設の特性を考慮した予防保全型のインフラメンテナンส์の着実な実施による維持管理・更新に係るトータルコストの削減や新技術等の普及促進によるインフラメンテナンส์の効率化・高度化等を進め、重要な社会基盤として整備された水インフラが持つ機能が将来にわたって適切に発揮できる持続可能なインフラメンテナンส์を推進する。 ① ダムの安全管理については、日常管理における巡視・点検に加え、定期検査、総合点検等を計画的に実施する。 また、ダム等施設	<定量目標> — <指標> - インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の新規策定又は見直し回数 - インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の見直しに向けた機能診断を行った地区数 <評価の視点> 確実な施設機能の確保と向上に取り組んでいるか。 既設ダムの有効活用に向けた取組を推進しているか。 河川管理施設の管理の受託についての的確に実施しているか。	<主要な業務実績> (1) 予防保全型のインフラメンテナンส์の推進 第5期中期目標期間において、特定施設ダムの延べ31ダムで定期検査を計画どおり実施するとともに、利水ダムの延べ13ダムにおいて河川管理者が実施する検査を受検した。また、特定施設ダム3ダムにおいて総合点検を計画どおり実施した。 特定施設ダムでは、この機会を活用し、延べ10ダムで利水者との意見交換や施設見学を行う管理状況報告会等を開催し、施設の状態に関する認識共有を図った。 ダム等施設の耐震性能強化と安全性向上のため、第5期中期目標期間において、ダム付属施設等の耐震性能照査を最新の地震動評価に基づき実施した。利根川河口堰、旧吉野川河口堰、今切川河口堰及び筑後大堰の4施設で耐震性能照査が完了し、平成28年度に照査完了済の長良川河口堰を含め、全ての河口堰の耐震性能照査を完了した。 第5期中期目標期間において、寺内ダム、旧吉野川河口堰、今切川河口堰及び利根川河口堰で施設機能回復又は向上、大規模地震対策等を目的とした緊急性の高い改築が必要とされたことから、関係機関との調整及び事前評価を適切に実施し、事業の必要性・効率性・有効性が確認されたため、所要の手続きを経て主務大臣から事業実施計画の認可を受け、事業に着手した。 筑後大堰については、耐震性能照査の結果、耐震性能不足が明らかとなったため、管理橋の耐震対策に向けた検討を行うとともに、施工計画の検討を進めた。 ダム貯水池に堆積する礫・砂に加えシルト・粘土成分が多いダムに対応する堆砂対策として、下久保ダムをモデルに検討を行った。その結果、砂礫は「排砂バイパス」により掃流排出し、シルト・粘土成分は堤体に「新設放流設備」を設置して密度流により排出する、施設改築を伴う抜本的対策の検討を進めた。 水路等施設については、令和3年度に20施設すべての機能保全計画を見直しており、第5期中期目標期間において、次回見直しに向け、33施設のコンクリート劣化診断や管内調査等の機能診断調査を計画的に実施した。 第5期中期目標期間において、豊川用水等12施設で適切な機能保全対策を実施し、ストックマネジメントの取組を着実に展開した。 また、大規模地震対策の必要性評価として、5施設（印旛沼開発、北総東部用水、愛知用水、霞ヶ浦用水及び三重用水）で耐震性能照査を実施した。 これらの結果を踏まえ、管理運営協議会等を通じて利水者とのリスクコミュニケーションを水路等全20施設で実施した。 さらに、緊急性の高い改築が必要とされた筑後川下流用水施設については、令和4年度に事業制度拡充後、速やかに関係機関との調整及び事前評価を実施した。 群馬用水施設については、令和5年度に関係者との協議を重ね事業計画案を取りまとめ、農業用水・水道用水双方の事前評価を実施し、必要性・効率性・有効性が確認されたことから事業化手続きを進め、令和6年6月から事業に着手した。 香川用水施設についても、令和7年度に早急な耐震・老朽化対策が必要とされ、関係者との協議及び事前評価を適切に実施し、同様に事業化手続きを進めた。 電気通信設備維持管理計画作成手順（案）及び機械設備管理指針に基づき、各設備の健全度評価を実施し、その結果に基づいて特定施設32施設及び水路等施設20施設で機能保全計画（維持管理計画）を見直した。これにより、ライフサイクルコストの低減、設備の長寿命化及び安定的な施設機能確保を図った。	<評定と根拠> 評定：B - 第5期中期目標期間において、特定施設ダムの延べ31ダムで定期検査を計画どおり実施するとともに、利水ダムの延べ13ダムにおいて河川管理者が実施する検査を受検した。また、特定施設ダム3ダムにおいて総合点検を計画どおり実施した。 - 特定施設ダムでは、この機会を活用し、延べ10ダムで利水者との意見交換や施設見学を行う管理状況報告会等を開催し、施設の状態に関する認識共有を図った。 - ダム等施設の耐震性能強化と安全性向上のため、第5期中期目標期間において、ダム付属施設等の耐震性能照査を最新の地震動評価に基づき実施した。利根川河口堰、旧吉野川河口堰、今切川河口堰及び筑後大堰の4施設で耐震性能照査が完了し、平成28年度に照査完了済の長良川河口堰を含め、全ての河口堰の耐震性能照査を完了した。 - 第5期中期目標期間において、寺内ダム、旧吉野川河口堰、今切川河口堰及び利根川河口堰で施設機能回復又は向上、大規模地震対策等を目的とした緊急性の高い改築が必要とされたことから、関係機関との調整及び事前評価を適切に実施し、事業の必要性・効率性・有効性が確認されたため、所要の手続きを経て主務大臣から事業実施計画の認可を受け、事業に着手した。 - 筑後大堰については、耐震性能照査の結果、耐震性能不足が明らかとなったため、管理橋の耐震対策に向けた検討を行うとともに、施工計画の検討を進めた。 - ダム貯水池に堆積する礫・砂に加えシルト・粘土成分が多いダムに対応する堆砂対策として、下久保ダムをモデルに検討を行った。その結果、砂礫は「排砂バイパス」により掃流排出し、シルト・粘土成分は堤体に「新設放流設備」を設置して密度流により排出する、施設改築を伴う抜本的対策の検討を進めた。 - 水路等施設については、令和3年度に20施設すべての機能保全計画を見直しており、第5期中期目標期間において、次回見直しに向け、33施設のコンクリート劣化診断や管内調査等の機	<評定に至った理由> 「独立行政法人水資源機構インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、予防保全型インフラメンテナンส์の着実な実施によるコストの削減やICT等新技術の活用による効率化・高度化等を推進した。 令和4年度から令和6年度において、特定施設ダム24ダムにてダム定期検査を計画どおり実施、利水ダム10ダムにて河川管理者による検査を受検、ダム総合点検を特定施設1ダムにて実施した。また、ダム等施設において個別施設計画の見直し・新規作成を計34回実施、水路等施設において機能診断調査等を19地区実施した。 - ドローンや水中ドローン、リアルタイム状態監視装置等のICT等新技術を活用し、調査、点検、診断等を効率化・高度化（DX）を進めた。 - ダム等施設の管理に係るフォローアップ制度に基づき、19施設で定期報告書を作成・公表した。 - カーボンニュートラル実現に向けて、既存ダムを活用した増電の試行を20ダムで40回実施し、再生可能エネルギーの創出を推進した。 - 国土交通省が管理する2施設（令和5年度から下笠ダム、令和6年度から横山ダム）の管理業務を受託し的確に実施するとともに、国土交通省松原ダムの令和7年度からの受託開始の手続きを完了し	<評定に至った理由> 「独立行政法人水資源機構インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、予防保全型インフラメンテナンส์の着実な実施によるコストの削減やICT等新技術の活用による効率化・高度化等を推進した。 中期目標期間中、特定施設ダム延べ31ダムにてダム定期検査を計画どおり実施、利水ダム13ダムにて河川管理者による検査を受検、ダム総合点検を特定施設3ダムにて実施した。また、ダム等施設において個別施設計画の見直し・新規作成を計44回実施、水路等施設において機能診断調査等を20地区実施した。 - ドローンや水中ドローン、リアルタイム状態監視装置等のICT等新技術を活用し、調査、点検、診断等を効率化・高度化（DX）を進めた。 - ダム等施設の管理に係るフォローアップ制度に基づき、延べ25施設で定期報告書を作成・公表した。 - カーボンニュートラル実現に向けて、既存ダムを活用した増電の試行を34ダムで72回実施し、再生可能エネルギーの創出を推進した。 - 国土交通省が管理する施設（令和5年度から下笠ダム、令和6年度から横山ダム、令和7年度から松原ダム）の管理業務を受託し的確に実施した。		

	新たな技術力を向上させ、この分野において日本国内のみならず、世界をリードするような持続可能なダム管理を推進する観点からDX を積極的に推進すること。 さらに、機構法第12条第1項第2号ハの規定に基づく施設管理に附帯する業務や発電等の受託業務及び機構法第17条第5項の規定に基づく河川管理施設の管理の受託について、ダム群の一体的な管理を含めて的確に実施すること。 加えて、既存施設の徹底活用や、予防保全型のインフラ老朽化対策を行っても、なお適切な施設機能の確保が困難な場合その他施設の改築等を事業化することが合理的な場合には、主務大臣や利水者等と調整を図りつつ、施設の改築等の事業化も含めて検討すること。 なお、機構が管理する施設は、国、地方公共団体、各種用水の利水者等、関係機関が多岐にわたり、その改築等に当たっては関係者の合意形成や費用負担が必要となることから、関係者と施設の長寿命化に向けた共通認識を醸成しつつ、施設の戦略的な維持管理・更新への設備投資の平準化に留意すること。	の耐震性能の強化を図り、安全性に係る信頼を高めるために、大規模地震に対する耐震性能照査を実施する。あわせて大規模地震に備え、ICT等新技術を活用した監視体制を強化する。さらに、貯水池堆砂対策等を含めた施設の長寿命化に向けた調査を行い、個別施設計画の見直しを行う。 特に、施設機能の回復又は向上、大規模地震対策等、緊急性が高く短期間で集中的な改築を要するダム等施設については、速やかに関係機関と調整を進めるとともに、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から事前評価を適切に実施し、施設の改築等の事業化も含めて検討する。 ② 水路等施設については、個別施設計画の見直しに向けて、施設の機能診断調査により劣化状況を把握するとともに、水理性能の検証や耐震性能照査の結果も踏まえて、利水者とのリスクコミュニケーションを図りつつ適時・適切な機能保全対策を行うなど、ストックマネジメントの取組を展開する。 特に、地域の状況や水管理の効率化を踏まえた施設改良、老朽化対策、大規模地震対策等、緊急性が高く短期間で集中的な改築を要する水路等施設については、速やかに関係機関と調整を進めるとともに、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から事前評価を適切に実施し、施設の改築等の事業化も含めて検討する。	第5期中期目標期間において、UAV、水中ドローン、移動設置型振動診断装置、リアルタイム状態監視装置、クラウドシステムXC-Gate等を活用し、調査・点検・診断の効率化・高度化を図った。また、異常時でもダム防災操作を継続できるよう「特定施設等放流設備遠隔操作化整備計画」を策定し、10ダムで利水放流設備、4ダムで洪水吐きゲートの遠隔操作整備を実施した。ゲートの遠隔操作設備を整備した荒川ダム総合管理所の滝沢ダムでは、遠隔操作要領案を作成し、貯水位低下移行期間中において、令和6年度に3回、令和7年度に9回の計12回、遠隔操作の試行を行った。 ロックフィルダム6施設では、GNSSセンサを用いた堤体挙動のリアルタイム計測体制を整備し、管理業務の効率化を進めた。 また、草木ダムでは監視カメラと動体検知AIを用いた河川巡視省力化の実証試験を行い、目視巡視と概ね同等の検知性能を確認した。このため、この実証結果を踏まえ、他ダムにも展開していく。 第5期中期目標期間において、延べ17施設の施設管理規程に係る関係利水者等との協議及び必要な情報提供を行い、主務大臣から策定・変更の認可を得た。 また、利根導水路大規模地震対策事業、木曾川用水濃尾第二施設改築事業、筑後川下流用水総合対策事業、吉野川下流域用水事業、群馬用水施設改築事業、豊川用水二期事業における事業実施計画の策定・変更について、関係機関との協議及び主務大臣への認可申請を適切に行った。 地上権再設定を効率的に推進することを目的として、令和5年度より本社と関係する12総合管理所で構成する地上権再設定推進連絡会議を設置した。また、補償業務規程に基づき毎年度、地上権再設定計画を策定し、本社によるヒアリングや地上権再設定推進連絡会議において課題の対応方針・効果的な施策の検討等を行うとともに、土地改良区等の関係機関と情報交換及び協力体制の維持を図りつつ連携し、諸課題の対応策について、相談を行いながら地上権再設定契約の推進を図った。 加えて、房総導水路で地上権再設定協議が整わず存続期間の満了が迫っている案件について、土地収用手続きを活用すべく、国土交通省土地収用管理室に事業認定申請予定事業の登録を行い、事業認定申請書（案）を提出し、正式申請に向けた事前審査を受けている。 これらの取組により、房総導水路、成田用水、三重用水及び愛知用水の4事業において地上権再設定契約を進捗させた。	能診断調査を計画的に実施した。 - 第5期中期目標期間において、豊川用水等12施設で適切な機能保全対策を実施し、ストックマネジメントの取組を着実に展開した。 - また、大規模地震対策の必要性評価として、5施設（印旛沼開発、北総東部用水、愛知用水、霞ヶ浦用水及び三重用水）で耐震性能照査を実施した。 - これらの結果を踏まえ、管理運営協議会等を通じて利水者とのリスクコミュニケーションを水路等全20施設で実施した。 - さらに、緊急性の高い改築が必要とされた筑後川下流用水施設については、令和4年度に事業制度拡充後、速やかに関係機関との調整及び事前評価を実施した。 - 群馬用水施設については、令和5年度に関係者との協議を重ね事業計画案を取りまとめ、農業用水・水道用水双方の事前評価を実施し、必要性・効率性・有効性が確認されたことから事業化手続きを進め、令和6年6月から事業に着手した。 - 香川用水施設についても、令和7年度に早急な耐震・老朽化対策が必要とされ、関係者との協議及び事前評価を適切に実施し、同様に事業化手続きを進めた。 - 電気通信設備維持管理計画作成手順（案）及び機械設備管理指針に基づき、各設備の健全度評価を実施し、その結果に基づいて特定施設32施設及び水路等施設20施設で機能保全計画（維持管理計画）を見直した。これにより、ライフサイクルコストの低減、設備の長寿命化及び安定的な施設機能確保を図った。 - 第5期中期目標期間において、UAV、水中ドローン、移動設置型振動診断装置、リアルタイム状態監視装置、クラウドシステムXC-Gate等を活用し、調査・点検・診断の効率化・高度化を図った。また、異常時でもダム防災操作を継続できるよう「特定施設等放流設備遠隔操作化整備計画」を策定し、10ダムで利水放流設備、4ダムで洪水吐きゲートの遠隔操作整備を実施した。ゲートの遠隔操作設備を整備した荒川ダム総合管理所の滝沢ダムでは、遠隔操作要領案を作成し、貯水位低下移行期間中において、令和6年度に3回、令和7年度に9回の計12回、遠隔操作の試行を行った。 - ロックフィルダム6施設	た。 このように、平時からの施設機能の確保・向上に向けた取組について、所期の目標の達成が見込まれることから、B評定とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> （特になし） <その他事項> （外部有識者からの主な意見） - インフラの予防保全型管理の着実な実施、ICTや気象予測技術の活用、ダム操作を遠隔で行うことは管理の効率化及び高度化に資する取組であり、持続可能な施設運用の観点から高く評価できる。 - 洪水被害におけるダム群の連携も非常に重要であるが徳山ダムと横山ダムが連携した増電の取組も非常に重要な取組である。このような取組を継続して、他のダムにも適用されたい。	このように、平時からの施設機能の確保・向上に向けた取組について、所期の目標を達成したと認められることから、B評定とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> （特になし） <その他事項> （外部有識者からの主な意見） - 今期目標期間において、カーボンニュートラルの実現に向けた増電の試行に着手し、実際に再生可能エネルギーの創出を実施したことは評価に値する。 - 適切に実施されていると考える。今後とも、機構の技術力を発揮し、コスト縮減や新技術の活用を図りつつリスクを考慮した必要な取り組みを適切に実施されたい。 - 予防保全型メンテナンス、ダム定期検査、個別施設計画の見直し、機能診断調査が継続的に行われている。B評定は妥当である。 - 中期目標期間を通じて、施設の点検・診断や維持管理を着実に実施し、安定的な施設機能の確保に努めている。期間全体として所期の目標を達成しており、B評価は妥当である。
--	--	---	--	---	--	---

	③ ダム・水路等施設の電気・機械設備に係る保全計画について、更なるライフサイクルコストの低減、施設の長寿命化及び確実な機能維持を図るため、設備点検の結果及び技術の進捗を踏まえて適時・適切に見直しを行う。 ④ ICT等新技術を活用し、不可視部分の調査や上空からの面的な調査等、点検、診断、補修等の効率化・高度化を図ることにより、維持管理コストの抑制に留意しつつ、コスト面も含め、持続可能なインフラメンテナンスを計画的に実施する。また、ICT化をダム管理全体に展開し、施設操作のバックアップ・二重化に向けた遠隔操作等やICT技術を活用したロックフィルダム堤体のリアルタイム挙動把握等、既存の点検等技術とICT等新技術を融合させるなど、コスト面も含め、持続可能で高度なダム管理を推進し、出水規模の増大等の年々増す外力に対応する。 ⑤ 事業実施計画又は施設管理規程の策定・変更に伴い、費用の負担割合等を決定する場合には、費用負担者に対して必要な情報提供を行うとともに、関係機関との円滑な調整を図る。 ⑥ 水資源開発施設等を適切に管理・運用するためには、権利関係を含め用地を適切に保全する必要がある、関係機関と連携し、地上権の更新等の着実な実施を図る。 (2) 機構施設の機能確保・向上、既存施	寺内ダム再生事業については、令和５年度に事業着手し、利水容量77万㎡を洪水調節容量に振り替えて運用を開始するとともに、非常用洪水吐の改造工事を契約し、２号ゲートの上流仮締切設置及び戸当り工事を実施した。 旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業については、令和５年度に事業着手し、門柱耐震補強や開閉装置更新工事を実施した。 利根川河口堰大規模耐震対策事業については、令和６年度に事業着手し、ゲート設備耐震工事及び管理橋耐震対策工事の公告を行うとともに、堰下流護床工の洗掘箇所への応急対策や水上局舎更新工事等を実施した。 このように、既存施設の有効活用に向けた再生の取組を着実に推進した。 第５期中期目標期間において、寺内ダム、旧吉野川河口堰・今切川河口堰及び利根川河口堰は、施設機能の回復又は向上、大規模地震対策等、緊急性が高く短期間での集中的な改築が必要とされたことから、関係機関との調整及び事前評価を適切に実施した。その結果、事業の必要性、効率性及び有効性が確認され、主務大臣から事業実施計画の認可を得て事業に着手した。 筑後大堰については、耐震性能照査の結果、耐震性能不足が明らかとなったため、不足が認められた施設のうち管理橋の耐震対策及び施工計画の検討を進めた。 ダム貯水池に堆積する礫・砂に加えシルト・粘土が多い場合の堆砂対策手法については、下久保ダムをモデルとして検討を行った。砂礫については「排砂バイパス」により掃流排出し、シルト・粘土は堤体に「新設放流設備」を設け密度流により排出する、施設改築を伴う抜本的対策の検討を推進した。 淀川水系では、流域全体を俯瞰して利水・治水安全度の向上を検討した。桂川（保津峡）及び名張川の一部区間で流下能力が不足していることに着目し、利水安全度を低下させない条件のもと、日吉ダム及び青蓮寺ダムの改造による容量振替手法により治水能力を強化する検討を行った。 (3)他機関施設の管理受託の的確な実施 国土交通省、県、土地改良区、電力会社等から受託した施設管理に附帯する業務を的確に実施するとともに、委託に基づき実施する発電に係る業務についても適切に実施した。 第５期中期目標期間においては、令和５年度に国土交通省下釜ダム、令和６年度に同省横山ダム、令和７年度に同省松原ダムの管理を受託した。また、同省柳瀬ダムについては令和３年度以降引き続き管理を受託し、水資源機構のダム管理技術を活用しつつ、水資源機構の管理ダムと一体的な管理を的確に実施した。 また、顕著な実績として、令和６年６月22日及び23日の出水後には、徳山ダムと横山ダムが緊密に連携し、発電に資する水位運用高度化操作を実施した。この結果、横山ダム単独で実施した場合と比較して約4.5倍の再生可能エネルギーを創出し、連続する２ダムの連携による効率的かつ効果的な運用を達成した。	では、GNSSセンサを用いた堤体挙動のリアルタイム計測体制を整備し、管理業務の効率化を進めた。 また、草木ダムでは監視カメラと動体検知AIを用いた河川巡視省力化の実証試験を行い、目視巡視と概ね同等の検知性能を確認した。このため、この実証結果を踏まえ、他ダムにも展開していく。 - 第５期中期目標期間において、延べ17施設の施設管理規程に係る関係利水者等との協議及び必要な情報提供を行い、主務大臣から策定・変更の認可を得た。 - また、利根導水路大規模地震対策事業、木曾川用水濃尾第二施設改築事業、筑後川下流用水総合対策事業、吉野川下流域用水事業、群馬用水施設改築事業、豊川用水二期事業における事業実施計画の策定・変更について、関係機関との協議及び主務大臣への認可申請を適切に行った。 - 地上権再設定を効率的に推進することを目的として、令和５年度より本社と関係する12総合管理所で構成する地上権再設定推進連絡会議を設置した。また、補償業務規程に基づき毎年度、地上権再設定計画を策定し、本社によるヒアリングや地上権再設定推進連絡会議において課題の対応方針・効果的な施策の検討等を行うとともに、土地改良区等の関係機関と情報交換及び協力体制の維持を図りつつ連携し、諸課題の対応策について、相談を行いながら地上権再設定契約の推進を図った。 - 加えて、房総導水路で地上権再設定協議が整わず継続期間の満了が迫っている案件について、土地収用手続きを活用すべく、国土交通省土地収用管理室に事業認定申請予定事業の登録を行い、事業認定申請書（案）を提出し、正式申請に向けた事前審査を受けている。 - これらの取組により、房総導水路、成田用水、三重用水及び愛知用水の４事業において地上権再設定契約を進捗させた。 - ダム等の管理に係るフォローアップ制度に基づき、第５期中期目標期間において、延べ25施設について施設運用を含む事業効果の分析・評価を適切に行い、「定期報告書」を作成・公表した。 - カーボンニュートラルの実現に向け、令和５年３月に既存ダムの発電活用に関する取組（ダムの高度化運用）が開始され、水資源機構では18ダムを試行対象と	
--	---	---	--	--

		設の有効活用 ダム等施設の管理に係るフォローアップ制度に基づき、施設の運用を含めた事業の効果等の分析・評価を適切に実施する。 また、ダム等の長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けたダム再生の取組を推進し、必要と判断される事業については、関係機関と調整を進め、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から事前評価を適切に実施し、施設の改築等の事業化も含めて検討する。 (3) 他機関施設の管理受託の的確な実施 施設管理に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務について、的確な実施を図る。 また、機構法第12条第1項第2号ハに規定する施設の管理について、的確に実施する。			して選定した。このうち12ダムについて高度化運用の試行要領を策定し、5ダムについては既存の弾力的管理試験の枠組みを用いて高度化運用を実施できる体制を整備した。その結果、令和7年度末時点で延べ72回の高度化運用を実施し、再生可能エネルギーの創出を推進した。 特に顕著な取組として、令和6年6月22日から同月23日の出水後には、令和6年度から管理を受託した国土交通省の横山ダムと徳山ダムが連携し、初めて発電に資する水位運用高度化操作を実施した。両ダムに洪水調節容量として貯留した約275万m³の水を水力発電に利用した結果、約1,581MWh（一般家庭約6,080戸の1か月分の電力相当）の増電効果が得られ、横山ダム単独時と比べ約4.5倍の発電量となった。 ・ 早明浦ダム再生事業については、令和5年4月に増設洪水吐き工事、増設放流設備工事及び上流仮締切設備工事を契約し、放流設備3門増設等の工事を着実に実施した。 ・ 寺内ダム再生事業については、令和5年度に事業着手し、利水容量77万m³を洪水調節容量に振り替えて運用を開始するとともに、非常用洪水吐の改造工事を契約し、2号ゲートの上流仮締切設置及び戸当り工事を実施した。 ・ 旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業については、令和5年度に事業着手し、門柱耐震補強や開閉装置更新工事を実施した。 ・ 利根川河口堰大規模耐震対策事業については、令和6年度に事業着手し、ゲート設備耐震工事及び管理橋耐震対策工事の公告を行うとともに、堰下流護床工の洗掘箇所への応急対策や水上局舎更新工事等を実施した。 このように、既存施設の有効活用に向けた再生の取組を着実に推進した。 ・ 第5期中期目標期間において、寺内ダム、旧吉野川河口堰・今切川河口堰及び利根川河口堰は、施設機能の回復又は向上、大規模地震対策等、緊急性が高く短期間での集中的な改築が必要とされたことから、関係機関との調整及び事前評価を適切に実施した。その結果、事業の必要性、効率性及び有効性が確認され、主務大臣から事業実施計画の認可を得て事業に着手した。 ・ 筑後大堰については、耐震性能照査の結果、耐震性	
--	--	---	--	--	--	--

					能不足が明らかとなったため、不足が認められた施設のうち管理橋の耐震対策及び施工計画の検討を進めた。 - ダム貯水池に堆積する礫・砂に加えシルト・粘土が多い場合の堆砂対策手法については、下久保ダムをモデルとして検討を行った。砂礫については「排砂バイパス」により掃流排出し、シルト・粘土は堤体に「新設放流設備」を設け密度流により排出する、施設改築を伴う抜本的対策の検討を推進した。 - 淀川水系では、流域全体を俯瞰して利水・治水安全度の向上を検討した。桂川（保津峡）及び名張川の一部区間で流下能力が不足していることに着目し、利水安全度を低下させない条件のもと、日吉ダム及び青蓮寺ダムの改造による容量振替手法により治水能力を強化する検討を行った。 - 国土交通省、県、土地改良区、電力会社等から受託した施設管理に附帯する業務を的確に実施するとともに、委託に基づき実施する発電に係る業務についても適切に実施した。 - 第5期中期目標期間においては、令和5年度に国土交通省下笠ダム、令和6年度に同省横山ダム、令和7年度に同省松原ダムの管理を受託した。また、同省柳瀬ダムについては令和3年度以降引き続き管理を受託し、水資源機構のダム管理技術を活用しつつ、水資源機構の管理ダムと一体的な管理を的確に実施した。 また、顕著な実績として、令和6年6月22日及び23日の出水後には、徳山ダムと横山ダムが緊密に連携し、発電に資する水位運用高度化操作を実施した。この結果、横山ダム単独で実施した場合と比較して約4.5倍の再生可能エネルギーを創出し、連続する2ダムの連携による効率的かつ効果的な運用を達成した。 - これらの取組により、中期目標における所期の目標を達成したと判断できることから、B評定とした。 <課題と対応> 特になし。	
--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－5	インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 6：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第 2 項
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間実績（見込 み）値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度			R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	
我が国事業者の参入 を目指して機構が行 った海外調査等の件 数	—	18件	13件	7 件	6 件	6 件		予算額（千円）	45, 658, 521	49, 762, 309	50, 756, 028	54, 051, 444	
								決算額（千円）	43, 976, 813	47, 460, 264	48, 221, 676	49, 884, 553	
								経常費用（千円）	114, 032, 433	117, 229, 840	118, 047, 095	119, 966, 104	
								経常利益（千円）	△428, 948	△204, 644	△198, 775	△201, 233	
								行政コスト （千円）	114, 021, 919	118, 631, 635	118, 585, 332	120, 847, 721	
								従事人員数	852	884	865	880	

〈指標〉我が国事業者の参入を目指して機構が行った海外調査等の件数

（注 1）水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

（注 2）本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。

（注 3）従事人員数は、1 月 1 日時点。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	海外インフラ展開法第5条に規定する業務等について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針」(平成30年8月30日)に従い、「質の高いインフラシステム」の海外展開を戦略的に進めるため、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら、機構が有する公的機関としての中立性や交渉力、専門的な技術・ノウハウを活用し、水資源分野の川上段階における案件形成や施設整備・運営及び対象国の人材育成・技術支援等に関与すること。 その際、様々なマーケット分析や展開国ニーズ等の情報を活用しつつ、戦略的に海外の水資源案件の調査等に取り組むこと。 また、インフラシステムの海外展開にあたっては、カーボンニュートラル実現等の観点も踏まえつつ、我が国の経済成長の実現、展開国の社会課題の解決・SDGsの達成への貢献に取り組むこと。	海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律第40号)第5条に規定する業務等について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針」(平成30年8月30日国土交通大臣告示)に従い、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら、機構が有する公的機関としての中立性や交渉力、専門的な技術・ノウハウを活用し、我が国事業者の参入を目指して海外調査等(ニーズ調査やマスタープラン策定、事業性調査、設計、入札支援・施工監理等の発注者支援、施設管理支援等)を実施し、水資源分野の川上段階における案件形成や施設整備・運営及び対象国の人材育成・技術支援等に関与することで、「質の高いインフラシステム」の海外展開を戦略的に進め、官民一体となって海外社会資本事業への我が国事業者の参入促進を目指す。 その際、様々なマーケット分析や展開国ニーズ等の情報を活用し、戦略的に実施するよう留意する。 また、インフラシステムの海外展開に当たっては、カーボンニュートラル実現等の観点も踏まえつつ、我が国の経済成長の実現、展開国の社会課題の解決、SDGsの達成へ貢献できるよう取り組む。	<定量目標> — <指標> ・我が国事業者の参入を目指して機構が行った海外調査等の件数18件 <評価の視点> 国土交通大臣が定める基本的な方針に従い、我が国事業者の参入促進に努めたか。 実施に当たっては戦略的に実施するよう留意しつつ、カーボンニュートラル等実現の観点を踏まえて取り組んだか。	<主要な業務実績> インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施 第5期中期目標期間において、「我が国事業者の参入を目指して水資源機構が実施した海外調査等の件数」は以下のとおりであり、過年度からの継続案件を含め、合計32件である。 ・ 我が国事業者の参入を目指した海外調査の実施に関するもの 21件 【内訳】 - 令和4年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務関係 4件 - 令和4年度 ダム再生事業による海外ダム水力発電増強等調査業務 3件 - 令和5年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務関係 3件 - 令和5年度 ダム再生事業による海外ダム水力発電増強その他調査業務 3件 - 令和6年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務関係 3件 - 2024年度 トルコ共和国等における水資源関連施設に関する案件形成調査検討業務 1件 - 令和7年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務関係 3件 - 2025年度 トルコ共和国における水資源関連施設に関する案件形成調査検討業務 1件 ・ ODA業務への参画を通じた案件形成・実施の支援に関するもの 11件 水資源機構は、活性化協議会の事務局として全体会議を6回開催し、同会議及び作業部会を通じ、案件候補の課題・対応策、相手国政府の意向把握を目的とした情報収集を実施した。 現地調査13回、外国政府等との協議(Web会議含む)65回を実施したほか、本邦技術の活用可能性を探る意見交換会等を90回実施し、案件形成を積極的に支援した。 特に、新規ODA業務である「フィリピン国マガットダム堆砂対策事業準備調査」は、令和3年度から令和5年度にかけて水資源機構が実施したフィリピン国におけるダム再生事業の案件形成活動の成果を踏まえ、JICAにより事業化に向けた検討が進められたものである。水資源機構は、令和3年度以降、現地調査及び関係機関との協議を継続的に実施し、上流域対策と下流影響を含めた総合土砂管理の必要性についてフィリピン国との認識共有を図ってきた。 その結果、フィリピン国政府から日本国政府に対する支援要請が行われ、令和6年度には外務省の開発協力適性会議において有償案件としてODAによる本調査の実施が承認され、総事業費約4,000億円規模の大規模事業として投資計画に登録されるに至った。 さらに、水資源機構は、これまでに先行調査を通じてフィリピン国側との円滑な協議体制と良好な関係を構築したことにより、令和7年6月に本業務の受注を獲得した。 本業務に水資源機構が参画することで、民間コンサルタントのみでは補完が困難な施設管理者としてのダム操作や維持管理に関する実務的ノウハウを提供するとともに、これまでの案件形成の経験を活かし、フィリピン国機関が適切にダムの運用・維持管理を実施できる体制や制度の提案、並びに導入すべき本邦技術の提示を行うことが可能となった。これにより、本邦企業の更なる海外展開に繋がることが期待される。	<評定と根拠> 評定：A ・ 第5期中期目標期間において、「我が国事業者の参入を目指して水資源機構が実施した海外調査等の件数」は以下のとおりであり、過年度からの継続案件を含め、合計32件である。 ・ 我が国事業者の参入を目指した海外調査の実施に関するもの 21件 【内訳】 - 令和4年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務関係 4件 - 令和4年度 ダム再生事業による海外ダム水力発電増強等調査業務 3件 - 令和5年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務関係 3件 - 令和5年度 ダム再生事業による海外ダム水力発電増強その他調査業務 3件 - 令和6年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務関係 3件 - 2024年度 トルコ共和国等における水資源関連施設に関する案件形成調査検討業務 1件 - 令和7年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務関係 3件 - 2025年度 トルコ共和国における水資源関連施設に関する案件形成調査検討業務 1件 ・ ODA業務への参画を通じた案件形成・実施の支援に関するもの 11件 ・ 水資源機構は、活性化協議会の事務局として全体会議を6回開催し、同会議及び作業部会を通じ、案件候補の課題・対応策、相手国政府の意向把握を目的とした情報収集を実施した。 ・ 現地調査13回、外国政府等との協議(Web会議含む)65回を実施したほか、本邦技術の活用可能性を探る意見交換会等を90回実施し、案件形成を積極的に支援した。 特に、新規ODA業務である「フィリピン国マガットダム堆砂対策事業準備調査」は、令和3年度から令和5年度にかけて水資源機構が実施したフィリピン国におけるダム再生事業の案件形成活動の成果を踏まえ、JICAにより事業化に向けた検討が進められたものである。水資源機構は、令和3年度以降、	評定	B	評定	A
					<評定に至った理由> 我が国事業者の参入を目指して機構が行った海外調査の実施に関するものは17件、また、ODA業務への参画を通じた案件形成・実施の支援に関するものは9件、過年度から継続している調査を含むものの合計26件を実施した。 ・ 活性化協議会の事務局機関として、流域や施設に係る課題や対応策、相手国政府の意向を明確にするための情報収集を行い、対応策を検討し、相手国の関係機関へ提案した。 ・ 令和4年度においては、アジア地域において本邦企業が建設等に関わった海外ダム等を対象に情報収集を行った上で、気候変動の緩和策となる水力発電増強に着目したダム再生事業の候補ダムの選定及び対策について検討するため、同地域における3ダムを対象とした現地調査を1回行うとともに、また外国政府機関との対面協議を5回実施した。 ・ 令和5年度においては、フィリピン国カガヤン川流域のマガットダム堆砂対策に係る調査について、これまでの調査・検討及び関係機関との調整の結果、同国政府側から日本政府側に本事業の実施に関する支援要請がなされ、現在、日本側での検討が進められているところである。 ・ 令和6年度においては、トルコ国の政府関係機関等へのヒアリング			<評定に至った理由> 我が国事業者の参入を目指して機構が行った海外調査の実施に関するものは21件、また、ODA業務への参画を通じた案件形成・実施の支援に関するものは11件、合計32件を実施した。 ・ 活性化協議会の事務局機関として、流域や施設に係る課題や対応策、相手国政府の意向を明確にするための情報収集を行い、対応策を検討し、相手国の関係機関へ提案した。 ・ 令和4年度においては、アジア地域において本邦企業が建設等に関わった海外ダム等を対象に情報収集を行った上で、気候変動の緩和策となる水力発電増強に着目したダム再生事業の候補ダムの選定及び対策について検討するため、同地域における3ダムを対象とした現地調査を1回行うとともに、また外国政府機関との対面協議を5回実施した。 ・ 令和5年度においては、フィリピン国カガヤン川流域のマガットダム堆砂対策に係る調査について、これまでの調査・検討及び関係機関との調整の結果、同国政府側から日本政府側に本事業の実施に関する支援要請がなされ、JICAにおける事業化検討に至った。これに機構は、民間コンサルタントとJVを組んで参画し、令和7年6月に受注を獲得し、本調査を開始した。我が国事業者の参入	

			また、民間コンサルタントとの協力体制の下、令和4年度にはアジア地域の本邦企業が建設等に関与した3ダムを対象に現地調査を1回実施し、水力発電増強に着目したダム再生候補の選定及び技術的検討を行った。外国政府機関との対面協議も5回実施した。 令和5年度には、インドネシアの既設ダムのうち再生候補を2ダム選定し、現地調査3回を実施した。また、PPP導入が進む海外インフラの潮流を踏まえ、ケニアを対象にダム分野のPPP調査（現地調査1回を含む）を実施した。 令和6年度には、トルコ政府関係機関へのヒアリング及び現地調査を1回実施し、水資源分野における有望案件の絞り込みを行ったほか、トルコ企業と本邦企業の協業、アフリカ諸国との第三国協力の可能性を調査し、推進方策を取りまとめた。 令和7年度には、前年度調査の結果を踏まえ追加調査を行い、トルコ国内における本邦技術活用のある案件の具体化を進め、相手国政府に対し事業提案を行った。 さらに、水資源機構が有する施設建設・運用・維持管理のノウハウ、利害関係者調整の経験、管理組織・法制度の知識と、民間コンサルタントの設計技術を融合させ、JV等を組成し、JICA委託による海外インフラ関連ODA業務を9件実施し、川上段階での案件形成を支援した。 案件形成の加速化に向け、ダム点検をテーマとしたセミナーを開催し、令和5年2月にはベトナム国、令和6年3月にはインドネシア国と意見交換を実施した（ベトナム：約120名対面・約160名オンライン、インドネシア：約300名オンライン）。これらを通じ、本邦技術の紹介、相手国ニーズの把握及び市場開拓を図った。 さらに、水資源機構は、農林水産省補助事業「アジアモンスーン地域の農業農村開発を通じた気候変動対策事業（後発途上国型）」の実施主体として、令和5年度から4か年計画で事業を推進した。同事業では、水管理技術を活用し「質の高いインフラ整備」に資する取組を実施した。 令和5年度には、国内企業へのヒアリング及び対象国政府との意見交換を行い、導入候補となる本邦技術の検討を実施した。 令和6年度には、実証計画（案）を策定し、関係機関との協議・合意により確定、ミニッツ（協議議事録）の署名を行った。現地整備を終え、年度後半から実証調査を開始した。 令和7年度には、①実証調査の継続と成果確認、②水資源機構経営陣による現地関係機関への成果説明、③国際会議での成果発信、④現地法人や国際会議等との協議を通じた成果普及等により、間断灌漑の情報共有、水資源機構ネットワークの拡大、海外農業農村開発分野における機構活動の浸透を図ることができた。 なお、インフラシステムの海外展開に当たっては、カーボンニュートラルの実現、我が国の経済成長、展開国の社会課題の解決及びSDGs達成に寄与するダム再生事業の推進にも取り組んだ。	現地調査及び関係機関との協議を継続的に実施し、上流域対策と下流影響を含めた総合土砂管理の必要性についてフィリピン国との認識共有を図ってきた。 その結果、フィリピン国政府から日本国政府に対する支援要請が行われ、令和6年度には外務省の開発協力適性会議において有償案件としてODAによる本調査の実施が承認され、総事業費約4,000億円規模の大規模事業として投資計画に登録されるに至った。 さらに、水資源機構は、これまでに先行調査を通じてフィリピン国側との円滑な協議体制と良好な関係を構築したことにより、令和7年6月に本業務の受注を獲得した。 本業務に水資源機構が参画することで、民間コンサルタントのみでは補完が困難な施設管理者としてのダム操作や維持管理に関する実務的ノウハウを提供するとともに、これまでの案件形成の経験を活かし、フィリピン国機関が適切にダムの運用・維持管理を実施できる体制や制度の提案、並びに導入すべき本邦技術の提示を行うことが可能となった。これにより、本邦企業の更なる海外展開に繋がることが期待される。 また、民間コンサルタントとの協力体制の下、令和4年度にはアジア地域の本邦企業が建設等に関与した3ダムを対象に現地調査を1回実施し、水力発電増強に着目したダム再生候補の選定及び技術的検討を行った。外国政府機関との対面協議も5回実施した。 令和5年度には、インドネシアの既設ダムのうち再生候補を2ダム選定し、現地調査3回を実施した。また、PPP導入が進む海外インフラの潮流を踏まえ、ケニアを対象にダム分野のPPP調査（現地調査1回を含む）を実施した。 令和6年度には、トルコ政府関係機関へのヒアリング及び現地調査を1回実施し、水資源分野における有望案件の絞り込みを行ったほか、トルコ企業と本邦企業の協業、アフリカ諸国との第三国協力の可能性を調査し、推進方策を取りまとめた。 令和7年度には、前年度調査の結果を踏まえ追加調査を行い、トルコ国内における本邦技術活用のある案件の具体化を進め、相手国政府に対し事業提案を行った。 さらに、水資源機構が有する施設建設・運用・維持管理のノウハウ、利害関係者調整	や現地調査を行い、同国の水資源分野におけるインフラ事業に関する情報を収集し、本邦技術を活用したプロジェクトとして有望な案件の絞り込みを実施したほか、同分野におけるトルコ企業と本邦企業によるトルコ国内での協業やアフリカ諸国との第三国連携の可能性について調査し、推進するための方策を取りまとめた。 このように、インフラシステムの海外展開の調査等について、所期の目標の達成が見込まれることから、B評定とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> （特になし） <その他事項> （外部有識者からの主な意見） - 日本の水資源分野における技術的優位性を活かし、国際的な水資源開発支援を通じてODA案件の川上段階から関与する体制を構築している点で評価できる。フィリピンにおける堆砂問題への技術提案や、ベトナム・インドネシアとのセミナー開催を通じたニーズ把握と市場開拓は、日本の農業・水管理分野の知見を活かしたインフラシステムの国際展開の好事例であり、国内農業の縮小が進む中で、関連産業の国際市場での活路を拓く観点からも意義深い。 - 今後とも、海外業務を若手技術者育成の場として活用するなど、我が国事業者の海外展開に係る支援を継続して頂きたい。	促進が期待される。 - 令和6年度においては、トルコ国の政府関係機関等へのヒアリングや現地調査を行い、同国の水資源分野におけるインフラ事業に関する情報を収集し、本邦技術を活用したプロジェクトとして有望な案件の絞り込みを実施したほか、同分野におけるトルコ企業と本邦企業によるトルコ国内での協業やアフリカ諸国との第三国連携の可能性について調査し、推進するための方策を取りまとめた。令和7年度においては、当該調査結果を踏まえて追加の情報収集を実施。トルコ企業との協業可能性も考慮しつつ、本邦技術を活用する余地のある案件を抽出・具体化し、相手国政府へ事業提案を行った。 日頃から関係国との円滑な協議体制と良好な関係を構築するとともに、これまでの案件形成の経験を活かし、導入すべき本邦技術を提示することで成果を挙げたことは高く評価できる。以上を総合的に判断し、当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため、A評定とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> （特になし） <その他事項> （外部有識者からの主な意見） - 海外支援について、事業化されたというところで、一つの大きな案件形成につながったというところに対する機構の役割がうまく
--	--	--	--	--	--	---

				の経験、管理組織・法制度の知識と、民間コンサルタントの設計技術を融合させ、JV等を組成し、JICA委託による海外インフラ関連ODA業務を9件実施し、川上段階での案件形成を支援した。 - 案件形成の加速化に向け、ダム点検をテーマとしたセミナーを開催し、令和5年2月にはベトナム国、令和6年3月にはインドネシア国と意見交換を実施した（ベトナム：約120名対面・約160名オンライン、インドネシア：約300名オンライン）。これらを通じ、本邦技術の紹介、相手国ニーズの把握及び市場開拓を図った。 さらに、水資源機構は、農林水産省補助事業「アジアモンスーン地域の農業農村開発を通じた気候変動対策事業（後発途上国型）」の実施主体として、令和5年度から4か年計画で事業を推進した。同事業では、水管理技術を活用し「質の高いインフラ整備」に資する取組を実施した。 令和5年度には、国内企業へのヒアリング及び対象国政府との意見交換を行い、導入候補となる本邦技術の検討を実施した。 令和6年度には、実証計画（案）を策定し、関係機関との協議・合意により確定、ミニッツ（協議議事録）の署名を行った。現地整備を終え、年度後半から実証調査を開始した。 令和7年度には、①実証調査の継続と成果確認、②水資源機構経営陣による現地関係機関への成果説明、③国際会議での成果発信、④現地法人や国際会議等との協議を通じた成果普及等により、間断灌漑の情報共有、水資源機構ネットワークの拡大、海外農業農村開発分野における機構活動の浸透を図ることができた。 なお、インフラシステムの海外展開に当たっては、カーボンニュートラルの実現、我が国の経済成長、展開国の社会課題の解決及びSDGs達成に寄与するダム再生事業の推進にも取り組んだ。 - これらの取組により、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られたと判断できることから、A評価とした。 <課題と対応> 特になし。		果たせたといえる。 - フィリピンにおける先行調査について、案件形成が実を結んだことは評価に値する。 - 海外展開に当たっては、技術力は問題ないとしても、経済的な見通しも踏まえた視野も必要。 - 難しい業務を適切に実施されていると考える。今後とも、海外業務を若手技術者育成の場として活用するなど、我が国事業者の海外展開に係る支援を継続して頂きたい。 - 海外調査等21件に加え、フィリピン国のダム堆砂対策に係る調査が事業化検討に至っている点は成果として分かりやすい。A評価でよい。 - 中期目標期間を通じて、海外インフラ展開に係る調査等を着実に実施し、我が国事業者の海外展開支援に貢献している。期間全体として所期の目標を上回る成果が認められることから、A評価は妥当である。
4. その他参考情報						
特になし。						

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－２－１	ダム等建設業務		
業務に関連する政策・施策	政策目標２：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標６：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第１項１号及び第19条の２
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 国民生活・経済にとって特に重要な７つの水資源開発水系において、閣議決定された水資源開発基本計画に基づき、水資源開発施設の新築やダム再生の取組等を行うことにより、用水の安定供給や洪水被害の防止・軽減等を可能とすることが極めて重要であるため。 困難度：「高」 ① 複雑かつ高度な水利用が行われている７つの水資源開発水系において、目的の異なる広域的かつ複数の利水者や水源地域等の調整を行い、的確に事業進捗を図る必要があるため。 ② ダム等施設の新築やダムの機能を確保しながら整備を行うダム再生の取組については、高度な技術力を要するため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

２．主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度			R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	
思川開発事業進捗率（実績値）	－	71.2%	82.0%	85.9%	97.5%	98.3%		予算額（千円）	35,839,981	32,185,275	47,175,743	18,202,649	
木曽川水系連絡導水路事業進捗率（実績値）	－	－	－	－	2.6%	3.2%		決算額（千円）	34,468,302	30,098,853	35,706,215	28,882,697	
川上ダム建設事業進捗率（実績値）	令和４年度に事業を完了させる。	85.9%	100.0%	－	－	－		経常費用（千円）	770,819	806,044	516,108	1,650,048	
筑後川水系ダム群連携事業進捗率（実績値）	－	－	－	7.2%	8.4%	9.4%		経常利益（千円）	－	－	－	－	
利根川河口堰大規模地震対策事業進捗率（実績値）	－	－	－	－	2.2%	5.6%		行政コスト（千円）	770,819	806,044	516,108	1,650,048	
藤原・奈良俣ダム再編ダム再生（奈良俣ダム関係）事業進捗率（実績値）	令和４年度に事業を完了させる。	37.9%	100.0%	－	－	－		従事人員数	218	170	221	169	
早明浦ダム再生事業進捗率（実績値）	－	6.4%	11.1%	18.1%	32.2%	48.0%							
旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業（実績値）	－	－	－	3.0%	5.8%	14.3%							
寺内ダム再生事業（実績値）	－	－	－	3.0%	40.9%	46.9%							

〈定量目標〉・藤原・奈良俣ダム再編ダム再生（奈良俣ダム関係）：令和４年度に事業を完了させる。
・川上ダム建設事業：令和４年度に事業を完了させる。
・第５期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、同計画に定める工期内に完了させる。
〈指標〉・思川開発事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和３年度実績71.1％）（令和８年度までに工事完成）
・早明浦ダム再生事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和３年度見込実績5.1％）（令和10年度までに事業完了）
・第５期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、その進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行率）。
（注１）ダム等建設業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
（注２）従事人員数は、１月１日時点。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
						評価	B	評価	B
		中期目標を踏まえて、計画的で的確な施設の整備を行う。 このうち、藤原・奈良俣再編ダム再生事業（奈良俣ダム関係）及び川上ダム建設事業については令和4年度に事業を完了させる。（定量目標） また、思川開発事業については令和8年度までに工事を完成させ、利根川河口堰大規模地震対策事業については令和20年度まで、木曽川水系連絡導水路事業については令和18年度まで、早明浦ダム再生事業については令和10年度まで、旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業については令和13年度まで、筑後川水系ダム群連携事業については令和19年度まで、寺内ダム再生事業については令和11年度までに事業を完了させるよう計画に沿った整備を行う。 なお、新たに事業実施計画が認可された事業については速やかに事業に着手し、その進捗を図る。	<定量目標> - 藤原・奈良俣ダム再編ダム再生事業（奈良俣ダム関係） 令和4年度に事業を完了させる。 - 川上ダム建設事業 令和4年度に事業を完了させる。 <指標> - 思川開発事業進捗率 - 利根川河口堰大規模地震対策事業進捗率 - 木曽川水系連絡導水路事業進捗率 - 早明浦ダム再生事業進捗率 - 旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業進捗率 - 筑後川水系ダム群連携事業進捗率 - 寺内ダム再生事業進捗率 <評価の視点> ダム等の新築・改築事業の計画的かつ的確な事業執行を行っているか。 既設ダムの有効活用に向けた取組を推進しているか。 特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）を要請された場合に向けた準備等を進めたか。	<主要な業務実績> (1) 計画的で的確な施設の整備 各ダム建設事業については、学識経験者等で構成する委員会等において、コスト縮減及び工程管理の観点から専門的知見に基づく助言を受け、着実な事業進捗を図った。 - 思川開発事業 ダム本体工事、導水路工事、送水路工事、付替道路工事、管理設備工事等を実施し、ダム本体建設工事は令和7年8月に完成した。導水路工事では、大芦工区が令和7年5月にトンネル貫通となるなど工事が進捗した。また、試験湛水を継続している。（事業進捗率：98.3%） - 木曽川水系連絡導水路事業 導水施設設計、環境調査及び地質調査を実施し、令和7年9月26日に「環境レポート（検討項目・手法編）」を作成した。その後、意見募集や説明会を開催するなど事業を着実に進めた。（事業進捗率：3.2%） - 早明浦ダム再生事業 令和5年4月に増設洪水吐き工事、増設放流設備工事及び上流仮締切設備工事を契約し、放流設備3門増設等の工事を着実に進めた。（事業進捗率：48.0%） - 丹生ダム 事業廃止に伴い、現県道の原形復旧等、追加的に必要となる工事を実施した。 - 旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業 門柱耐震補強、開閉装置更新等の工事を着実に進めた。（事業進捗率：14.3%） - 筑後川水系ダム群連携事業 導水路施設詳細設計や環境調査を実施し、学識経験者及び行政委員で構成される環境保全委員会の助言を得ながら環境影響評価を取りまとめ、令和7年10月15日に「環境レポート」として公表した。（事業進捗率：9.4%） - 寺内ダム再生事業 令和6年11月にゲート設備改造工事（詳細設計付）を契約し、令和7年4月には利水容量77万m³を洪水調節容量へ振り替えて貯水池運用を開始するなど、着実に事業を進めた。（事業進捗率：46.9%） - 利根川河口堰大規模地震対策事業 ゲート設備耐震工事及び管理橋耐震対策工事の公告等を行い、着実に事業を進めた。（事業進捗率：5.6%） - 筑後川水系ダム群連携事業 治水に係る事業評価を実施し、国土交通省より「継続」とする対応方針が決定された。 事業費縮減のため、計画（調査）・設計・施工・維持管理の各段階で新技術の活用を検討するとともに、CIMを活用したシームレス化を推進した。 - 川上ダム建設事業 堤内構造物等を全面的にプレキャスト化（堤内型枠99.9%）し、施工の合理化・効率化及び技能者不足への対応を図った。また、自動・自律施工システムや施工管理システムを導入し、設計から維持管理まで一貫したCIMを構築した。監査廊点検では自律飛行UAVを用いた点検自動化にも取り組んだ。 - 思川開発事業 南摩ダム本体建設では、3次元モデルを活用し複雑なスラブ構造等の確認・修正を行った。導水路トンネルでは地下水利用状況を踏まえ施工方法を最適	<評定と根拠> 評定：B - 各ダム建設事業については、学識経験者等で構成する委員会等において、コスト縮減及び工程管理の観点から専門的知見に基づく助言を受け、着実な事業進捗を図った。 - 思川開発事業 ダム本体工事、導水路工事、送水路工事、付替道路工事、管理設備工事等を実施し、ダム本体建設工事は令和7年8月に完成した。導水路工事では、大芦工区が令和7年5月にトンネル貫通となるなど工事が進捗した。また、試験湛水を継続している。（事業進捗率：98.3%） - 木曽川水系連絡導水路事業 導水施設設計、環境調査及び地質調査を実施し、令和7年9月26日に「環境レポート（検討項目・手法編）」を作成した。その後、意見募集や説明会を開催するなど事業を着実に進めた。（事業進捗率：3.2%） - 早明浦ダム再生事業 令和5年4月に増設洪水吐き工事、増設放流設備工事及び上流仮締切設備工事を契約し、放流設備3門増設等の工事を着実に進めた。（事業進捗率：48.0%） - 丹生ダム 事業廃止に伴い、現県道の原形復旧等、追加的に必要となる工事を実施した。 - 旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業 門柱耐震補強、開閉装置更新等の工事を着実に進めた。（事業進捗率：14.3%） - 筑後川水系ダム群連携事業 導水路施設詳細設計や環境調査を実施し、学識経験者及び行政委員で構成される環境保全委員会の助言を得ながら環境影響評価を取りまとめ、令和7年10月15日に「環境レポート」として公表した。（事業進捗率：9.4%） - 寺内ダム再生事業 令和6年11月にゲート設備改造工事（詳細設計付）を契約し、令和7年4月には利水容量77万m³を洪水調節容量へ振り替えて貯水池運用を開始するなど、着実に事業を進めた。（事業進捗率：46.9%） - 利根川河口堰大規模地震対策事業	<評定に至った理由> 定量目標に掲げた藤原・奈良俣再編ダム再生事業及び川上ダム建設事業は、定量目標のとおり完了させた。 - 継続事業である思川開発事業及び早明浦ダム再生事業の2事業は、着実に事業の進捗を図った。 - 旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業、筑後川水系ダム群連携事業、寺内ダム再生事業及び利根川河口堰大規模地震対策事業の4事業に新規着手し、着実に事業の進捗を図った。 - 新技術の活用・DXの取組として、川上ダムでは、建設から管理へ円滑に移行するため、設計・施工データを付与した施工CIMをベースに管理CIMを構築し、各種観測記録等を一元管理し、可視化することで、管理の効率化・高度化を実現した。また、思川開発事業では、堤体盛立における層厚管理・転圧管理システムを導入した自動化施工による生産性の向上やWEBカメラを用いた施工状況監視システムによる監督業務の効率化等を実施した。 「遠隔臨場」を導入することで、立会に伴う移動時間の削減、調整時間の削減が可能となった。 - 思川開発事業においては、南摩ダム本体工事、導水路工事等の全工事で移動時間、調整時間等約1,150時間（約3割）の縮減がされ、生産性向上が図られた。	<評定に至った理由> 定量目標に掲げた藤原・奈良俣再編ダム再生事業及び川上ダム建設事業は、定量目標のとおり完了させた。 - 継続事業である思川開発事業及び早明浦ダム再生事業の2事業は、着実に事業の進捗を図った。 - 旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業、筑後川水系ダム群連携事業、寺内ダム再生事業及び利根川河口堰大規模地震対策事業の4事業に新規着手し、着実に事業の進捗を図った。 - 新技術の活用・DXの取組として、川上ダムでは、建設から管理へ円滑に移行するため、設計・施工データを付与した施工CIMをベースに管理CIMを構築し、各種観測記録等を一元管理し、可視化することで、管理の効率化・高度化を実現した。また、思川開発事業では、堤体盛立における層厚管理・転圧管理システムを導入した自動化施工による生産性の向上やWEBカメラを用いた施工状況監視システムによる監督業務の効率化等を実施した。 「遠隔臨場」を導入することで、立会に伴う移動時間の削減、調整時間の削減が可能となった。さらに、試行運用実績を「有用性」及び「汎用性」の観点から分析・評価した結果、令和7年9月に「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領」を策定し、原則全ての適用可能な工		

	② 工期の遅延やこれに伴うコスト増を回避するため、可能な範囲で特定事業先行調整費制度等を活用することにより、事業の計画的かつ的確な実施に努めること。 なお、第5期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第30条の規定に基づき、第5期中期計画に必要事項を記載し、主務大臣の認可を受けること。	めた円滑な業務執行、事業に係る適正な要員配置及びコスト削減を図りつつ、計画的かつ的確に取り組むとともに、第三者の意見を求めるなど、事業費・工程の適正な管理を行う。 また、災害等が発生した場合には、工期の遅延や事業費の増嵩を極力軽減する。 ② 事業費の削減を図るため、新技術の活用、計画・設計・施工の最適化等に取り組む。 ③ 特定事業先行調整費制度等を活用することにより、工期の遅延やこれに伴うコスト増を回避するとともに、財政負担の平準化を図り、事業の計画的かつ的確な実施に努める。 当該中期目標の期間に完成を予定する思川開発事業の計画的かつ的確な実施を図るため、当該事業において特定事業先行調整費制度を活用する。 特定事業先行調整費制度においては、機構法第21条第1項に規定する特定施設に係る国の交付金の一部に相当する資金を支弁する。 なお、上記により支弁した資金については、当該事業の実施に要する費用を交付する者から交付を受け、期限までに、支弁した資金の回収を完了する。 ④ ダム等事業に直接関係する住民及び下流受益地の理解と協力を得て、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）及び水源地域対策基金と相まって、関係者の生活再建対策を実施	化し、黒川導水路（令和7年2月）、大芦川導水路（令和7年5月）が掘削完了した。 山岳道路工事では路線計画を見直し（ショートカット）コスト削減を図り、NETIS工法を採用して施工性・経済性を向上した。また、「南摩ダム本体建設工事におけるDX推進に関する協定書」を受注者と締結し、管理CIM構築に向け記録データの整理及びWi-Fi整備等の環境構築を進めた。 - 早明浦ダム再生事業 増設洪水吐き工事において、3次元モデルを活用し放流管・堤体との立体配置を確認し詳細設計を実施した。4次元モデルによる広報資料作成、UAVを活用した出来形管理等ICT施工も実施した。 上流仮締切設備工事では、国内初のガス回収装置を採用し、ヘリウムガス使用量を約4割削減、約4.5億円のコスト削減を図った。 - 寺内ダム再生事業 非常用洪水吐ゲート扉体の嵩上げにあたり、門柱の嵩上げを省略し扉体を3分割するなど最適設計を行った。また、扉体及び操作橋の材質を二相系ステンレス鋼とすることで、維持管理性能向上及びライフサイクルコスト削減を図った。 このほか、思川開発事業及び早明浦ダム再生事業では、専門家による検討会を段階的に開催し、技術的課題の解決及び経済性を考慮した最適設計・施工を推進した。また、建設工事では遠隔臨場を試行的に導入し、立会時間や調整作業の削減による生産性向上を実現した。この成果を踏まえ、令和7年9月に「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領」を策定し、原則全工事で適用することとした。 小石原川ダム建設事業では、特定事業先行調整費制度（H30・R元）で支弁した資金を計画どおり回収し、ダム建設調整費制度（H30・R元）による借入金も計画どおり償還した。 思川開発事業では、令和6年度に特定事業先行調整費制度を活用し、工期遅延及びコスト増を回避しつつ、財政負担の平準化を図った。 思川開発事業では、水源地域の振興及び生活再建対策として付替道路工事を実施した。 丹生ダムでは、建設事業廃止に伴う道路整備について、関係県からの委託に基づき道路拡幅等の工事を適切に実施した。 各建設事業において工事進捗説明会等を開催し、関係機関及び地元住民に対し、事業の必要性や施工技术に関する積極的な情報発信を行った。	- ゲート設備耐震工事及び管理橋耐震対策工事の公告等を行い、着実に事業を進めた。（事業進捗率：5.6%） - 筑後川水系ダム群連携事業 治水に係る事業評価を実施し、国土交通省より「継続」とする対応方針が決定された。 - 事業費削減のため、計画（調査）・設計・施工・維持管理の各段階で新技術の活用を検討するとともに、CIMを活用したシームレス化を推進した。 川上ダム建設事業 堤内構造物等を全面的にプレキャスト化（堤内型枠99.9%）し、施工の合理化・効率化及び技能者不足への対応を図った。また、自動・自律施工システムや施工管理システムを導入し、設計から維持管理まで一貫したCIMを構築した。監査拠点検では自律飛行UAVを用いた点検自動化にも取り組んだ。 - 思川開発事業 南摩ダム本体建設では、3次元モデルを活用し複雑なスラブ構造等の確認・修正を行った。導水路トンネルでは地下水利用状況を踏まえ施工方法を最適化し、黒川導水路（令和7年2月）、大芦川導水路（令和7年5月）が掘削完了した。 山岳道路工事では路線計画を見直し（ショートカット）コスト削減を図り、NETIS工法を採用して施工性・経済性を向上した。また、「南摩ダム本体建設工事におけるDX推進に関する協定書」を受注者と締結し、管理CIM構築に向け記録データの整理及びWi-Fi整備等の環境構築を進めた。 - 早明浦ダム再生事業 増設洪水吐き工事において、3次元モデルを活用し放流管・堤体との立体配置を確認し詳細設計を実施した。4次元モデルによる広報資料作成、UAVを活用した出来形管理等ICT施工も実施した。 上流仮締切設備工事では、国内初のガス回収装置を採用し、ヘリウムガス使用量を約4割削減、約4.5億円のコスト削減を図った。 - 寺内ダム再生事業 非常用洪水吐ゲート扉体の嵩上げにあたり、門柱の嵩上げを省略し扉体を3分割するなど最適設計を行った。また、扉体及び操作橋の材質を二相系ステンレス鋼とすることで、維持管理性能向上及びラ	このように、ダム等建設業務について、新技術の活用やDXに取り組みながら工夫を凝らして事業の進捗を図っており、所期の目標の達成が見込まれることから、B評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ （特になし） ＜その他事項＞ （外部有識者からの主な意見） ・CIMを活用した計画・設計・維持管理の各段階のシームレス化や新技術を活用した施工管理の高度化など、DXの推進に取り組みながら着実に事業進捗が図られていることは評価できる。	事に適用した。 ・思川開発事業においては、南摩ダム本体工事、導水路工事等の全工事で移動時間、調整時間等約1,150時間（約3割）の削減がされ、生産性向上が図られた。 このように、ダム等建設業務について、新技術の活用やDXに取り組みながら工夫を凝らして事業の進捗を図っており、所期の目標を達成したと認められることから、B評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ （特になし） ＜その他事項＞ （外部有識者からの主な意見） ・定量目標のとおり完了されている。事業の性質上へき地での工事であり入札不調・不落の回避のため工事発注計画の展開や建設業協会等との意見交換などの工夫を本社及び各事務所単位でなされていることを確認した。 ・ダム事業において、CIMを活用した計画・設計・施工・維持管理の各段階のシームレス化や新技術を活用した施工管理の高度化などDXの推進に取り組みながら着実に事業進捗が図られていることは評価できる。今後とも、必要な事業を的確に実施して頂きたい。 ・定量目標に掲げた事業の完了、継続事業の進捗、新規事業への着手が確認できる。第5期全体としてB評価は堅実な評価であり、妥当と考える。 ・中期目標期間を通じて、ダム等建設事業を計画的かつ着実に推進
--	--	--	--	---	---	---

	する。 ⑤ 事業に附帯する業務についても、的確な実施を図る。 ⑥ 事業の必要性や施工技術について、地域住民や関係機関等に対し積極的に情報発信を行う。			イフサイクルコスト削減を図った。 - このほか、思川開発事業及び早明浦ダム再生事業では、専門家による検討会を段階的に開催し、技術的課題の解決及び経済性を考慮した最適設計・施工を推進した。また、建設工事では遠隔臨場を試行的に導入し、立会時間や調整作業の削減による生産性向上を実現した。この成果を踏まえ、令和7年9月に「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領」を策定し、原則全工事で適用することとした。 - 小石原川ダム建設事業では、特定事業先行調整費制度（H30・R元）で支弁した資金を計画どおり回収し、ダム建設調整費制度（H30・R元）による借入金も計画どおり償還した。 - 思川開発事業では、令和6年度に特定事業先行調整費制度を活用し、工期遅延及びコスト増を回避しつつ、財政負担の平準化を図った。 - 思川開発事業では、水源地域の振興及び生活再建対策として付替道路工事を実施した。 - 丹生ダムでは、建設事業廃止に伴う道路整備について、関係県からの委託に基づき道路拡幅等の工事を適切に実施した。 - 各建設事業において工事進捗説明会等を開催し、関係機関及び地元住民に対し、事業の必要性や施工技術に関する積極的な情報発信を行った。 - 早明浦ダム再生事業では、放流設備3門の増設等の工事を進めた。旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業では、門柱耐震補強及び開閉装置更新工事に着手した。 - 寺内ダム再生事業では、利水容量77万m³を洪水調節容量へ振替、貯水池運用を開始するとともに、非常用洪水吐の改造工事を契約し、現在は2号ゲートの上流仮締切の設置及び戸当り工事に着手するなど、事業を着実に進めた。 - 利根川河口堰大規模地震対策事業では、ゲート設備耐震工事及び管理橋耐震対策工事の公告を行い、さらに堰下流護床工の洗掘箇所への応急対策や水上局舎更新等の工事に着手するなど、ダム再生の取組を着実に推進した。 - 第5期中期目標期間において、都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）は発生しなかったが、特定河川工事の代行要請に備え、全国都道府県ダム担当課長会議や支社局等を通じて、都府県等への情報提供を行った。	し、定量目標に掲げた事業を適切に完了するとともに、継続事業及び新規事業についても着実に進捗させている。期間全体として所期の目標を達成しており、B評価は妥当である。
(2) ダム再生の取組「ダム再生ビジョン」を踏まえ、「3-1 水資源開発施設等の管理業務」の取組とあわせ、ダムの長寿命化や放流能力を強化する等高機能化のための施設改良、維持管理における効率化・高度化等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進すること。	(2) ダム再生の取組「ダム再生ビジョン」（平成29年6月国土交通省）を踏まえ、「1-1 水資源開発施設等の管理業務」の取組とあわせ、ダムの長寿命化や放流能力を強化するなど等高機能化のための施設改良、維持管理における効率化・高度化等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進する。				
(3) 特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）都道府県等を技術的に支援するため、機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）の実施に向けた準備等を進めること。また、都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図ること。	(3) 特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）を都道府県知事等から要請された場合に向けた準備等を進める。また、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図る。				

1．当事務及び事業に関する基本情報			
1－2－2	用水路等建設業務		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 6：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第 1 項 1 号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 国民生活・経済にとって特に重要な 7 つの水資源開発水系において、閣議決定された水資源開発基本計画に基づき、水資源開発施設等の改築等を行うことで、通水機能の回復、施設の長寿命化と耐震性の確保に努めることにより、用水の安定供給を可能とすることが極めて重要であるため。 困難度：「高」 複雑かつ高度な水利用が行われている 7 つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるなか、利水者ニーズを適時・適切に把握し、365日24時間、既存の用水を絶やすことなく継続的に供給しつつ、用水路等の改築事業を実施する必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度			R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	
利根導水路大規模地震対策事業進捗率(実績値)	令和５年度に事業を完了させる。	78.6%	92.1%	事業完了	－	－		予算額（千円）	17,736,949	15,809,189	14,860,218	15,873,109	
群馬用水施設改築事業進捗率（実績値）	－	－	－	－	2.8%	11.4%		決算額（千円）	16,536,525	13,786,279	13,799,080	12,714,620	
成田用水施設改築事業進捗率（実績値）	－	14.2%	23.4%	34.8%	51.4%	70.8%		経常費用（千円）	1,322,289	4,594,808	442,893	12,283,940	
豊川用水二期事業進捗率（実績値）	－	53.4%	63.0%	73.3%	79.4%	54.9%		経常利益（千円）	－	－	－	－	
愛知用水三好支線水路緊急対策事業進捗率（実績値）	令和４年度に事業を完了させる。	96.0%	事業完了	－	－	－		行政コスト（千円）	1,322,289	4,594,808	442,893	12,283,940	
木曽川用水濃尾第二施設改築事業進捗率（実績値）	－	－	0.9%	5.4%	10.7%	18.9%		従事人員数	169	150	163	201	
吉野下流域用水事業進捗率（実績値）	令和７年度に事業を完了させる。	－	－	99.6%	99.7%	事業完了							
香川用水施設緊急対策事業進捗率（実績値）	令和６年度に事業を完了させる。	55.3%	86.8%	94.6%	事業完了	－							
筑後川下流用水総合対策事業進捗率(実績値)	－	－	－	0.8%	2.6%	5.9%							
福岡導水路施設地震対策事業進捗率（実績値）	－	7.8%	15.7%	24.4%	34.4%	41.8%							

〈定量目標〉・利根導水路大規模地震対策事業：令和５年度に事業を完了させる

- ・愛知用水三好支線水路緊急対策事業：令和４年度に事業を完了させる
- ・香川用水施設緊急対策事業：令和６年度に事業を完了させる
- ・第５期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、同計画に定める工期内に完了させる。

〈指標〉・成田用水施設改築事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和３年度見込実績12.0％）（令和10年度までに事業完了）

- ・豊川用水二期事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和３年度見込実績50.2％）（令和17年度までに事業完了）
- ・福岡導水施設地震対策事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和３年度見込実績7.8％）（令和14年度までに事業完了）
- ・第５期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、その進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行率）。

（注１）用水路等建設業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

（注２）従事人員数は、１月１日時点。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)		
				＜定量目標＞	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定：A	評定	A	評定	A
		中期目標を踏まえて、計画的で的確な施設の整備を行う。 このうち、利根導水路大規模地震対策事業については令和5年度、愛知用水三好支線水路緊急対策事業については令和4年度、香川用水施設緊急対策事業については令和6年度、吉野川下流域用水事業については令和7年度に事業を完了させる。(定量目標) また、群馬用水施設改築事業については令和12年度まで、成田用水施設改築事業については令和10年度まで、豊川用水二期事業については令和12年度まで、木曽川用水濃尾第二施設改築事業については令和18年度まで、筑後川下流用水総合対策事業については令和19年度まで、福岡導水施設地震対策事業については令和14年度までに事業を完了させるよう計画に沿った整備を行う。 なお、新たに事業実施計画が認可された事業については速やかに事業に着手し、その進捗を図る。	＜定量目標＞ - 利根導水路大規模地震対策事業進捗率 令和5年度に事業を完了させる。 - 愛知用水三好支線水路緊急対策事業 令和4年度に事業を完了させる。 - 香川用水施設緊急対策事業 令和6年度に事業を完了させる。 - 吉野下流域用水事業 令和7年度に事業を完了させる。 ＜指標＞ - 群馬用水施設改築事業進捗率 - 成田用水施設改築事業進捗率 - 豊川用水二期事業進捗率 - 木曽川用水濃尾第二施設改築事業進捗率 - 筑後下流用水総合対策事業進捗率 - 福岡導水施設地震対策事業進捗率 ＜評価の視点＞ 水路等の改築事業の計画的かつ的確な事業執行を行っているか。	＜主要な業務実績＞ (1)計画的で的確な施設の整備 計画的で的確な施設整備を推進するため、事業費及び工程の適正な管理に努め、コスト縮減を図りつつ、用水路等事業を着実に進めた。また、ICTや新技術の活用、計画・設計・施工の最適化にも取り組んだ。 愛知用水三好支線水路緊急対策事業は計画どおり令和4年度（一部原形復旧は令和5年度）に、利根導水路大規模地震対策事業は令和5年度に、香川用水施設緊急対策事業は令和6年度に、吉野川下流域用水事業は令和7年度に完了し、定量目標を達成した。 さらに、木曽川用水濃尾第二施設改築事業は令和4年度、筑後川下流用水総合対策事業及び吉野川下流域用水事業は令和5年度、群馬用水施設改築事業は令和6年度にそれぞれ事業実施計画の認可を受け、新規事業として着手するなど、突発事故への緊急対策、早急な老朽化対策及び耐震対策を計画的かつ的確に進めた。 豊川用水二期事業については、事業評価（再評価）を実施し事業継続が確認された。また、筑後川下流用水総合対策事業及び群馬用水施設改築事業については、事前評価を実施し、いずれも事業採択された。 事業に附帯する業務として2件の耐震化工事及び水資源機構施設の付け替え工事について、関係機関からの委託を受け、計画的かつ的確に実施した。 ア. 事業費・工程の適正な管理 - 利水者、関係機関及び学識経験者からなる各種委員会等を開催し、進捗状況、執行計画、事業費及び工程等に関する説明と意見交換を行い、事業管理に反映させることで、施設の長寿命化及び耐震化を計画的かつ的確に推進した。 イ. 用水路等建設事業の進捗 - 利根導水路大規模地震対策事業 - 利根大堰、埼玉合口二期施設、秋ヶ瀬取水堰及び朝霞水路の補強工事を計画的に実施したことにより、令和5年度に事業を完了し、定量目標を達成した。これにより、大規模地震に対する安全性が向上し、さらなる安定供給が可能となった。 - 豊川用水二期事業 - 大規模地震対策及び石綿管除去工事に必要な調査、測量及び設計、並びに各種併設工事を実施し、令和7年度末時点で進捗率54.9%となった。 - 愛知用水三好支線水路緊急対策事業 - 三好池堤体耐震補強工事及び水路改築工事を計画的に実施したことにより、令和4年度に事業を完了し、定量目標を達成した。これにより、大規模地震に対する安全性が向上し、さらなる安定供給が可能となった。 - 福岡導水施設地震対策事業 - 調査、測量、設計及び併設工事を実施し、令和7年度末時点で進捗率41.8%となった。 - 成田用水施設改築事業 - 空港周辺という地域特有の地元情勢に配慮した慎重な対応、成田国際空港の機能強化に伴う大規模インフラ事業との度重なる協議・調整、成田財特法に係る各種手続きなど、一般的な改築事業にはない高い難易度を要する事業であった。しかし、関係機関との綿密な連携・調整を重ねた結果、令和元年8月13日に事業認可を得て、中期目標の変更指示を受けた上で事業に着手した。 - その後、大規模地震対策及び老朽化対策工事に必要となる調査、測量及び設計業務等を実施するとともに、幹線水路、支線水路及び揚水機場等の改修工	＜評定と根拠＞ 評定：A - 計画的で的確な施設整備を推進するため、事業費及び工程の適正な管理に努め、コスト縮減を図りつつ、用水路等事業を着実に進めた。また、ICTや新技術の活用、計画・設計・施工の最適化にも取り組んだ。 - 愛知用水三好支線水路緊急対策事業は計画どおり令和4年度（一部原形復旧は令和5年度）に、利根導水路大規模地震対策事業は令和5年度に、香川用水施設緊急対策事業は令和6年度に、吉野川下流域用水事業は令和7年度に完了し、定量目標を達成した。 - さらに、木曽川用水濃尾第二施設改築事業は令和4年度、筑後川下流用水総合対策事業及び吉野川下流域用水事業は令和5年度、群馬用水施設改築事業は令和6年度にそれぞれ事業実施計画の認可を受け、新規事業として着手するなど、突発事故への緊急対策、早急な老朽化対策及び耐震対策を計画的かつ的確に進めた。 - 豊川用水二期事業については、事業評価（再評価）を実施し事業継続が確認された。また、筑後川下流用水総合対策事業及び群馬用水施設改築事業については、事前評価を実施し、いずれも事業採択された。 - 事業に附帯する業務として2件の耐震化工事及び水資源機構施設の付け替え工事について、関係機関からの委託を受け、計画的かつ的確に実施した。 ア. 事業費・工程の適正な管理 - 利水者、関係機関及び学識経験者からなる各種委員会等を開催し、進捗状況、執行計画、事業費及び工程等に関する説明と意見交換を行い、事業管理に反映させることで、施設の長寿命化及び耐震化を計画的かつ的確に推進した。 イ. 用水路等建設事業の進捗 - 利根導水路大規模地震対策事業 - 利根大堰、埼玉合口二期施設、秋ヶ瀬取水堰及び朝霞水路の補強工事を計画的に実施したことにより、令和5年度に事業を完了し、定量目標を達成した。これにより、大規模地震に対する	＜評定に至った理由＞ 定量目標に掲げた利根導水路大規模地震対策事業、愛知用水三好支線水路緊急対策事業及び香川用水施設緊急対策事業の3事業は、定量目標のとおり完了させた。 - 継続事業である成田用水施設改築事業、豊川用水二期事業及び福岡導水施設地震対策事業の3事業について、着実に事業の進捗を図った。 - 新規着手の群馬用水施設改築事業、木曽川用水濃尾第二施設改築事業及び筑後川下流用水総合対策事業の3事業並びに国から承継した吉野川下流域用水事業についても、着実に事業の進捗を図った。 - 工期遵守の取組として、利根導水路大規模地震対策事業では、事業最終年度において洪水が発生した場合、事業完了が困難となる可能性もあり、最終年度の工事量を計画的に軽減し、前倒しで事業を進捗させて工期を遵守した。さらに、利根大堰の上屋工事を実施するにあたり、夜間施工により工事進捗を可能とすべく44の関係機関と事前調整を行い、夜間施工を可能とし、事業の進捗を図った。 - 香川用水施設緊急対策事業では、トンネル区間における鋼管挿入においてダクトイル鋳鉄管を採用することで、従来必要であった溶接による接合作業がボルト締めによる	＜評定に至った理由＞ 定量目標に掲げた利根導水路大規模地震対策事業、愛知用水三好支線水路緊急対策事業及び香川用水施設緊急対策事業の3事業は、定量目標のとおり完了させた。 - 継続事業である成田用水施設改築事業、豊川用水二期事業及び福岡導水施設地震対策事業の3事業について、着実に事業の進捗を図った。 - 新規着手の群馬用水施設改築事業、木曽川用水濃尾第二施設改築事業及び筑後川下流用水総合対策事業の3事業並びに国から承継した吉野川下流域用水事業についても、着実に事業の進捗を図った。 - 工期遵守の取組として、利根導水路大規模地震対策事業では、事業最終年度において洪水が発生した場合、事業完了が困難となる可能性もあり、最終年度の工事量を計画的に軽減し、前倒しで事業を進捗させて工期を遵守した。さらに、利根大関の上屋工事を実施するにあたり、夜間施工により工事進捗を可能とすべく44の関係機関と事前調整を行い、夜間施工を可能とし、事業の進捗を図った。 - 香川用水施設緊急対策事業では、トンネル区間における鋼管挿入においてダクトイル鋳鉄管を			

	する業務についても、的確に実施すること。 なお、第5期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、通則法第30条の規定に基づき、第5期中期計画に必要事項を記載し、主務大臣の認可を受けること。	な要員配置及びコスト縮減を図りつつ、水路等施設の長寿命化、耐震化を計画的かつ的確に取り組むとともに、事業費・工程の適正な管理を行う。 また、災害等が発生した場合には、工期の遅延や事業費の増嵩を極力軽減する。 ② 事業費の縮減を図るため、新技術の活用、計画・設計・施工の最適化等に取り組む。 ③ 事業に附帯する業務についても、機構が培ってきた改築技術を活用して、計画的かつ的確な実施を図る。 ④ 改築事業の実施に当たっては、利水者ニーズを的確に把握し、通水に支障のない施工方法や調整池等を活用することにより、既存の用水を絶やすことなく継続的に供給しつつ、工事を実施する。 ⑤ 改築事業の必要性や改築工事の技術について、地域住民や関係機関等に対し積極的に情報発信を行う。		事を進め、令和7年度末時点の進捗率は70.8%となった。 - 香川用水施設緊急対策事業 緊急対策工事及び耐震工事に必要となる実施設計等を計画的に実施したことにより、令和6年度に事業を完了し、定量目標を達成した。これにより、老朽化した施設の機能が回復し、大規模地震に対する安全性が向上し、さらなる安定供給が可能となった。 - 木曽川濃尾第二施設改築事業 地盤沈下等の影響により機能低下した木曽川用水濃尾第二施設の従前の機能を回復し、農業用水の安定供給及び安全な施設管理を図るため、関係機関と綿密な連携・調整を重ねた結果、令和4年4月14日に事業認可を得て中期目標の変更指示を受け、事業に着手した。その後、老朽化対策工事に必要となる調査、測量及び設計業務等を実施するとともに、支線水路の改築工事及び揚水機場の改修工事を進め、令和7年度末時点の進捗率は18.9%となった。 - 筑後川下流用水総合対策事業 老朽化した施設の回復、大規模地震に対する耐震性の確保及び大詫間幹線水路の機能回復により災害を未然に防止し、農業用水の安定供給及び安全な施設管理を図るため、関係機関と綿密な連携・調整を重ね、令和5年4月14日に事業認可を得て中期目標の変更指示を受け、事業に着手した。 - その後、耐震対策及び農地防災対策工事に必要となる調査、測量及び設計業務等を実施するとともに、筑後導水路改築工事及び大詫間幹線水路(クリーク)改築工事を進め、令和7年度末時点の事業進捗率は5.9%となった。 - 吉野川下流域用水事業 都市化の進展等により悪化した農業用水の水質を改善し営農上の制約を解消するとともに、地震や地盤沈下等の影響により機能低下した施設の機能を回復し、農業生産性の向上及び経営の安定を図るため、平成2年より農林水産省が実施していた国営農地防災事業「吉野川下流域地区」を令和6年3月に承継した。承継後は、中期目標の変更指示を受けて事業に着手し、事業完了に向けて原形復旧工事及び管理設備等の整備を進めた。 - これらの取組により、定量目標である令和7年度に予定どおり事業を完了した。 - 群馬用水施設改築事業 老朽化した施設の機能を回復し、農業用水及び水道用水の安定供給並びに安全な施設管理を図るため、関係機関と綿密な連携・調整を重ね、令和6年6月14日に事業認可を得て、中期目標の変更指示を受けた上で事業に着手した。その後、老朽化対策工事に必要となる調査、測量及び設計業務等を実施するとともに、揚水機場のポンプ設備整備工事及び取水工ゲート整備工事に着手し、令和7年度末時点の進捗率は11.4%となった。 ウ. 用水路等建設事業の事業評価 - 豊川用水二期事業及び福岡導水施設地震対策事業については、事業継続の妥当性を確認するため再評価を適切に実施し、いずれの事業も「継続」との評価結果が示された。 - 筑後川下流用水総合対策事業及び群馬用水施設改築事業については、事前評価を実施し、事業採択された。 - 群馬用水緊急改築事業については、事後評価を適切に実施し、事業効果に加え波及的効果の発現等が認められるとの評価結果が示された。 エ. 新技術の活用、計画・設計・施工の最適化 - 成田用水施設改築事業 水管橋外面塗装の塗膜研磨作業において、オーブンプラスト工法から循環プラスト工法へ見直すことにより、コスト縮減を図った。 - 木曽川用水濃尾第二施設改築事業 支線水路の実施設計において路線毎に水理検討を	安全性が向上し、さらなる安定供給が可能となった。 - 豊川用水二期事業 大規模地震対策及び石綿管除去工事に必要な調査、測量及び設計、並びに各種併設工事を実施し、令和7年度末時点で進捗率54.9%となった。 - 愛知用水三好支線水路緊急対策事業 三好池堤体耐震補強工事及び水路改築工事を計画的に実施したことにより、令和4年度に事業を完了し、定量目標を達成した。これにより、大規模地震に対する安全性が向上し、さらなる安定供給が可能となった。 - 福岡導水施設地震対策事業 調査、測量、設計及び併設工事を実施し、令和7年度末時点で進捗率41.8%となった。 - 成田用水施設改築事業 空港周辺という地域特有の地元情勢に配慮した慎重な対応、成田国際空港の機能強化に伴う大規模インフラ事業との度重なる協議・調整、成田財特法に係る各種手続きなど、一般的な改築事業にはない高い難易度を要する事業であった。しかし、関係機関との綿密な連携・調整を重ねた結果、令和元年8月13日に事業認可を得て、中期目標の変更指示を受けた上で事業に着手した。 - その後、大規模地震対策及び老朽化対策工事に必要となる調査、測量及び設計業務等を実施するとともに、幹線水路、支線水路及び揚水機場等の改修工事を進め、令和7年度末時点の進捗率は70.8%となった。 - 香川用水施設緊急対策事業 緊急対策工事及び耐震工事に必要となる実施設計等を計画的に実施したことにより、令和6年度に事業を完了し、定量目標を達成した。これにより、老朽化した施設の機能が回復し、大規模地震に対する安全性が向上し、さらなる安定供給が可能となった。 - 木曽川濃尾第二施設改築事業 地盤沈下等の影響により機能低下した木曽川用水濃尾第二施設の従前の機能を回復し、農業用水の安定供給及び安全な施設管理を図る	接合になり施工期間の短縮が可能であることから、施工計画を見直し、1年前倒しで工事を完了させることで事業工期の遵守に努めた。 - 新技術の活用・DXの取組として、新技術や工法選定等の比較検討を行い、設計・施工の最適化に取り組んだ。香川用水施設緊急対策事業では、落橋防止装置の構造見直し、筑後川下流用水総合対策事業では、吐水槽補強工法の見直しを行うなど、コスト縮減を図るとともに、豊川用水二期事業及び福岡導水施設地震対策事業においては、長大水路トンネル坑内にWi-Fi設備を整備し、遠隔臨場による監督業務の効率化、骨伝導無線の導入等による現場環境の改善、安全管理の向上を図った。 用水路等の建設業務の実施にあたっては、円滑な業務執行、新技術の活用や工法の工夫など、計画的かつ確かな事業の実施が認められた。 以上を総合的に判断し、当該法人の業務向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると見込まれることから、A評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし) <その他事項> (外部有識者からの主な意見) - 設計・施工の最適化やDXを活用した監督業務の効率化を図りつつ、工夫を凝らして改築及び耐震補強を中心とした事業の着実かつ的確な実施は評価できる。特に利根大堰耐震補強工事や香川用水施設緊急対策事業の工期遵守の取組は高く	採用することで、従来必要であった溶接による接合作業がボルト締めによる接合になり施工期間の短縮が可能であることから、施工計画を見直し、1年前倒しで工事を完了させることで事業工期の遵守に努めた。 - 吉野川下流域用水事業は、令和6年3月に機構へ事業承継されたものであり、計画どおり令和7年度に事業を完了し、早期に事業効果を発現させることが重要であり、2か年度という短期間での施工が求められるなか、機構が有する技術的ノウハウを活かし、試験計画の策定から実施までを直営で実施し、発覚した不具合箇所は速やかに補修するなど、通水試験を計画的に実施することで、事業工期を遵守した。 - 新技術の活用・DXの取組として、新技術や工法選定等の比較検討を行い、設計・施工の最適化に取り組んだ。香川用水施設緊急対策事業では、落橋防止装置の構造見直し、筑後川下流用水総合対策事業では、吐水槽補強工法の見直しを行うなど、コスト縮減を図るとともに、豊川用水二期事業及び福岡導水施設地震対策事業においては、長大水路トンネル坑内にWi-Fi設備を整備し、遠隔臨場による監督業務の効率化、骨伝導無線の導入等による現場環境の改善、安全管理の向上を図った。 用水路等の建設業務の実施にあたっては、円滑な業務執行、新技術の活用や工法の工夫など、計画的かつ確かな事業の実施が認められた。 以上を総合的に判断し、当該法人
--	--	---	--	--	---	--	--

				実施し、現場条件及びコスト面から最適となる管種・管径への見直し（既設φ800mm→更新φ700mm）により、コスト縮減を図った。 - 香川用水施設緊急対策事業 - 水路橋の耐震補強について、当初計画していた鋼製ストッパーによる補強工法を見直し、設計段階で検討した結果、経済性の高い鋼製ブラケット及びコンクリートアンカーによる耐震補強工法を採用し、コスト縮減を図った。 - 筑後川下流用水総合対策事業 - 佐賀吐水槽の耐震対策について、事業計画で予定していたコンクリート置換工法を見直し、設計段階で検討した結果、経済的な高圧噴射攪拌工法による地盤改良を採用することで、コスト縮減を図った。 オ. 事業に附帯する業務の計画的かつ的確な実施 - 東京都水道局が保有する朝霞水路2号沈砂池等の耐震化について、東京都水道局から委託を受け、平成30年度から耐震照査、基本設計及び実施設計を実施し、令和2年度から耐震補強工事に着手した。これらの工事を計画的に進め、令和7年度に工事を完了した。 - 水資源機構が管理する成田用水施設の一部が、成田空港の機能強化に伴う影響により移設を要したため、成田国際空港株式会社から付替工事に係る実施設計及び工事の委託を受け、令和3年3月から設計及び付替工事を計画的かつ的確に進めた。 カ. 利水者ニーズを適時適切に把握した改築工事の実施 - 群馬用水施設改築事業 - 農業用水の供給に影響が生じないよう、関係土地改良区と断水可能時間について調整を行った上で、幹線水路トンネル内の施設機能調査を実施した。 - 成田用水施設改築事業 - 支線水路の石綿管布設替え工事は複数回の断水が必要となるため、農業用水需要が減少する非かんがい期に施工を計画し、関係機関及び利水者と事前に十分な調整を行った上で、営農に影響を与えることなく工事を実施した。 - 豊川用水二期事業 - 既設分水工と併設水路の接続に際し、冬期の農業用水需要が減少する数日間に通水を停止し施工を行った。また、既設支線水路の改造（長期断水）が必要な区間では、仮廻し水路を設置し、取水への影響を回避するため、関係機関と事前に十分な調整を行い、営農に影響を与えることなく工事を実施した。 - 木曽川用水濃尾第二施設改築事業 - 管水路及び揚水機場の改築工事において、事前に関係機関と調整を行い、仮廻し管を設置することで、営農に影響を与えずに工事を実施した。 - 筑後川下流用水総合対策事業 - 筑後導水路系の水路改築工事について、農業用水需要が減少する2月から5月の期間に通水を停止して施工する計画とし、取水に影響が生じないよう関係機関と事前に十分な調整を行い、営農に影響を与えず工事を実施した。 キ. 地域住民等や関係機関への積極的な情報発信 - 毎年度、各用水路等事業において、事業執行計画や進捗状況について関係利水者へ情報提供を行うとともに、改築事業の必要性等について、地元説明会、現場見学会及び地元情報誌等を通じ、地域住民や関係機関に対する積極的な情報発信を行い、より深い理解の促進を図った。 - 群馬用水施設改築事業及び豊川用水二期事業においては、関係機関向けの見学会を開催するなど、事業の必要性等に関する積極的な情報発信に努めた。	ため、関係機関と綿密な連携・調整を重ねた結果、令和4年4月14日に事業認可を得て中期目標の変更指示を受け、事業に着手した。その後、老朽化対策工事に必要となる調査、測量及び設計業務等を実施するとともに、支線水路の改築工事及び揚水機場の改修工事を進め、令和7年度末時点の進捗率は18.9%となった。 - 筑後川下流用水総合対策事業 - 老朽化した施設の回復、大規模地震に対する耐震性の確保及び大詔間幹線水路の機能回復により災害を未然に防止し、農業用水の安定供給及び安全な施設管理を図るため、関係機関と綿密な連携・調整を重ね、令和5年4月14日に事業認可を得て中期目標の変更指示を受け、事業に着手した。 - その後、耐震対策及び農地防災対策工事に必要となる調査、測量及び設計業務等を実施するとともに、筑後導水路改築工事及び大詔間幹線水路（クリーク）改築工事を進め、令和7年度末時点の事業進捗率は5.9%となった。 - 吉野川下流域用水事業 - 都市化の進展等により悪化した農業用水の水質を改善し営農上の制約を解消するとともに、地震や地盤沈下等の影響により機能低下した施設の機能を回復し、農業生産性の向上及び経営の安定を図るため、平成2年より農林水産省が実施していた国営農地防災事業「吉野川下流域地区」を令和6年3月に承継した。承継後は、中期目標の変更指示を受けて事業に着手し、事業完了に向けて原形復旧工事及び管理設備等の整備を進めた。これらの取組により、定量目標である令和7年度に予定どおり事業を完了した。 - 群馬用水施設改築事業 - 老朽化した施設の機能を回復し、農業用水及び水道用水の安定供給並びに安全な施設管理を図るため、関係機関と綿密な連携・調整を重ね、令和6年6月14日に事業認可を得て、中期目標の変更指示を受けた上で事業に着手した。その後、老朽化対策工事に必要となる調査、測量及び設計業務等を実施す 評価できる。 - 老朽化や災害リスクの高い用水路等に対して、計画的な改築・対策事業が定量目標どおりに進められており、安定的な用水供給体制の維持という観点から高く評価できる。	の業務向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、A評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ （特になし） ＜その他事項＞ （外部有識者からの主な意見） ・用水路事業において、設計・施工の最適化やD Xを活用した監督業務の効率化を図りつつ、工夫を凝らして改築及び耐震補強を中心とした事業の着実かつ的確な実施は評価できる。特に定量目標の確実な達成に向けた利根大堰耐震補強工事や高瀬支線内挿管工事の工期遵守の取り組みは評価に値する。今後とも、必要な事業を的確に実施して頂きたい。 ・定量目標に掲げた3事業を完了させ、継続事業、新規着手、吉野川下流域用水事業の承継も進められている。A評価は妥当である。 ・中期目標期間を通じて、用水路等建設事業を計画的かつ着実に推進し、定量目標に掲げた事業を適切に完了するとともに、新規事業及び継続事業を着実に進捗させている。期間全体として所期の目標を上回る成果が認められることから、A評価は妥当である。
--	--	--	--	--	--	---

					るとともに、揚水機場のポンプ設備整備工事及び取水工ゲート整備工事に着手し、令和7年度末時点の進捗率は11.4%となった。 ウ. 用水路等建設事業の事業評価 ・ 豊川用水二期事業及び福岡導水施設地震対策事業については、事業継続の妥当性を確認するため再評価を適切に実施し、いずれの事業も「継続」との評価結果が示された。 ・ 筑後川下流用水総合対策事業及び群馬用水施設改築事業については、事前評価を実施し、事業採択された。 ・ 群馬用水緊急改築事業については、事後評価を適切に実施し、事業効果に加え波及的効果の発現等が認められるとの評価結果が示された。 エ. 新技術の活用、計画・設計・施工の最適化 ・ 成田用水施設改築事業 水管橋外面塗装の塗膜研磨作業において、オープンブラスト工法から循環ブラスト工法へ見直すことにより、コスト縮減を図った。 ・ 木曽川用水濃尾第二施設改築事業 支線水路の実施設計において路線毎に水理検討を実施し、現場条件及びコスト面から最適となる管種・管径への見直し（既設φ800mm→更新φ700mm）により、コスト縮減を図った。 ・ 香川用水施設緊急対策事業 水路橋の耐震補強について、当初計画していた鋼製ストッパーによる補強工法を見直し、設計段階で検討した結果、経済性の高い鋼製ブラケット及びコンクリートアンカーによる耐震補強工法を採用し、コスト縮減を図った。 ・ 筑後川下流用水総合対策事業 佐賀吐水槽の耐震対策について、事業計画で予定していたコンクリート置換工法を見直し、設計段階で検討した結果、経済的な高圧噴射攪拌工法による地盤改良を採用することで、コスト縮減を図った。 オ. 事業に附帯する業務の計画的かつ的確な実施 ・ 東京都水道局が保有する朝霞水路2号沈砂池等の耐震化について、東京都水道局から委託を受け、平成30年度から耐震照査、基本設計及び実施	
--	--	--	--	--	---	--

					設計を実施し、令和2年度から耐震補強工事に着手した。これらの工事を計画的に進め、令和7年度に工事を完了した。 - 水資源機構が管理する成田用水施設の一部が、成田空港の機能強化に伴う影響により移設を要したため、成田国際空港株式会社から付替工事に係る実施設計及び工事の委託を受け、令和3年3月から設計及び付替工事を計画的かつ的確に進めた。 カ. 利水者ニーズを適時適切に把握した改築工事の実施 - 群馬用水施設改築事業 農業用水の供給に影響が生じないように、関係土地改良区と断水可能時間について調整を行った上で、幹線水路トンネル内の施設機能調査を実施した。 - 成田用水施設改築事業 支線水路の石綿管布設替え工事は複数回の断水が必要となるため、農業用水需要が減少する非かんがい期に施工を計画し、関係機関及び利水者と事前に十分な調整を行った上で、営農に影響を与えることなく工事を実施した。 - 豊川用水二期事業 既設分土工と併設水路の接続に際し、冬期の農業用水需要が減少する数日間に通水を停止し施工を行った。また、既設支線水路の改造（長期断水）が必要な区間では、仮廻し水路を設置し、取水への影響を回避するため、関係機関と事前に十分な調整を行い、営農に影響を与えることなく工事を実施した。 - 木曽川用水濃尾第二施設改築事業 管水路及び揚水機場の改築工事において、事前に関係機関と調整を行い、仮廻し管を設置することで、営農に影響を与えずに工事を実施した。 - 筑後川下流用水総合対策事業 筑後導水路系の水路改築工事について、農業用水需要が減少する2月から5月の期間に通水を停止して施工する計画とし、取水に影響が生じないように関係機関と事前に十分な調整を行い、営農に影響を与えず工事を実施した。 キ. 地域住民等や関係機関への積極的な情報発信 - 毎年度、各用水路等事業において、事業執行計画や進捗状況について関	
--	--	--	--	--	--	--

					係利水者へ情報提供を行うとともに、改築事業の必要性等について、地元説明会、現場見学会及び地元情報誌等を通じ、地域住民や関係機関に対する積極的な情報発信を行い、より深い理解の促進を図った。 ・群馬用水施設改築事業及び豊川用水二期事業においては、関係機関向けの見学会を開催するなど、事業の必要性等に関する積極的な情報発信に努めた。 ・これらの取組により、困難度を高く設定した目標について、中期目標における所期の目標を達成したと判断できることから、A評価とした。 <課題と対応> 特になし。		
4. その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	業務運営の効率化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	事業費（注 1） （計画値）	今中期目標期間最終年度値 89,360,780千円	93,084,146千円	—	—	—	—		
	事業費（注 1） （実績値）	—	—	85,231,775千円	87,479,259千円	95,519,111千円	89,224,038千円		
	上記縮減率（％）	今中期目標期間の最終年度値を前中期目標期間最終年度実績値（93,084,146千円）から 4％以上縮減	—	(8.4％)	(6.0％)	(▲2.6％) <3.7％>※	(4.1％)		※ 令和 6 年度の事業費は、消費税法の改正に伴う延払基準の特例廃止というやむを得ない特殊要因により、納付消費税額（約58億円）を計上したため、2.6％の増となったが、この特殊要因を除けば3.7％の縮減となる。
	達成度	—	—	—	—	—	—		
	一般管理費（注 2）（計画値）	今中期目標期間最終年度値 800,687千円	834,049千円	—	—	—	—		
	一般管理費（注 2）（実績値）	—	—	830,390千円	819,285千円	805,959千円	973,597千円		
	上記削減率（％）	今中期目標期間の最終年度値を前中期目標期間最終年度実績値（834,049千円）から 4％以上削減	—	(0.4％)	(1.8％)	(3.4％)	(▲16.7％)		
	達成度	—	—	—	—	—	—		

（注 1）事業費については、新築・改築事業費を除く。
（注 2）一般管理費については、人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
						評定	B	評定	B
	(1) 業務運営の効率化等 ① 要員配置計画を作成し、重点的かつ効率的な組織整備及び機動的な組織運営を行うこと。また、災害等発生時のみならず、新型コロナウイルス感染症を前提とした「新たな日常」に適応し、本社・支社局等の機能維持、水資源開発施設等の適切な維持管理や建設事業を継続できる体制を整備すること。 なお、組織体制については、引き続き支社局、事務所等を活用しつつ、事業の進捗状況等を踏まえて適正な規模となるよう、随時見直しを行うこと。 ② 機構は、中期目標管理型の独立行政法人であり、国からの運営費交付金によらず、治水事業のための国からの交付金や農業用水、工業用水、水道用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金等により運営している。 こうしたことから、自主的・戦略的な業務運営を行い、最大限の成果を上げていくためには、業務運営の透明性を向上させるとともに、安定した組織運営体制を確保した上で、適切な事業監理を行うことにより、事業費については、新築・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）を比較して4%以上縮減すること。 さらに、一般管理費（人件費、公租公	(1) 業務運営の効率化等 業務運営全体を通じて、以下の取組を実施することにより、効率的かつ経済的な業務運営を行う。 ① 機動的な組織運営を図るため、毎年度、要員配置計画を作成し、重点的かつ効率的な組織整備を行う。また、施設の老朽化や新型コロナウイルス感染症を前提とした「新たな日常」に適応していくため、施設管理や建設事業を適切に実施するための組織体制を構築する。 ② 災害発生時の緊急対応等を含めた的確な施設管理や建設事業を円滑に実施していくため、引き続き支社局、事務所等を活用しつつ、事業の進捗状況等を踏まえ適正な組織体制となるよう、随時見直しを行う。 ③ 国からの運営費交付金によらず、治水事業のための国からの交付金や都市用水及び農業用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金等により運営していることを踏まえ、自主的・戦略的な業務運営を行い、最大限の成果を上げていくため、業務運営の透明性を向上させるとともに、安定した組織運営体制を確保したうえで、適切な事業監理を行う。また、事業費については、新築・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と第5期中期目標	<年度計画達成目標> ・事業費については、新築・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して、第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）までに4%以上縮減する。 ・一般管理費（人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、効率的な運用により第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して、第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）までに4%以上削減する。 <指標> — <評価の視点> 事業費の縮減、一般管理費の削減も含め、業務の効率的な運営が図られているか。	<主要な業務実績> (1)業務運営の効率化等 本社・支社局及び全事務所の要員配置計画を作成し、事業に関する諸課題へ機動的に対応できる組織体制の構築を図った上で、施設管理及び建設事業の遂行に必要な要員を適切に配置した。 また、人財育成及び職員間コミュニケーションの活性化、共通業務の集約化による業務効率化・省力化、さらには防災対応時等における弾力的・機動的な人員配置を行うため、現場組織の再編（大括り化）を実施した。令和6年度には4か所を対象に総合管理所化の試行を行い、令和7年度には全現場組織を総合管理所化し（31事務所→18総合管理所）、体制整備を進めた。 事業費（新築・改築事業を除く。）については、適切な事業監理により、第4期中期目標期間最終年度（令和3年度）と比較して4.1%縮減し、第5期中期計画に掲げる所期の目標を達成した。 一般管理費（人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費などを除く。）については、厳しい財政状況及び利水者負担軽減の観点から、本社・支社局等において調達の必要性、実施内容及び数量等を精査しつつ、電気・ガス料金をはじめとするエネルギー価格の上昇やその他の物価高騰が続く状況下においても、令和6年度まで削減目標の達成に向けた取組を継続してきた。 しかしながら、こうした執行抑制を継続した結果、情報処理機器の更新の先送りや旅費の抑制による若手職員の現地視察・意見交換機会の減少が生じたほか、サイバー攻撃の多様化・高度化に対応するためのセキュリティ強化の必要性、更には職員のITリテラシー向上に向けた研修・教育の必要性といった課題が顕在化し、業務の質の確保や組織の持続的な機能強化に支障を及ぼすおそれが生じていた。 このため、令和7年度においては、経費削減目標よりもこれら課題の改善を優先し、一般管理費の執行方針を見直した。その結果、一般管理費は第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して16.7%の増加となったものの、課題解決に必要な投資を行うことができた。 水資源機構カイゼン活動等を通じて、業務効率化に資する取組を全社的に共有した。 さらに、毎年度、理事長と支社局及び管内事務所長との意見交換を全支社局で実施し、副理事長・理事と事務所職員との意見交換も半数の事務所で実施することで、各職員における職務の重要性に対する認識向上を図った。 各情報システムについては、大規模障害を発生させることなく、サーバ機器更新や法改正に伴うシステム改造を適切に実施した。また、システム整備及び管理を支援するためPMOを設置し、各システム改造等に係る仕様書確認などの支援を行った。 (2)調達の合理化 公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現するため、副理事長を総括責任者とし、本社契約担当部室を中心に調達等合理化の推進体制を整備した。併せて、外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会による監視（点検・見直し）を活用し、調達手続の公正性及び透明性の確保を図った。 また、「独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」を策定・公表するとともに、同計画の実施状況について毎年度評価及び公表を行った。 契約手続については、一般競争入札等を原則としつ	<評定と根拠> 評定：B ・本社・支社局及び全事務所の要員配置計画を作成し、事業に関する諸課題へ機動的に対応できる組織体制の構築を図った上で、施設管理及び建設事業の遂行に必要な要員を適切に配置した。 また、人財育成及び職員間コミュニケーションの活性化、共通業務の集約化による業務効率化・省力化、さらには防災対応時等における弾力的・機動的な人員配置を行うため、現場組織の再編（大括り化）を実施した。令和6年度には4か所を対象に総合管理所化の試行を行い、令和7年度には全現場組織を総合管理所化し（31事務所→18総合管理所）、体制整備を進めた。 ・事業費（新築・改築事業を除く。）については、適切な事業監理により、第4期中期目標期間最終年度（令和3年度）と比較して4.1%縮減し、第5期中期計画に掲げる所期の目標を達成した。 ・一般管理費（人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費などを除く。）については、厳しい財政状況及び利水者負担軽減の観点から、本社・支社局等において調達の必要性、実施内容及び数量等を精査しつつ、電気・ガス料金をはじめとするエネルギー価格の上昇やその他の物価高騰が続く状況下においても、令和6年度まで削減目標の達成に向けた取組を継続してきた。 しかしながら、こうした執行抑制を継続した結果、情報処理機器の更新の先送りや旅費の抑制による若手職員の現地視察・意見交換機会の減少が生じたほか、サイバー攻撃の多様化・高度化に対応するためのセキュリティ強化の必要性、更には職員のITリテラシー向上に向けた研修・教育の必要性といった課題が顕在化し、業務の質の確保や組織の持続的な機能強化に支障を及ぼすおそれが生じていた。 このため、令和7年度においては、経費削減目標よりもこれら課題の改善を優先し、一般管理費の執行方針を見直した。その結果、一般管理費は第4期中期目標期間の最終年度（令和3	評定 B <評定に至った理由> ・人材育成・職員間のコミュニケーションの活性化、共通業務の集約化・省力化、防災対応時等の弾力的・機動的な人員配置を行うため、現場組織の再編（大括り化）を実施、全現場組織における令和7年度からの総合管理所化の円滑な移行を進めた。 ・令和6年度の事業費は、消費税法の改正に伴う延払基準の特例廃止による納付消費税額を除いた場合、第4期中期目標期間の最終年度と比較して3.7%の縮減となり、目標達成（4%以上縮減）に向けた適切な事業監理に向け可能な限りの努力と工夫を行っている。 ・事業費・一般管理費の削減数値目標の達成を目指すあまり、DXの取組など将来に向けた投資を敬遠するような状況は、主務省としても憂慮すべき状況であると認識した。 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。所期の目標達成が見込まれることから、B評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> （特になし） <その他事項> （外部有識者からの主な意見） ・一般管理費の削減目標4%につ	評定 B <評定に至った理由> ・人材育成・職員間のコミュニケーションの活性化、共通業務の集約化・省力化、防災対応時等の弾力的・機動的な人員配置を行うため、現場組織の再編（大括り化）を実施、全現場組織における令和7年度からの総合管理所化の円滑な移行を進めた。 ・事業費は、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して4.1%の縮減となり、目標（4%）を達成した。 ・一方で、一般管理費は、厳しい財政状況及び利水者負担軽減の観点から、本社・支社局等においてエネルギー価格の上昇やその他の物価高騰が続く状況下においても、令和6年度まで削減目標の達成に向けた取組を継続してきた。 しかしながら、こうした執行抑制を継続した結果、情報処理機器の更新の先送りや旅費の抑制による若手職員の現地視察・意見交換会の減少など、業務の質の確保や組織の機能強化に支障を及ぼすおそれが生じた。 このため、令和7年度は、経費削減目標よりもこれらの課題改善を優先し、一般管理費の執行方針を見直した。その結果、一般管理費は第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して16.7%の増加となったものの、課題解決に必要な投資を実施することができた。 以上について総合的に勘案した結果、中期計画における所期の目標を達		

課、高齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、効率的な運用により第４期中期目標期間の最終年度（令和３年度）と第５期中期目標期間の最終年度（令和７年度）を比較して４％以上削減すること。 ③ 機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行うこと。（注１）PJMO:Project Management Office（プロジェクト推進組織）（注２）PMO：Portfolio Management Office（全体管理組織） (2) 調達の合理化 機構の行う契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年５月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切	期間の最終年度（令和７年度）を比較して４％以上削減する。 さらに、一般管理費（人件費、公租公課、高齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、効率的な運用により第４期中期目標期間の最終年度（令和３年度）と第５期中期目標期間の最終年度（令和７年度）を比較して４％以上削減する。 ④ 常日頃から職員の創意工夫を活かした業務改善への取組を促すとともに、役員が職員と密なコミュニケーションを図る。 ⑤ 機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行う。（注１）PJMO：Project Management Office（プロジェクト推進組織）（注２）PMO：Portfolio Management Office（全体管理組織） (2) 調達の合理化 機構の行う契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年５月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適		つ、会計規程等で明確化された事由に該当する場合に限り随意契約を行うこととし、公正性及び透明性を確保した合理的な調達を実施した。 (3) 一般事務業務におけるDXの推進（ICT等の活用） 一般事務DX推進部会においては、職員のITリテラシー向上及び情報セキュリティ対策の強化に取り組むとともに、クラウド型業務アプリケーションの活用を通じて業務の効率化及び生産性の向上を図った。また、人事・財務会計等の事務系業務システムについて、市販システムへの刷新を見据え、情報収集及び発注契約に向けた準備を進めた。	年度）と比較して16.7％の増加となったものの、課題解決に必要な投資を行うことができた。 - 水資源機構カイゼン活動等を通じて、業務効率化に資する取組を全社的に共有した。 - さらに、毎年度、理事長と支社局及び管内事務所長との意見交換を全支社局で実施し、副理事長・理事と事務所職員との意見交換も半数の事務所で実施することで、各職員における職務の重要性に対する認識向上を図った。 - 各情報システムについては、大規模障害を発生させることなく、サーバ機器更新や法改正に伴うシステム改造を適切に実施した。また、システム整備及び管理を支援するためPMOを設置し、各システム改造等に係る仕様書確認などの支援を行った。 - 公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現するため、副理事長を総括責任者とし、本社契約担当部室を中心に調達等合理化の推進体制を整備した。併せて、外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会による監視（点検・見直し）を活用し、調達手続の公正性及び透明性の確保を図った。 - また、「独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」を策定・公表するとともに、同計画の実施状況について毎年度評価及び公表を行った。 - 契約手続については、一般競争入札等を原則としつつ、会計規程等で明確化された事由に該当する場合に限り随意契約を行うこととし、公正性及び透明性を確保した合理的な調達を実施した。 - 一般事務DX推進部会においては、職員のITリテラシー向上及び情報セキュリティ対策の強化に取り組むとともに、クラウド型業務アプリケーションの活用を通じて業務の効率化及び生産性の向上を図った。また、人事・財務会計等の事務系業務システムについて、市販システムへの刷新を見据え、情報収集及び発注契約に向けた準備を進めた。 - これらの取組により、中期目標における所期の目標の水準を満たしたと判断できることから、Ｂ評価とした。 ＜課題と対応＞ 特になし。	いては、削減を意識するあまり、将来に向けた投資までも削減することは国民の利益を損なうことであり、改善すべきではないか。 - 事業費については、長期的なライフサイクルコストを考慮して適切な時期に計画的に投資をすべきであり、今後、DXの取組も必要になってくるため、事業費はそのような要素も加味すべきではないか。 「特定施設等放流設備遠隔操作化計画」を策定し、その実装、試行に着手するとともに、併せて業務運営の効率化のため各施設の総合管理所化が進められている。取組を進めるにあたっては、危機的な災害や事故事象にも対処できるよう両者の仕組みにリダンダンシーを十分に持たせる配慮をしていただきたい。	成していると認められることから、Ｂ評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ （特になし） ＜その他事項＞ （外部有識者からの主な意見） - 費用削減により必要なミッションを達成できないことは問題であり、考え方には異論はないが、結果としての16%の増が業務の実施において真に必要なかつ適正な水準であるのか客観的な評価が難しく、より整理を工夫する必要がある。 - 適切に実施されていると考えるが、業務の効率化はこれまでも取り組まれてきて、コスト削減はこれ以上削減できないところまで見直されている。 - 現場組織の再編、事業費縮減、調達合理化、一般事務DXが進められており、Ｂ評価で異論はない。 - 中期目標期間を通じて、組織再編や業務の効率化、DXの推進等に取り組み、効率的な業務運営を実施している。期間全体として所期の目標を達成しており、Ｂ評価は妥当である。
---	---	--	---	---	--	--

	で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会による監視等を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。 また、引き続き、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。	切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会による監視等を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。 また、引き続き、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。					
	(3) 一般事務業務におけるDXの推進（ICT等の活用） 水資源開発施設等の管理業務及び建設業務以外の一般事務業務においても、引き続きICTを積極的に活用するとともに、更なる生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化・高度化のためDXを推進すること。 その際、デジタル社会形成基本法等に規定する「デジタル社会の形成に関する重点計画」等の政府の計画等に留意すること。	(3) 一般事務業務におけるDXの推進（ICT等の活用） 「独立行政法人水資源機構DX推進プロジェクト」（以下「DX推進プロジェクト」という。）に基づき、一般事務業務において、更なる生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化及び高度化を図ることにより、国民・利水者への各種サービスの向上及びコスト縮減につなげる。					
4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	予算、収支計画及び資金計画、短期借入金の限度額、不要財産の処分に関する計画、重要財産の譲渡計画、剰余金の使途		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	収入予算現額（計画値）	—	—	151,379百万円	159,435百万円	155,888百万円	144,553百万円		—
	収入決算額（実績値）	—	129,667百万円	133,145百万円	140,236百万円	135,385百万円	122,053百万円		—
	達成度	—	—	—	—	—	—		—
	支出予算現額（計画値）	—	—	153,791百万円	153,354百万円	177,718百万円	155,247百万円		—
	支出決算額（実績値）	—	131,950百万円	135,188百万円	129,561百万円	143,368百万円	128,180百万円		—
	達成度	—	—	—	—	—	—		—
	不要資産処分手続件数 （注2）[計画値]	—	—	—	—	—	3 件		年度計画 別表 7 関係
	不要資産処分手続件数 （注2）[実績値]	—	—	2 件 —	1 件 —	1 件 —	4 件 3 件		上段：全体（注3） 下段：年度計画 別表 7 関係
	達成度	—	—	—	—	—	133%		—

（注1）収入予算現額及び支出予算現額は、前年度繰越額と予算額の合計である。

（注2）不要資産処分手続件数は、当該年度に処分手続を行った延べ件数である。

（注3）不要資産処分手続件数（実績値）の上段は、年度計画の別表7に掲示した不要資産以外の不要資産の処分手続件数を含む件数である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	第5期中期目標期間中に計画される事業量等に基づき、第5期中期計画の予算を作成し、適正な予算管理の下、効率的な予算執行による業務運営を行うこと。 (1) 安定的かつ効率的な資金調達 機構は、国からの運営費交付金によらず、治水事業のための交付金や農業用水、工業用水、水道用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金及び借入金等によって運営していることから、引き続き、水資源債券の発行に当たっては、投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら、安定的かつ効率的な資金調達に努めること。 (2) 適切な資産管理 保有する資産については、山間部のダム等管理や災害等発生時の緊急対応等も含め、施設管理等に支障が出ることの無いよう留意しつつ保有の必要性について不断の見直しを行うこと。	3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 第5期中期目標期間中に計画される事業量等に基づき、中期計画の予算を作成し、適正な予算管理の下、効率的な予算執行による業務運営を行う。 「1. 国民に対して提供するサービスのその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項、事業量等に基づいて中期計画の予算を作成し、当該予算による業務運営を行う。 また、財務内容の透明性の確保、説明責任の徹底を図る。 ① 財務内容の透明性の確保と国民へのサービス向上を図るため、引き続き事業種別等により整理したセグメント情報を含む財務諸表等をウェブサイトに掲載するとともに、本社、支社局及び全事務所においても閲覧できるよう備え置くものとする。 ② 国からの運営費交付金によらず、治水事業のための交付金や都市用水及び農業用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金及び借入金等によって運営していることを踏まえ、市場を通じて業務運営の効率化へのインセンティブを高める等の観点から導入された財投機関債の円滑な発行のため、業務概要及び各年度決算の内容を盛り込んだ資料を作成し、機関投資家等向けの説明を行うとともに、ウェブサイトに掲載する等、引き続き業務運営の透明性を確保し、安定的かつ効率的な資金調達に努める。	<定量目標> — <指標> — <評価の視点> 適正な業務運営や資産管理を確保するものであるか。	<主要な業務実績> 3. 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 中期目標期間中に計画された事業量等に基づき作成した中期計画の予算、収支計画及び資金計画に従い、適正に事業を実施するとともに、円滑な事業進捗を図った。 財務内容の透明性確保及び説明責任の徹底の観点から、セグメント情報を含む財務諸表等をウェブサイトに掲載するとともに、本社・支社局及び全事務所において閲覧できるよう備え置いた。 水資源債券については、業務運営の透明性を確保するため、債券発行に係る情報等をウェブサイトで適宜更新し、機関投資家等を対象とした説明会を適切に開催した。これらの取組により、水資源機構事業の公共的役割や財務状況の信頼性が評価され、信用格付は「AA+」を維持した。 また、水資源債券をサステナビリティボンド(SDGs債)として継続発行したことにより、ESG投資を重視する投資家からの需要を確保し、安定的かつ効率的な資金調達を継続することができた。 4. 短期借入金の限度額 事業の進捗状況に応じた交付金の受入等により資金繰りを適切に行った結果、一時的な資金不足に対応するための短期借入を行う必要はなかった。 5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 適切な資産管理を推進するため、独立行政法人通則法の規定に基づき保有資産の必要性について不断の見直しを行うべく、資産管理等整理推進委員会を開催し、不要財産の処分状況等を確認した。 中期計画別表7に掲示した不要財産3件については、令和7年度に処分手続きを実施した。また、同別表に計上していないものの不要と判断した財産5件についても、通則法に基づく認可を受けた上で処分手続きを行うなど、適切な資産管理に取り組んだ。 6. 5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 5に規定する財産以外の重要な財産については、譲渡等の必要は生じなかった。 7. 剰余金の使途 利水者等へのサービス向上及び水資源機構の経営基盤の強化に資する業務へ活用するため、第5期中期目標期間における当期総利益の合計約137億円については、積立金として適切に整理し、剰余金の使途について適正に取り組んだ。	<評定と根拠> 評定：B ・ 中期目標期間中に計画された事業量等に基づき作成した中期計画の予算、収支計画及び資金計画に従い、適正に事業を実施するとともに、円滑な事業進捗を図った。 ・ 財務内容の透明性確保及び説明責任の徹底の観点から、セグメント情報を含む財務諸表等をウェブサイトに掲載するとともに、本社・支社局及び全事務所において閲覧できるよう備え置いた。 ・ 水資源債券については、業務運営の透明性を確保するため、債券発行に係る情報等をウェブサイトで適宜更新し、機関投資家等を対象とした説明会を適切に開催した。これらの取組により、水資源機構事業の公共的役割や財務状況の信頼性が評価され、信用格付は「AA+」を維持した。 また、水資源債券をサステナビリティボンド(SDGs債)として継続発行したことにより、ESG投資を重視する投資家からの需要を確保し、安定的かつ効率的な資金調達を継続することができた。 ・ 事業の進捗状況に応じた交付金の受入等により資金繰りを適切に行った結果、一時的な資金不足に対応するための短期借入を行う必要はなかった。 ・ 適切な資産管理を推進するため、独立行政法人通則法の規定に基づき保有資産の必要性について不断の見直しを行うべく、資産管理等整理推進委員会を開催し、不要財産の処分状況等を確認した。 ・ 中期計画別表7に掲示した不要財産3件については、令和7年度に処分手続きを実施した。また、同別表に計上していないものの不要と判断した財産5件についても、通則法に基づく認可を受けた上で処分手続きを行うなど、適切な資産管理に取り組んだ。 ・ 5に規定する財産以外の重要な財産については、譲渡等の必要は生じなかった。 ・ 利水者等へのサービス向上及び水資源機構の経営基盤の強化に資する業務へ活用するため、第5期中期目標期間における当期総利益の合計約137億円については、積立金として適切に整	評定	B	評定	B
					<評定に至った理由> ・ 機構全体の保有資産の必要性について、不断の見直しを進めており、不要と判断した財産については、通則法に基づく処分を行うなど、適切な資産管理を実施した。 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。所期の目標達成が見込まれることから、B評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし) <その他事項> (外部有識者からの主な意見) ・ 適切に処理されていると考える。引き続き財務内容の改善を図られたい。 ・ 現場組織の再編、事業費縮減、調達合理化、一般事務DXが進められており、B評定で異論はない。 ・ 中期目標期間を通じて、組織再編や業務の効率化、DXの推進等に取り組み、効率的な業務運営を実施している。期間全体として所期の目標を達成しており、B評価は妥当である。				

		4. 短期借入金の限度額 一時的な資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、単年度300億円とする。 5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 保有財産については、適切な資産管理に取り組むとともに、その必要性について山間部のダム等管理や災害等発生時の緊急対応等も含め、施設管理等に支障が出ることのないよう留意しつつ、業務を確実に実施するうえで必要か否か検証し、必要がなくなったと認められる場合には、通則法に則り処分手続を行う。 6. 5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 5に規定する財産以外の重要な財産について、譲渡又は担保に供しようとするときは、通則法に則り処分手続を行う。 7. 剰余金の使途 剰余金の使途は、新築及び改築事業、管理業務等に係る国及び利水者の負担軽減を図るなど、利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務とする。		理し、剰余金の使途について適正に取り組んだ これらの取組により、中期目標における所期の目標の水準を満たしたと判断できることから、B評価とした。 <課題と対応> 特になし。		
4. その他参考情報						
特になし						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－1	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	監事監査の実施 (計画値) (注 1)	—	—	26事務所	26事務所	26事務所	20事務所		—
	監事監査の実施 (実績値)	—	27事務所	26事務所	26事務所	26事務所	20事務所		—
	達成度	—	—	100%	100%	100%	100%		—
	特定調達物品等 調達率 (計画値)	R 4 年度：100%	—	100%	100%	100%	100%		—
	特定調達物品等 調達率 (実績値)	—	100%	100%	100%	100%	100%		—
	達成度	—	—	100%	100%	100%	100%		—

(注 1) 監事監査の実施の計画値は、監事監査計画に基づく。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	理事長のリーダーシップの下、「4. 業務運営の効率化に関する事項」及び「5. 財務内容の改善に関する事項」に関する取組等を実施することに加え、法人文書管理の徹底による文書の紛失防止対策等適切なリスク管理や法令等の遵守等の取組を実施するとともに、監事監査等を通じて機構の業務の適正な運営を図り、会計経理の適正を確保することにより、内部統制システムの向上に努め、自主的・戦略的な業務運営及び適切なガバナンスを行うこと。 また、「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有する個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進すること。	理事長のリーダーシップの下、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」及び「3. 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画」に関する取組等を実施することに加え、法人文書管理の徹底による文書の紛失防止対策等適切なリスク管理や法令等の遵守等の取組を実施するとともに、監事監査等を通じて機構の業務の適正な運営を図り、会計経理の適正を確保することにより、内部統制システムの向上に努め、自主的・戦略的な業務運営及び適切なガバナンスを行う。 また、「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有する個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進すること。 具体的には、機構が別途定める内部統制の基本方針に基づき内部統制の充実・強化を図り、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、「3. 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画」等の取組と併せ、以下の取組を行う。 (1) 適切なリスク管理 各職員が職務の重要性を認識し、業務の執行を阻害する要因をリスクとして捉え、リスク管理に関する基本規程に基づき適切なリスク管理を行う。 (2) コンプライアンスの推進 適正な業務運営を図るため、コンプライアンスの更なる推進を図る。 ① 毎年度、本社、支社局及び全事務所に於いて法令遵守等に係る講習会・説明会	<定量目標> － <指標> － <評価の視点> リスク管理や法令等の遵守等の取組を通じて適切なガバナンスを行ったか。 適切な情報セキュリティ対策を推進したか。	<主要な業務実績> (1)適切なリスク管理 重要なリスクが生じた場合には、速やかにリスク管理委員会を開催し、幹部職員間で情報共有を行った。また、新型コロナウイルス感染症に係る対策については、新型コロナウイルス感染症対策本部において、感染状況や政府動向に関する情報共有を実施した。 PDCAサイクルに基づくリスク管理を推進し、潜在リスクを含むリスク管理の継続的な向上を図るため、本社・支社局及び全事務所において、最重要リスク、重要リスク及びその他のリスクについて6か月ごとにリスクモニタリングを実施した。これにより、リスクマップ及びリスク管理票を更新し、現行のリスク管理方策の評価、重要度の見直し、方策の再検討等を行った。 また、本社・支社局及び全事務所において、勉強会の開催やリスク情報の共有等を通じて、リスク管理に関する理解促進と浸透を図った。 さらに、令和7年度からはリスク管理手法の全面的な見直しを行い、職員全体のリスク管理に対する認識向上を目的としてリスクミーティングを開催し、一般職員も含めた議論の場を設けたことで、組織全体としてのリスク管理意識の一層の向上を図った。 (2)コンプライアンスの推進 コンプライアンスの更なる推進を図るため、コンプライアンス推進月間を中心に、本社・支社局及び全事務所において法令遵守等に係る講習会・説明会を開催するとともに、顧問弁護士による法令遵守研修を実施した。 また、内部統制の基本方針及び独立行政法人水資源機構倫理行動指針の浸透・定着を図ることを目的として内部研修を行い、併せてコンプライアンスアンケートを実施した。アンケート結果については解説を付して周知するなど、理解促進に向けた多様な取組を行った。なお、ハラスメント防止に関しては、特に重点的に取り組んだ。 加えて、コンプライアンスの取組状況等の報告・審議を行うため倫理委員会を開催し、コンプライアンス事例集の充実を図った上で、クラウド型文書管理・情報共有環境を通じて役職員へ周知した。また、外部専門機関による法令遵守研修については、WEB会議システムを活用した配信及び録画データの共有等を本社・支社局及び事務所での研修に活用し、コンプライアンス推進責任者の活動を支援した。 (3)業務執行及び組織管理・運営 原則として毎週役員会を開催し、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について審議及び報告を行った。さらに、役員会での審議結果及び報告内容を支社長、本社部長、総管理所長等へ伝達し、水資源機構内における情報共有を図った。 (4)業務成果の向上 中期計画等の進捗状況を毎年度2回確認し、その結果を役員会に報告するとともに、PDCAサイクルを適切に運用し、継続的な業務改善を図った。 (5)監事監査の実施 監事監査計画に基づき、本社、中部支社、関西・吉野川支社（淀川本部・吉野川本部）、筑後川局、総合	<評定と根拠> 評定：B ・ 重要なリスクが生じた場合には、速やかにリスク管理委員会を開催し、幹部職員間で情報共有を行った。また、新型コロナウイルス感染症に係る対策については、新型コロナウイルス感染症対策本部において、感染状況や政府動向に関する情報共有を実施した。 ・ PDCAサイクルに基づくリスク管理を推進し、潜在リスクを含むリスク管理の継続的な向上を図るため、本社・支社局及び全事務所において、最重要リスク、重要リスク及びその他のリスクについて6か月ごとにリスクモニタリングを実施した。これにより、リスクマップ及びリスク管理票を更新し、現行のリスク管理方策の評価、重要度の見直し、方策の再検討等を行った。 また、本社・支社局及び全事務所において、勉強会の開催やリスク情報の共有等を通じて、リスク管理に関する理解促進と浸透を図った。 さらに、令和7年度からはリスク管理手法の全面的な見直しを行い、職員全体のリスク管理に対する認識向上を目的としてリスクミーティングを開催し、一般職員も含めた議論の場を設けたことで、組織全体としてのリスク管理意識の一層の向上を図った。 ・ コンプライアンスの更なる推進を図るため、コンプライアンス推進月間を中心に、本社・支社局及び全事務所において法令遵守等に係る講習会・説明会を開催するとともに、顧問弁護士による法令遵守研修を実施した。 また、内部統制の基本方針及び独立行政法人水資源機構倫理行動指針の浸透・定着を図ることを目的として内部研修を行い、併せてコンプライアンスアンケートを実施した。アンケート結果については解説を付して周知するなど、理解促進に向けた多様な取組を行った。なお、ハラスメント防止に関しては、特に重点的に取り組んだ。 加えて、コンプライアンスの取組状況等の報告・審議を行うため倫理委員会を開催し、コンプライアンス事例集の充実を図った上で、クラウド型文書管理・情報共有環境を通じて役職員へ周知した。また、外部専門機関による法令遵守研修については、WEB会議システムを活用した配	評定	B	評定	B
					<評定に至った理由> ・ 業務監査において、監事監査を令和4年度から令和6年度で77回実施するなど、監事が機構の幹部職員との意見交換を密に実施しながら適切に実施していることが認められた。 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。所期の目標達成が見込まれることから、B評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし) <その他事項> (外部有識者からの主な意見) ・ リスク管理委員会の継続的な実施、法令遵守・情報セキュリティ対策の徹底、監査体制の活用などにより、組織全体の内部統制の強化が着実に進められている点は評価できる。	<評定に至った理由> ・ 業務監査において、監事による監査を中期目標期間で延べ102回実施するなど、監事が機構の幹部職員との意見交換を密に実施しながら適切に実施していることが認められた。 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。所期の目標達成が認められることから、B評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし) <その他事項> (外部有識者からの主な意見) ・ 内部統制、リスク管理、コンプライアンスの推進については、適切に取り組んでいるものと考ええる。 ・ 適切に実施されていると考える。 引き続き内部統制の充実・強化を図りたい。 ・ リスク管理、コンプライアンス、役員会での情報共有、監査、情報セキュリティ、文書管理などが幅広く実施されている。B評定でよい。 ・ 中期目標期間を通じて、リスク管理、コンプライアンスの推進、情報セキュリティ対策等に継続的に取り組み、内部統制の充実・強化を着実に進めている。期間全体として所期の目標を達成しており、B評価は妥当である。			

		を実施する。また、内部研修においても、コンプライアンスの推進に関するプログラムを実施する。 ② コンプライアンスの取組状況及び倫理に反する事案が生じた場合には、外部有識者及び理事長等から構成される倫理委員会を開催して、当該事案について報告・審議する。 ③ 他組織も含めた有用な取組状況や過去の具体事例を含めたコンプライアンス事例集の充実を図ること等により、本社、支社局及び全事務所におけるコンプライアンス推進責任者の活動を支援する。また、当該事例集の役員への周知を図る。 (3) 業務執行及び組織管理・運営 原則として毎週役員会を開催し、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について審議・報告するとともに、必要に応じてその結果を機構内に伝達し、情報を共有する。 (4) 業務成果の向上 中期計画等の進捗状況を年度当たり2回確認するとともに、「独立行政法人水資源機構アセットマネジメントシステム」を活用しつつ、PDCAサイクルの適切な運用を行い継続的な業務改善を図る。 (5) 監事監査の実施 ① 監事監査計画に基づき、本社、支社局及び各事務所において監事監査を受けるとともに、監事が必要と認める場合には、臨時監査の実施、弁護士や公認会計士との連携等により監事機能の万全な発現を図る。 ② 事業報告書（会計に関する部分に限る。）、決算報告書等について、会計監査人による監査を受ける。 (6) 入札契約制度の競争性・透明性の確保 適正な業務運営を図るため、入札契約制	技術センター及び事務所を対象として、監事による監査を延べ102回受けた。なお、臨時監査の実施や、弁護士・公認会計士等との連携を要する事象は生じなかった。 また、事業報告書（会計に関する部分に限る。）、決算報告書及び財務諸表について会計監査人による監査を受けた結果、いずれも適正であると認められた。 (6) 入札契約制度の競争性・透明性の確保 入札契約制度の競争性及び透明性を確保するため、一般競争入札方式を基本とした発注を推進した結果、令和7年度の一般競争入札の割合は件数ベースで72.0%となった。 契約監視委員会においては、競争性のない随意契約及び一者応札案件について、毎年度2回の報告及び点検を受けた。また、新規随意契約案件で事前了承が必要なものについては、本社所管部室による審査の上、契約監視委員会の審議等を経て、真にやむを得ない案件のみ契約手続きを実施し、随意契約の厳格な適用を図った。 一者応札・一者応募となった案件については、入札公告期間の延長、事業者向けメールマガジンによる公告案内、地域要件等の入札参加条件の緩和、準備期間確保のための早期発注等の取組を行った。さらに、一者応札案件を分析し、同様の発注時に要件緩和等を行うことで、一層の競争性確保に取り組んだ結果、令和7年度の一般競争入札における一者応札の割合は48.0%となった。 また、入札・契約手続の一層の適正化を図るため、入札・契約手続の監査を受けるとともに、外部有識者で構成する入札等監視委員会を毎年度2回開催し、水資源機構が発注する工事等に係る入札・契約手続及び補償契約に係る契約事務手続について監視及び審査を受けた。 (7) 談合防止対策の徹底 新任管理職研修等の内部研修において、入札談合等の防止に関する講義を実施するとともに、全国経理事務担当者会議等において、入札契約情報の厳格な管理の徹底及び入札談合防止対策等について説明を行った。これらの取組により、コンプライアンスの推進及び入札契約手続の見直しを通じ、入札談合等に関与する行為の防止対策を徹底した。 (8) 情報セキュリティ対策の推進 情報セキュリティ対策を推進するため、ログ監視システムにより情報ネットワークの監視を行うとともに、職員を対象として情報セキュリティポリシー説明会、標的型攻撃メール訓練、自己点検及び監査を実施した。 (9) 法人文書管理の徹底・強化 毎年度、文書整理月間において主任文書管理者の指導の下、文書管理者による重点的な点検を実施し、適切な文書管理を推進した。また、電子媒体における適切な管理についても全社に周知徹底を図った。 さらに、全職員を対象として、内閣府作成の公文書管理eラーニング教材を活用した法人文書管理研修を実施し、法人文書管理の徹底及び強化を図った。 (10) 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表 関連法人との間における人及び資金の流れについて透明性を確保するため、水資源機構から関連法人への再就職の状況について、水資源機構ウェブサイトで公表する等、情報公開に係る取組を進めた。 また、水資源機構からの発注額が売上高の3分の1以上を占め、かつ水資源機構において役員を経験した者が再就職している等の関連法人との契約の状況については、34件の該当があり、ウェブサイトで公表した。	信及び録画データの共有等を本社・支社局及び事務所での研修に活用し、コンプライアンス推進責任者の活動を支援した。 ・原則として毎週役員会を開催し、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について審議及び報告を行った。さらに、役員会での審議結果及び報告内容を支社局長、本社部室長、総合管理所長等へ伝達し、水資源機構内における情報共有を図った。 ・中期計画等の進捗状況を毎年度2回確認し、PDCAサイクルを適切に運用し、継続的な業務改善を図った。 ・監事監査計画に基づき、本社、中部支社、関西・吉野川支社（淀川本部・吉野川本部）、筑後川局、総合技術センター及び事務所を対象として、監事による監査を延べ102回受けた。なお、臨時監査の実施や、弁護士・公認会計士等との連携を要する事象は生じなかった。 また、事業報告書（会計に関する部分に限る。）、決算報告書及び財務諸表について会計監査人による監査を受けた結果、いずれも適正であると認められた。 ・入札契約制度の競争性及び透明性を確保するため、一般競争入札方式を基本とした発注を推進した結果、令和7年度の一般競争入札の割合は件数ベースで72.0%となった。 ・契約監視委員会においては、競争性のない随意契約及び一者応札案件について、毎年度2回の報告及び点検を受けた。また、新規随意契約案件で事前了承が必要なものについては、本社所管部室による審査の上、契約監視委員会の審議等を経て、真にやむを得ない案件のみ契約手続きを実施し、随意契約の厳格な適用を図った。 ・一者応札・一者応募となった案件については、入札公告期間の延長、事業者向けメールマガジンによる公告案内、地域要件等の入札参加条件の緩和、準備期間確保のための早期発注等の取組を行った。さらに、一者応札案件を分析し、同様の発注時に要件緩和等を行うことで、一層の競争性確保に取り組んだ結果、令和7年度の一般競争入札における一者応札の割合は48.0%となった。 また、入札・契約手続の一層の適正化を図るため、入札・契約手続の監査を受けるとともに、外部有識者で構成する入札等監視委員会を毎年度2回開催し、水資源機構が発注する工事等に係る入札・契約手続及び補償契約に係る契約事務手続について監視及び審査を受けた。	
--	--	--	--	--	--

		度の競争性・透明性を確保し、監事監査によるチェックを受けるとともに、外部有識者から構成される委員会により監視を行う。 ① 契約手続において、一般競争入札方式を基本とし、競争性・透明性の確保を図る。 また、随意契約については、契約監視委員会の審議等を経て、真にやむを得ない案件のみとし、その厳格な適用を図る。一者応札・一者応募となっている案件については、更なる入札参加資格要件、契約条件等の見直しを行うなど、一層の競争性の確保を図る。 ② 入札・契約手続については、監事監査を受けるとともに、外部有識者から構成される入札等監視委員会等の監視・審査を受けることで、一層の適正化を図る。 ③ 入札契約の結果等については、ウェブサイト等を通じて公表する。 (7) 談合防止対策の徹底 コンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等により、入札談合等に関与する行為の防止対策を徹底する。 (8) 情報セキュリティ対策の推進 サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針を踏まえ、引き続き、標的型攻撃メールや新型ウイルス等によるサイバー攻撃等の新たな脅威に迅速かつ的確に対応し、業務の継続性を確保するとともに、メール誤送信等による情報漏洩等発生を未然に防止するための対策の徹底や研修等を実施するほか、機構が保有する個人情報 の保護も含めた情報セキュリティ対策を推進する。 (9) 法人文書管理の徹底・強化 文書管理体制の強化、電子決裁の運用、定期的な全職員向けの研修の実施等を通じて、法人文書の紛失防止対策を含め、法人	(11)環境マネジメントシステム（W-EMS）の実施 本社・支社局及び全事務所において、業務運営の実態に即した独自の環境マネジメントシステム（W-EMS）を適切に運用し、環境保全の取組を着実に実施した。 (12)温室効果ガスの排出抑制 温室効果ガス排出抑制については、令和４年度に策定した「温室効果ガスの排出の削減等の計画」に基づき、温室効果ガス削減の取組を推進した。また、省エネ・節電の取組に加え、施設管理用の水力発電設備及び管理用太陽光発電設備による再生可能エネルギーを有効活用し、温室効果ガス排出の削減及び抑制を図った。 (13)環境物品等の調達 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、各年度において「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を作成し、同方針に沿って環境負荷の少ない物品等を調達した。 また、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める判断基準を満たすものを100%調達した。 さらに、公共工事においては、同基本方針に規定された資材及び建築機械の使用等に関し、判断基準を満たすものを100%調達した。	・ 新任管理職研修等の内部研修において、入札談合等の防止に関する講義を実施するとともに、全国経理事務担当者会議等において、入札契約情報の厳格な管理の徹底及び入札談合防止対策等について説明を行った。これらの取組により、コンプライアンスの推進及び入札契約手続の見直しを通じ、入札談合等に関与する行為の防止対策を徹底した。 ・ 情報セキュリティ対策を推進するため、ログ監視システムにより情報ネットワークの監視を行うとともに、職員を対象として情報セキュリティポリシー説明会、標的型攻撃メール訓練、自己点検及び監査を実施した。 ・ 毎年度、文書整理月間において主任文書管理者の指導の下、文書管理者による重点的な点検を実施し、適切な文書管理を推進した。また、電子媒体における適切な管理についても全社に周知徹底を図った。 ・ さらに、全職員を対象として、内閣府作成の公文書管理eラーニング教材を活用した法人文書管理研修を実施し、法人文書管理の徹底及び強化を図った。 ・ 関連法人との間における人及び資金の流れについて透明性を確保するため、水資源機構から関連法人への再就職の状況について、水資源機構ウェブサイトで公表する等、情報公開に係る取組を進めた。 ・ また、水資源機構からの発注額が売上高の3分の1以上を占め、かつ水資源機構において役員を経験した者が再就職している等の関連法人との契約の状況については、34件の該当があり、ウェブサイトで公表した。 ・ 本社・支社局及び全事務所において、業務運営の実態に即した独自の環境マネジメントシステム(W-EMS)を適切に運用し、環境保全の取組を着実に実施した。 ・ 温室効果ガス排出抑制については、令和４年度に策定した「温室効果ガスの排出の削減等の計画」に基づき、温室効果ガス削減の取組を推進した。また、省エネ・節電の取組に加え、施設管理用の水力発電設備及び管理用太陽光発電設備による再生可能エネルギーを有効活用し、温室効果ガス排出の削減及び抑制を図った。 ・ 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、各年度において「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を作成し、同方針に沿って環境負荷の少ない物品等を調達した。 ・ また、特定調達品目につい	
--	--	---	---	---	--

		文書管理を徹底・強化する。 (10) 関連法人への再就職、契約等の状況の公表 関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から関連法人への再就職の状況、関連法人との取引等の状況についての情報の公開等の取組を進める。 (11) 環境マネジメントシステム（W－EMS）の実施 機構の業務運営に即した独自の環境マネジメントシステムにより、環境保全の取組を着実に実施する。 (12) 温室効果ガスの排出抑制 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、設備更新時に省エネ設備・機器の導入を行う等の「温室効果ガスの排出抑制等の計画」を策定し、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を推進する。 (13) 環境物品等の調達 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、毎年度、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、これに沿って環境負荷の少ない物品等を調達する。 また、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたもの（特定調達物品等）を100％調達する。ただし、特定調達品目のうち、公共工事については、同基本方針に規定された目標に基づき、的確な調達を図る。			ては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める判断基準を満たすものを100％調達した。 さらに、公共工事においては、同基本方針に規定された資材及び建築機械の使用等に関し、判断基準を満たすものを100％調達した。 これらの取組により、中期目標における所期の目標の水準を満たしたと判断できることから、B評価とした。 <課題と対応> 特になし。		
4. その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－2	他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
				＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定：A	評定	A	評定	A
	大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門的技術を有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の現状の課題を踏まえ、大学や研究機関等との連携を図り、他分野を含めた先進的技術や情報を積極的に採り入れること等に加え、既存の点検等技術の継承のための講習会やダムの定期検査等を通じて検査員の養成を行うことや、技術資料や図書データの技術情報データベースへの登録を継続して行うこと等、機構の技術力の維持・向上に取り組むこと。また、開発した技術については特許取得や論文発表等の方法により、積極的に情報発信すること。	大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門的技術を有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の現状の課題を踏まえ、大学や研究機関等との連携を図り、他分野を含めた先進的技術や情報を積極的に採り入れること等により、機構の技術力の維持・向上に取り組む。また、開発した技術については特許取得や論文発表等の方法により、積極的に情報発信する。 具体的には、以下の取組を行う。 (1) 施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上 施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上を図るため、施設の大規模改築、再開発技術及び耐震対策技術の体系的整理を行うとともに、他分野技術も含めた各種新技術の実用化に向けた情報収集及び検討を実施する。 (2) 施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上 施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上に向け、ダムの点検・健全性評価技術の高度化・体系化、水路等施設の管理技術の向上のための情報収集及び検討を行う。 ① ダム等施設において、ダムの安全管理を支援するため、ダムの点検・健全性評価技術の高度化・体系化を行い、情報共有システムを発展させる。 ② 水路等施設において、ICT等の技術を活用した管理支援システムを運用しつつ、引き続き、改良・機能拡充等の検討を行い、管理業務の更なる効率化・高度化を図る。 (3) 用地補償技術の維持・向上 水資源開発施設等の管理及び整備に必要な用地の取得、保全等を的確に実施	＜定量目標＞ － ＜指標＞ － ＜評価の視点＞ 他分野も含めた先進的な技術の活用や研究機関等との連携等を進めているか。 開発した技術については積極的に情報発信しているか。	(1)施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上 第5期中期目標期間において、利根川河口堰、旧吉野川河口堰、今切川河口堰及び筑後大堰の耐震性能照査を実施し、これら特定施設である河口堰の耐震性能照査結果をとりまとめるとともに、課題を抽出した。 水路等施設については、施設の長寿命化に向けた課題を踏まえ、機能診断調査に関するICTを活用した新技術の導入を検討した。具体的には、自走式ロボットによる不可視箇所の機能診断調査、水中ドローン等を活用した通水状態での機能診断調査を実施した。また、効率的な調査・評価手法の構築に向けた検討を行い、その取組結果について関係者との情報共有を図った。これらの取組により、技術の維持・向上が図られた。 (2)施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上 トモグラフィ法（弾性波・表面波）による非破壊調査手法の確立に向け、共同研究を実施している京都大学から助言を得つつ、寺内ダムオリフィスゲート室側壁、新宮ダムゲート門柱及び利根川河口堰門柱・堰柱において現地試験を実施し、その有効性を実証した。 ロックフィルダムの安全性評価支援の一環として、ロックフィルダムにおける浸透挙動の安定性を定量的に評価する手法について、現場管理所に対して知見の周知を図りつつ、技術的助言を継続的に行った。 ダムの安全管理を支援するため、令和3年度から令和5年度までに実施した24ダムの定期検査における堤体挙動観測データをダム等挙動点検結果データベースに登録し、データベースの更新・充実を図った。また、そのデータを活用して、安全管理支援を適切に実施した。 水路等施設管理支援システムについては、令和2年10月から導入を開始し、現在は水路系事務所全体（20地区）で運用している。運用過程で把握した課題等を踏まえ、通信環境が不十分な状況下でも巡視が可能となるようシステム改良を行った。さらに、ストマネDBや機械設備・電気通信設備の情報を管理支援システム内で検索・表示できる総合データベースシステムを構築し水路系事務所全体に配備することで、管理業務の更なる効率化及び高度化を図った。 (3)用地補償技術の維持・向上 既存の用地補償業務マニュアルについて内容の見直し及び再編を行い、令和6年4月には、用地業務の初心者及び未経験者を対象とした「用地実務必携」を発行した。さらに、利便性の向上を目的として令和7年4月に改訂版を刊行し、研修等における教材として活用することで若年層職員の育成強化に寄与した。 また、毎年度、用地補償事例から得られた教訓を収集・整理し、社会情勢の変化を踏まえたカリキュラム作成等を行うことにより、用地担当者研修の内容を充実させた。 加えて、新たな取組として、若年層用地担当者を対象に人財育成カルテを作成し、これを活用したフォローアップ研修を実施した。さらに、国土交通大学校、農林水産省及び（一財）全国建設研修センターが実施する外部研修を積極的に活用することで、用地補償業務を担う人財の育成及び技術力の維持・向上	・第5期中期目標期間において、利根川河口堰、旧吉野川河口堰、今切川河口堰及び筑後大堰の耐震性能照査を実施し、これら特定施設である河口堰の耐震性能照査結果をとりまとめるとともに、課題を抽出した。 ・水路等施設については、施設の長寿命化に向けた課題を踏まえ、機能診断調査に関するICTを活用した新技術の導入を検討した。具体的には、自走式ロボットによる不可視箇所の機能診断調査、水中ドローン等を活用した通水状態での機能診断調査を実施した。また、効率的な調査・評価手法の構築に向けた検討を行い、その取組結果について関係者との情報共有を図った。これらの取組により、技術の維持・向上が図られた。 ・トモグラフィ法（弾性波・表面波）による非破壊調査手法の確立に向け、共同研究を実施している京都大学から助言を得つつ、寺内ダムオリフィスゲート室側壁、新宮ダムゲート門柱及び利根川河口堰門柱・堰柱において現地試験を実施し、その有効性を実証した。 ・ロックフィルダムの安全性評価支援の一環として、ロックフィルダムにおける浸透挙動の安定性を定量的に評価する手法について、現場管理所に対して知見の周知を図りつつ、技術的助言を継続的に行った。 ・ダムの安全管理を支援するため、令和3年度から令和5年度までに実施した24ダムの定期検査における堤体挙動観測データをダム等挙動点検結果データベースに登録し、データベースの更新・充実を図った。また、そのデータを活用して、安全管理支援を適切に実施した。 ・水路等施設管理支援システムについては、令和2年10月から導入を開始し、現在は水路系事務所全体（20地区）で運用している。運用過程で把握した課題等を踏まえ、通信環境が不十分な状況下でも巡視が可能となるようシステム改良を行った。さらに、ストマネDBや機械設備・電気通信設備の情報を管理支援システム内で検索・表示できる総合データベースシステムを構築し水路系事務所全体に配備することで、管理業務の更なる効率化及び高度化を図った。	＜評定に至った理由＞ ・新築・改築に係る取組として、24時間365日通水している水路等施設の長寿命化に向けた課題を踏まえ、ICTを活用した通水状態での効率的な調査手法の検討等を実施した。 ・管理・運用に係る取組として、令和3年度から令和5年度の24ダム分の堤体挙動観測データをデータベースに登録して充実させ、ダムの安全管理支援を実施した。 ・技術力の承継・発展のための取組として、令和4年度に管理技術の高度化をテーマとする「水資源機構技術4カ年計画」を策定し、技術力の維持向上を図った。 ・技術開発を通じて得た発明について、6件の特許権を取得するとともに、技術に関する論文等を国内外の学会、専門誌等に203題発表し、21題の論文が受賞するなど、高い評価を受けた。	・令和4年度には第9回ものづくり日本大賞において「遮水性盛土の総合的な品質管理法」が品質管理に係る作業時間の短縮、リアルタイムでの品質確認が可能となったこと、国内外での盛土施工への展開が期待されることなどが評価され、内閣総理大臣賞を受賞した。	＜評定に至った理由＞ ・新築・改築に係る取組として、24時間365日通水している水路等施設の長寿命化に向けた課題を踏まえ、ICTを活用した通水状態での効率的な調査手法の検討等を実施した。 ・施設・設備の管理・運用に係る取組として、トモグラフィ法（弾性波・表面波）による非破壊調査手法の確立に向け、京都大学と共同研究で、新宮ダムのゲート門柱及び利根川河口堰の門柱・堰柱の現地試験及びデータ解析により有効性を実証した。 ・技術力の承継・発展のための取組として、令和4年度に管理技術の高度化をテーマとする「水資源機構技術4カ年計画」を策定し、技術力の維持向上を図った。 ・技術開発を通じて得た発明について、8件の特許権を取得するとともに、技術に関する論文等を国内外の学会、専門誌等に286題発表し、30題の論文が受賞するなど、高い評価を受けた。	また、南摩ダムの施工技術につい

	するため、作成した用地補償業務マニュアルを活用し人材育成を図るとともに、新たなノウハウや実践的な取組等を適時・適切に追加・更新し、用地管理に必要な用地補償技術の維持・向上を図る。 (4) 技術力の継承・発展のための取組 経験豊富な職員が減少していく中で、「1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を的確に実施することが重要であることから、管理・建設・一般事務も含めた技術力の継承・発展に取り組む。併せて、以下の取組を行うことにより、機構の有する高度な技術や災害時対応のノウハウ、関係機関との高度な協議・調整能力等の継承及びこれまで蓄積した技術情報の有効活用を図る。 ① 管理・建設技術の省力化・高度化、施設の長寿命化等の技術の研究・開発を目的とした「技術4か年計画」を策定し、技術力の維持・向上を図る。 ② 技術開発を通じた発明・発見に当たる事案については、積極的に特許等の取得等による知的財産の蓄積・保全を図る。 ③ 人材育成及び技術情報の共有の観点から、機構内において毎年度「技術研究発表会」を実施するとともに、現場を活用した現地研修会や専門技術等の研修を実施し、職員の技術力向上を図る。 また、環境に対する意識と知識の向上を図るため、研修や環境学習会を開催する。 ④ 機構の有する技術力の活用及び継承に向け、策定済みのマニュアル類に新たな知見や技術を適時追加して情報共有を図るとともに、経験豊富な職員の有する知識やノウハウを、組織として継承し、活用できるよう取り組む。 ⑤ 引き続き、機構が	するため、作成した用地補償業務マニュアルを活用し人材育成を図るとともに、新たなノウハウや実践的な取組等を適時・適切に追加・更新し、用地管理に必要な用地補償技術の維持・向上を図る。 (4) 技術力の継承・発展のための取組 管理技術の高度化（施設の長寿命化等に係る技術の研究・開発を含む）を重点プロジェクトとする「水資源機構技術4か年計画」を策定し、調査及び検討を実施した。重点プロジェクトの推進に当たっては、技術管理委員会による審議を受けつつ、成果の質的向上及び効率的な実施に努め、技術力の維持・向上を図った。また、より集約化・省力化した管理を実現する集中管理に向けたハード整備、ICTやAIを活用した管理の高度化・効率化、建設分野も含めた生産性向上を図るDXを積極的に推進する「水資源機構技術4か年計画（R08-R11）」を策定した。 技術開発を通じて発明・発見に該当する5件（分割出願2件を含む。）の特許出願を行い、既出願分を含め8件（分割出願3件を含む。）の特許を取得した。 また、職員の環境に対する意識及び知識の向上を図るため、本社・支社局及び各事務所で環境学習会等を開催した。 水資源機構の業務に従事する職員が、試験、調査、計画、設計、施工及び管理等に関する研究成果や創意工夫の内容を発表する場として、毎年度「技術研究発表会」を開催し、技術の向上、蓄積、職員の自己啓発及び研究意欲の喚起並びに技術情報発信の促進を図った。 さらに、技術力の広範な提供と積極的な情報発信のため、延べ286題の論文等を国内学会、専門誌及び国際会議で発表し、うち延べ30題が受賞した。特筆すべき事例として、令和4年度は「遮水性盛土の総合的な品質管理法」が第9回ものづくり日本大賞において内閣総理大臣賞を受賞、令和6年度は「国内初 大規模ダムとしてコンクリート表面遮水壁型ロックフィルダム（CFRD）への挑戦～南摩ダム～」が土木学会賞「技術賞（Iグループ）」を受賞、令和7年度は「友情の水を未来に繋ぐ香川用水の更新事業」が2025年農業農村工学会上野賞を受賞するなど、水資源機構の技術力が高く評価された。 技術継承を目的として、最近完成したダムの知見を踏まえ、「水を拓く」の編纂及び「ダム設計指針（案）」の改訂作業を継続した。また、「写真で見えるダム施工」について、重力式コンクリートダム編に川上ダム、ロックフィルダム編に小石原川ダムの情報を追加し再編集するとともに、デジタルブック化を行った。 水資源機構の有する技術力の活用及び継承のため、既往のマニュアル類や検討結果に加え、LPWAを活用した分土工流量のデータ収集・管理、水中ドローン等を用いた機能診断調査で得られた知見をクラウド型文書管理・情報共有環境に事例集として共有し、組織として活用できるよう取り組んだ。 また、各事務所から提供された技術資料や図書データを技術情報データベースに登録・蓄積し、技術情報提供システムにより職員へ提供することで、技術の普及及び継承を図った。 技術継承のため、「建設経験者の意見を聞く会」、防災操作に係る勉強会、ダム操作訓練シミュレータを用いた防災操作訓練、統合ダム防災支援システム（ダム群連携最適操作支援システム）の運用を通じ、事前放流、特別防災操作を含む高度なダム操作判断が可能な人財を育成した。さらに、AIによる分布型パラメータ自動最適化システムの現場導入や、AIカメラを用いた河川巡視の高度化を進めることで、将来に向けた持続的なダム管理体制の強化を図った。 (5) 他分野技術も含めた先進的技術の積極的活用 水資源機構の技術力の積極的な維持・向上を図るため、土木関係研究所長連絡会における研究機関等	・ 既存の用地補償業務マニュアルについて内容の見直し及び再編を行い、令和6年4月には、用地業務の初心者及び未経験者を対象とした「用地実務必携」を発行した。さらに、利便性の向上を目的として令和7年4月に改訂版を刊行し、研修等における教材として活用することで若年層職員の育成強化に寄与した。 また、毎年度、用地補償事例から得られた教訓を収集・整理し、社会情勢の変化を踏まえたカリキュラム作成等を行うことにより、用地担当者研修の内容を充実させた。 加えて、新たな取組として、若年層用地担当者を対象に人財育成カルテを作成し、これを活用したフォローアップ研修を実施した。さらに、国土交通大学校、農林水産省及び（一財）全国建設研修センターが実施する外部研修を積極的に活用することで、用地補償業務を担う人財の育成及び技術力の維持・向上を図った。 以上の取組を通じ、事業用地の管理及び取得に必要な用地補償技術の維持・向上を図った。 ・ 管理技術の高度化（施設の長寿命化等に係る技術の研究・開発を含む）を重点プロジェクトとする「水資源機構技術4か年計画」を策定し、調査及び検討を実施した。重点プロジェクトの推進に当たっては、技術管理委員会による審議を受けつつ、成果の質的向上及び効率的な実施に努め、技術力の維持・向上を図った。また、より集約化・省力化した管理を実現する集中管理に向けたハード整備、ICTやAIを活用した管理の高度化・効率化、建設分野も含めた生産性向上を図るDXを積極的に推進する「水資源機構技術4か年計画（R08-R11）」を策定した。 ・ 技術開発を通じて発明・発見に該当する5件（分割出願2件を含む。）の特許出願を行い、既出願分を含め8件（分割出願3件を含む。）の特許を取得した。 また、職員の環境に対する意識及び知識の向上を図るため、本社・支社局及び各事務所で環境学習会等を開催した。 ・ 水資源機構の業務に従事する職員が、試験、調査、計画、設計、施工及び管理等に関する研究成果や創意工夫の内容を発表する場として、毎年度「技術研究発表会」を開催し、技術の向上、蓄積、職員の自己啓発及び研究意欲の喚起並びに技術情報発信の促進を図った。 さらに、技術力の広範な提供と積極的な情報発信のた	さらに、南摩ダムの施工技術について、『国内初大規模ダムとしてコンクリート表面遮水壁型ロックフィルダム（CFRD）への挑戦～南摩ダム～』が、国内でのCFRD建設における指標としての技術確立と今後の技術活用が、技術の発展および地域社会の発展に寄与すると評価され、令和6年度土木学会技術賞〔Iグループ〕を受賞した。 ・ 土木関係研究所との技術情報の交換や、大学等との共同研究契約等を締結し、連携強化を図り、先進的技術を積極的に活用した。 技術力の維持・向上に積極的に取り組み、開発した技術については特許取得や論文発表等の方法により情報発信し、高い評価を得ていると認められる。 以上を総合的に判断し、当該法人の業務向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると見込まれることから、A評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし) <その他事項> (外部有識者からの主な意見) ・ 他分野技術の積極的な導入と研究開発体制の充実という両面で高く評価できる。自走式ロボットや水中ドローンを用いた通水下での調査技術の検討は、既存施設の点検精度と作業効率の向上に資する先進的な試みであり、長寿命化と予防保全におい	て、『国内初大規模ダムとしてコンクリート表面遮水壁型ロックフィルダム（CFRD）への挑戦～南摩ダム～』が、国内でのCFRD建設における指標としての技術確立と今後の技術活用が、技術の発展および地域社会の発展に寄与すると評価され、令和6年度土木学会技術賞〔Iグループ〕を受賞した。 さらに、令和7年度には、「友情の水を未来に繋ぐ香川用水の更新事業」が農業農村工学会「上野賞」を受賞するなど、機構の技術力が高い評価を受けた。 ・ 土木関係研究所との技術情報の交換や、大学等との共同研究契約等を締結し、連携強化を図り、先進的技術を積極的に活用した。 技術力の維持・向上に積極的に取り組み、開発した技術については特許取得や論文発表等の方法により情報発信し、高い評価を得ていると認められる。 以上を総合的に判断し、当該法人の業務向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られたと認められることから、A評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし) <その他事項> (外部有識者からの主な意見) ・ 学会発表が多く、30題の受賞を得ていることは評価に値する。 ・ 技術連携、技術力の発展承継のための取り組み、論文や受賞については、素晴らしい取り組みと評価する。 ・ 機構が持つ技術力を技術論文等と
--	---	---	---	--	---

		有する知識・経験や技術を集約する技術情報データベースにデータの蓄積を行い、技術の普及及び継承を図る。 ⑥ 技術研究発表会における優秀な論文を始めとして技術に関する論文等を国内外の学会、専門誌等に発表するとともに、積極的に情報発信を行う。 ⑦ 気候変動等の外力の変化や施設の老朽化等に適切に対応するため、ダム等施設の機能の向上に努めるとともに、それを支える技術の継承・発展のため、これまで機構が培ってきた技術力と経験を繋ぐ人材育成システムの構築を進め、既存技術と新技術を融合させることにより、その能力を更に発展・向上させ、将来に向けてダム管理体制の強化を図る。 (5) 他分野技術も含めた先進的技術の積極的活用 大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門技術を有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の現状の課題に対応していくため、大学や研究機関等との連携により、他分野を含めた先進的技術を積極的に採り入れ、機構の技術力の積極的な維持・向上を図る。		との技術情報・意見交換や、国土技術政策総合研究所、(国研) 土木研究所、(国研) 防災科学研究所、(国研) 農業・食料産業技術総合研究機構農村工学研究部門との技術交流会を通じ、各研究機関との連携推進及び連携強化を図った。 また、先進的技術の積極的活用を進めるため、大学及び(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構等5機関と共同研究契約及び包括連携協定等を締結し、共同研究を実施した。	め、延べ286題の論文等を国内学会、専門誌及び国際会議で発表し、うち延べ30題が受賞した。特筆すべき事例として、令和4年度は「遮水性盛土の総合的な品質管理法」が第9回ものづくり日本大賞において内閣総理大臣賞を受賞、令和6年度は「国内初大規模ダムとしてコンクリート表面遮水壁型ロックフィルダム(CFRD)への挑戦～南摩ダム～」が土木学会賞「技術賞(Iグループ)」を受賞、令和7年度は「友情の水を未来に繋ぐ香川用水の更新事業」が2025年農業農村工学会上野賞を受賞するなど、水資源機構の技術力が高く評価された。 - 技術継承を目的として、最近完成したダムの知見を踏まえ、「水を拓く」の編纂及び「ダム設計指針(案)」の改訂作業を継続した。また、「写真で見るダム施工」について、重力式コンクリートダム編に川上ダム、ロックフィルダム編に小石原川ダムの情報を追加し再編集するとともに、デジタルブック化を行った。 - 水資源機構の有する技術力の活用及び継承のため、既往のマニュアル類や検討結果に加え、LPWAを活用した分水工流量のデータ収集・管理、水中ドローン等を用いた機能診断調査で得られた知見をクラウド型文書管理・情報共有環境に事例集として共有し、組織として活用できるよう取り組んだ。 - また、各事務所から提供された技術資料や図書データを技術情報データベースに登録・蓄積し、技術情報提供システムにより職員へ提供することで、技術の普及及び継承を図った。 - 技術継承のため、「建設経験者の意見を聞く会」、防災操作に係る勉強会、ダム操作訓練シミュレータを用いた防災操作訓練、統合ダム防災支援システム(ダム群連携最適操作支援システム)の運用を通じ、事前放流、特別防災操作を含む高度なダム操作判断が可能な人材を育成した。さらに、AIによる分布型パラメータ自動最適化システムの現場導入や、AIカメラを用いた河川巡視の高度化を進めることで、将来に向けた持続的なダム管理体制の強化を図った。 - 水資源機構の技術力の積極的な維持・向上を図るため、土木関係研究所長連絡会における研究機関等との技術情報・意見交換や、国土技術政策総合研究所、(国研) 土木研究所、(国研) 防災科学研究所、(国研) 農業・食料産業技術総合研究機構農村工学研究部門との技術交流会を通	て実用的意義が大きい。 - 大学との共同研究による解析手法の高度化や、用地実務必携の整備による技術伝承の取組も、組織内外での技術力の強化につながっている。 - 特許取得や学会発表、受賞実績、他機関との連携による共同研究の推進なども、機構の技術的信頼性と対外的プレゼンスを高めており、知的財産の創出と社会的評価の両立が図られている点で注目に値する。	して外部へ積極的に発信することは、存在意義の向上、社会貢献にもつながるため評価に値する。引き続き、今後、ダムや用水路の寿命が来た際に、技術が失われないようこれまでに培われた機構の技術力の継承と、技術力の進化を組織的に取り組んでいただきたい。機構の技術力を活用した斬新で実用的な技術研究開発を期待したい。論文の賞などはなかなかとれるものではない。賞をとればS評価という基準でも良いと思う。 - 通水状態での調査手法、非破壊調査、特許、論文発表、受賞実績など、技術力の維持・向上を示す材料が多い。A評定は妥当である。 - 中期目標期間を通じて、ICTやAI等の新技術の活用、共同研究及び技術開発を積極的に推進し、機構の技術力の維持・向上に取り組んでいる。期間全体として所期の目標を上回る成果が認められることから、A評価は妥当である。
--	--	--	--	---	---	---	--

					じ、各研究機関との連携推進及び連携強化を図った。 また、先進的技術の積極的活用を進めるため、大学及び（国研）農業・食品産業技術総合研究機構等5機関と共同研究契約及び包括連携協定等を締結し、共同研究を実施した。 これらの取組により、中期目標における所期の目標の水準を上回る成果が得られたと判断できることから、A評価とした。 <課題と対応> 特になし。		
4. その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－3	機構の技術力を活かした支援等		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	アスファルト・コンクリート塊 (再資源化率)	各年度：99%以上	100%	100%	100%	100%	100%		—
	コンクリート塊 (再資源化率)	各年度：99%以上	100%	100%	100%	100%	100%		—
	建設発生木材 (再資源化・縮減率)	各年度：97%以上	100%	100%	100%	99%	100%		—
	建設汚泥 (再資源化・縮減率)	各年度：95%以上	100%	100%	98%	100%	98%		—
	建設混合廃棄物 (排出率)	各年度：排出率3.0%以下	1.3% 99% (注1)	1.1%	0.8%	0.8%	0.5%		—
	建設廃棄物全体 (再資源化・縮減率)	各年度：98%以上	100%	100%	98%	99%	99%		—
	建設発生土 (建設発生土有効利用率)	各年度：80%以上	93%	100%	100%	95%	97%		—

(注1) 再資源化・縮減率

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(1) 機構の技術力を活かした支援 機構が培った水インフラに係る技術力を活用して、国内外の機関等への技術支援を行うこと。 また、これらの支援や水資源管理を担う海外の機関と水資源に関する技術情報及び知識を共有するなどにより得られた知見を機構の技術力の維持向上に還元すること。特に、水インフラに携わる人員不足等による技術力の低下が懸念されている地方公共団体等に対する積極的な技術支援を行うこと。併せて、利水・治水に係る取組全体に関して機構が有するノウハウを、分かりやすく取りまとめて地方公共団体等へ提供していくこと。 さらに、調査、設計及び研修等並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、その適切な実施を図ること。	機構が培った水インフラに係る技術力を活用して、国内外の機関等への技術支援を行う。併せて、機構が有する経験やノウハウ、DX推進プロジェクトにより得られた知見を分かりやすく取りまとめ、地方公共団体等へ提供するとともに連携強化を図る。 また、これらの支援を通じて得られた知見を機構の技術力の維持・向上に還元する。 具体的には、以下の取組を行う。 (1) 国内の他機関に対する技術支援 機構が培ってきた技術力を活用し、国、地方公共団体等に対し技術支援を行うことを通じて社会に貢献する。 ① 調査、測量、設計、試験、研究及び研修並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、機構が有する知識・経験や技術等を積極的に活用し、適切な実施を図る。 ② 国、地方公共団体等から積算、施工監理業務等の発注者支援業務等について要請があった場合には、機構が培った技術力を活用し、適切に支援を行う。 ③ 利水者や地方公共団体の職員等を対象に、機構の有する技術や機構管理施設を活用した現地見学会、施設管理、水管理やダム防災操作等に関わる研修等を開催する。併せて、機構が有する経験やノウハウを分かりやすく取りまとめ、地方	<定量目標> － <指標> － <評価の視点> 機構の技術力等を活用し国内外の機関等へ技術支援を行っているか。 機構の有する経験や知見をまとめ、提供すると共に連携強化を図ったか。	<主要な業務実績> (1)国内の他機関に対する技術支援 調査、測量、設計、試験、研究及び研修並びに施設の工事及び管理を受託し、水資源機構がこれまで培ってきた施設の建設・管理等に係る知識、経験及び技術を積極的に活用して適切に実施した。 総合技術センターにおいては、国及び地方公共団体等から技術支援業務11件、ダム本体等工事に係る積算資料評価業務、施工監理業務等の発注者支援業務37件を受託し、水資源機構が蓄積してきた知識、経験及び技術力を活かし、適切な支援を行った。 利水者及び地方公共団体の職員等を対象に、南摩ダム（思川開発）、早明浦ダム再生事業、試験湛水中の川上ダム等において、現場を活用した現地見学会を延べ636回開催した。また、水路等管理業務においては、施設機能診断調査の機会や施工現場を活用した現地見学会を延べ23回開催した。 さらに、利水者及び地方公共団体等を対象とした研修、講演及び情報交換の場において、水資源機構の技術力を活用した人財育成支援を実施した。 (2)国際協力の推進 第5期中期目標期間において、令和5年3月及び同年10月にインドネシア政府機関と共同でオンラインセミナー（NARBOウェビナー）を開催し、各回約600名が参加した。同セミナーでは、最近の洪水対策及び施設整備に関する話題について、ベトナム、バングラデシュ、パキスタン、インドネシア及び日本から発表を行い、NARBOメンバー機関間で情報共有を図った。 令和6年5月には、インドネシア国バリで開催されたWWF10において、水災害に対するインフラ整備の重要性をテーマとしたセッションを主催し、海外の実務者及び研究者との議論を深めるとともに、展示会場において水資源機構事業に関する動画を紹介するなど、水資源に関する知識及び技術情報の収集・発信を行った。 また、WWF10の機会を活用し、NARBO第7回総会を開催した。水資源の開発・利用に関して蓄積してきたノウハウを共有するとともに、NARBO内における連携強化の必要性について発信した。併せて、第4回NARBOウェビナーを開催し、ダム運用改善や再生事業を通じた水災害リスク軽減及び水力発電強化について情報共有を行った。 令和7年4月には第5回NARBOウェビナーを開催し、NARBO加盟機関を中心に300名を超える参加があった。「今後のNARBO活動の展望」及び「河川流域における情報テクノロジーを活用した新たな統合水資源管理（IWRM）の促進」をテーマに情報発信及び共有を行った。 令和6年2月には、ウクライナ復興庁との間で「ウクライナのダム修復の推進及び協力関係の継続に係る覚書」を交換し、同覚書は同日に東京で開催された「日・ウクライナ経済復興推進会議」において、両国首脳、政府関係者及び民間企業の立ち会いの下で披露された。 また、JICAを通じてバングラデシュ国に長期専門家1名を派遣し、派遣職員は現地の課題把握、技術情報の収集及び河川構造物の運用・維持管理に対する技術的助言等を実施した。その成果についてはJICA及び水資源機構内外の関係機関に対して報告・共有した。 国際機関等の要請に応じ、水資源機構の施設における視察受入れ、水資源に関する知識や技術情報の	<評定と根拠> 評定：B ・ 調査、測量、設計、試験、研究及び研修並びに施設の工事及び管理を受託し、水資源機構がこれまで培ってきた施設の建設・管理等に係る知識、経験及び技術を積極的に活用して適切に実施した。 ・ 総合技術センターにおいては、国及び地方公共団体等から技術支援業務11件、ダム本体等工事に係る積算資料評価業務、施工監理業務等の発注者支援業務37件を受託し、水資源機構が蓄積してきた知識、経験及び技術力を活かし、適切な支援を行った。 ・ 利水者及び地方公共団体の職員等を対象に、南摩ダム（思川開発）、早明浦ダム再生事業、試験湛水中の川上ダム等において、現場を活用した現地見学会を延べ636回開催した。また、水路等管理業務においては、施設機能診断調査の機会や施工現場を活用した現地見学会を延べ23回開催した。 さらに、利水者及び地方公共団体等を対象とした研修、講演及び情報交換の場において、水資源機構の技術力を活用した人財育成支援を実施した。 ・ 第5期中期目標期間において、令和5年3月及び同年10月にインドネシア政府機関と共同でオンラインセミナー（NARBOウェビナー）を開催し、各回約600名が参加した。同セミナーでは、最近の洪水対策及び施設整備に関する話題について、ベトナム、バングラデシュ、パキスタン、インドネシア及び日本から発表を行い、NARBOメンバー機関間で情報共有を図った。 ・ 令和6年5月には、インドネシア国バリで開催されたWWF10において、水災害に対するインフラ整備の重要性をテーマとしたセッションを主催し、海外の実務者及び研究者との議論を深めるとともに、展示会場において水資源機構事業に関する動画を紹介するなど、水資源に関する知識及び技術情報の収集・発信を行った。 また、WWF10の機会を活用し、NARBO第7回総会を開催した。水資源の開発・利用に関して蓄積してきたノウハウを共有するとともに、NARBO内における連携強化の必要性について発信した。併せて、第4回NARBOウェビナーを開催し、ダム運用改善や再生事業を通じた水災害リスク軽減及び水力発電強化	評定	B	評定	B
						<評定に至った理由> ・ 利水者や地方公共団体の職員等を対象に、現場を活用した現地見学会を延べ502回開催するなど、地方公共団体等の人材育成に貢献した。 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。所期の目標達成が見込まれることから、B評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし) <その他事項> (外部有識者からの主な意見) ・ 単なる支援の提供にとどまらず、現場見学会による人材育成支援やJICAを通じた海外派遣も、社会全体の水資源管理能力の向上に貢献しており、インフラ施設の潜在能力を柔軟に活用する取り組みは、既存資産の価値を最大化し、限られた公共資源の有効活用という観点からも意義深い。	<評定に至った理由> ・ 利水者や地方公共団体の職員等を対象に、現場を活用した現地見学会を延べ636回開催するなど、地方公共団体等の人材育成に貢献した。 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。所期の目標達成が認められることから、B評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし) <その他事項> (外部有識者からの主な意見) ・ 各水道事業体において、人口減少に伴う水道料金収入の減と施設更新需要の高まりが見られる状況にあり、事業体単独では解決困難な課題も多い中、災害支援などのほか、機構が有する技術やノウハウを水道事業の課題解決に活用している点は評価。今後は一層取り組みを強化することを期待。 ・ 技術支援業務、発注者支援業務、現地見学会、国際協力、再生可能エネルギーの有効活用が実施されている。B評定に異論はない。 ・ 中期目標期間を通じて、機構が蓄積した技術力を活用し、技術支援や人材育成、国際協力等を着実に実施している。期間全体として所期の目標を達成しており、B評価は妥当である。		

	公共団体等に提供することを通じて人材育成支援を行う。				
	(2) 国際協力の推進 機構が有している国際的なネットワーク (NARBO(アジア河川流域機関ネットワーク)) や統合水資源管理を始めとした水資源の開発・利用に関するノウハウの活用、国際会議への出席、海外における現地調査への参画等により、海外の水資源に関する知識や技術情報を収集・発信するとともに、国内外の機関との関係の維持・構築に取り組むことにより、機構の技術力の維持・向上を図り、もって国際協力を推進する。				
(2) 機構施設が有する潜在能力の有効活用 カーボンニュートラル実現の観点も含めて、機構のダムや水路等施設が有する潜在能力の有効活用に向けた検討や取組を推進すること。 その際、機構は、利水と治水を中立的な立場で一元的に管理していることから、今後、気象予測技術の精度向上と併せて、ダムの治水容量と利水容量(発電等)をより柔軟に運用すること等により、事前放流の更なる強化や再生可能エネルギー創出を図るなど、治水及び利水の両面に資するとともに気候変動適応策につながる取組を推進すること。	(3) 機構施設が有する潜在能力の有効活用 カーボンニュートラル実現の観点も含めて、機構のダム・水路等施設が有する潜在能力の有効活用に向けた検討や取組を推進する。 具体的には、資源の有効活用の観点からバイオマスの回収・利用検討を引き続き進めるとともに、再生可能エネルギーや建設副産物等の有効活用を行う。 ① 貯水池等の流木や施設周辺の刈草等のバイオマスの有効利用や貯水池内の堆砂について有効利用を図る。 ② 水資源開発施設等を活用した発電設備の導入を図るとともに、既存の管理用小水力発電設備や管理用太陽光発電設備の有効活用を図る。 ③ 治水と利水の両面に資する気候変動適応策として、アンサンブル降雨予測等新たな気象予測技術を活用し、低水操作や高水操作などの柔軟		(3) 機構施設が有する潜在能力の有効活用 第5期中期目標期間において、延べ87施設において処理が必要な流木を集積し、維持管理業務での活用や一般配布等により、約12,991空m ³ の流木を有効利用した。また、延べ149施設において除草で発生した大量の刈草等を畑等の敷き草や堆肥として一般配布する取組を行い、約61,895空m ³ を有効利用した。 また、同期間において、延べ22ダムで下流河川への土砂還元を実施するとともに、コンクリート骨材として約5,910m ³ を有効活用した。さらに、関係機関との調整により、他工事において約73,600m ³ を有効利用した。 下久保ダムにおいては、堆砂中のシルト・粘土の有効利用を図るため、群馬大学と連携し、安価で継続的なシルト・粘土の浚渫及び活用に関する共同研究を進めた。 既存の管理用小水力発電設備については、適切な維持・活用により、計19か所で約17,860万kWhを発電し、再生可能エネルギーの有効活用を図った。 また、管理用太陽光発電設備についても、適切な維持・活用により、計38か所で約515万kWhを発電し、再生可能エネルギーの活用を推進した。 さらに、水資源開発施設等を活用した発電設備導入の検討として、寺内ダムを対象に管理用発電の導入に向け、関係機関との調整を実施した。 カーボンニュートラル実現に向け、令和5年3月に既存ダムの発電活用(ダムの高度化運用)が進められることとなり、水資源機構では18ダムを試行対象として選定した。このうち12ダムで高度化運用の試行要領を策定し、5ダムにおいて既存の弾力的管理体制を整備した。令和7年度末時点では、延べ72回の高度化運用を実施し、再生可能エネルギーの創出を推進した。 主な取組として、矢木沢ダムでは、春季融雪による放流量増加により下流発電所の最大使用水量を超過する未利用エネルギーが発生していたことから、国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所及び発電事業者と連携し、融雪水を貯留することで事前に効率的な水位運用を行い、未利用エネルギーの活用を推進した。 また、令和6年6月22日・23日の出水後には、徳山ダムと令和6年度から管理受託を開始した国土交通省横山ダムが連携し、発電に資する水位運用高度化操作を実施した。この結果、横山ダム単独での実施と比べ約4.5倍の再生可能エネルギーを創出し、連続する2ダム連携による効率的かつ効果的な運用を達成した。 循環型社会の形成に向け、建設工事で発生する建設副産物の発生抑制及び有効利用に取り組み、建設副産物全7項目で再資源化率等の目標を達成した。また、廃プラスチックについては分別・リサイクルの推進に努めた。		について情報共有を行った。 ・ 令和7年4月には第5回NARBOウェビナーを開催し、NARBO加盟機関を中心に300名を超える参加があった。「今後のNARBO活動の展望」及び「河川流域における情報テクノロジーを活用した新たな統合水資源管理(IWRM)の促進」をテーマに情報発信及び共有を行った。 ・ 令和6年2月には、ウクライナ復興庁との間で「ウクライナのダム修復の推進及び協力関係の継続に係る覚書」を交換し、同覚書は同日に東京で開催された「日・ウクライナ経済復興推進会議」において、両国首脳、政府関係者及び民間企業の立ち会いの下で披露された。 また、JICAを通じてバンラデシュ国に長期専門家1名を派遣し、派遣職員は現地の課題把握、技術情報の収集及び河川構造物の運用・維持管理に対する技術的助言等を実施した。その成果についてはJICA及び水資源機構内外の関係機関に対して報告・共有した。 ・ 国際機関等の要請に応じ、水資源機構の施設における視察受入れ、水資源に関する知識や技術情報の提供、意見交換及び情報交換を実施した。さらに、JICA等からの要請に基づき、実施される研修の部分受入れを行い、日本における統合水資源管理をはじめ、水資源の開発・利用に係る取組や水資源機構事業の概要・役割の説明、施設での実地研修などを通じ、研修員に対し日本の経験及び技術情報の共有を図った。 ・ 第5期中期目標期間において、延べ87施設において処理が必要な流木を集積し、維持管理業務での活用や一般配布等により、約12,991空m ³ の流木を有効利用した。また、延べ149施設において除草で発生した大量の刈草等を畑等の敷き草や堆肥として一般配布する取組を行い、約61,895空m ³ を有効利用した。 また、同期間において、延べ22ダムで下流河川への土砂還元を実施するとともに、コンクリート骨材として約5,910m ³ を有効活用した。さらに、関係機関との調整により、他工事において約73,600m ³ を有効利用した。 ・ 下久保ダムにおいては、堆砂中のシルト・粘土の有効利用を図るため、群馬大学と連携し、安価で継続的なシルト・粘土の浚渫及び活用に関する共同研究を進めた。 ・ 既存の管理用小水力発電設備については、適切な維持・活用により、計19か所で約17,860万kWhを発電し、再生可能エネルギーの有効活用を図った。

		なダム運用により再生可能エネルギー創出を図る。 ④ 循環型社会の形成に取り組むため、建設副産物の再資源化率、再資源化・縮減率、排出率及び建設発生土有効利用率の目標値を定め、建設工事により発生する建設副産物について、発生を抑制するとともに、その有効利用を図る。		また、管理用太陽光発電設備についても、適切な維持・活用により、計38か所で約515万kWhを発電し、再生可能エネルギーの活用を推進した。 さらに、水資源開発施設等を活用した発電設備導入の検討として、寺内ダムを対象に管理用発電の導入に向け、関係機関との調整を実施した。 ・カーボンニュートラル実現に向け、令和5年3月に既存ダムの発電活用（ダムの高度化運用）が進められることとなり、水資源機構では18ダムを試行対象として選定した。このうち12ダムで高度化運用の試行要領を策定し、5ダムにおいて既存の弾力的管理試験の枠組みを活用して高度化運用を実施できる体制を整備した。令和7年度末時点では、延べ72回の高度化運用を実施し、再生可能エネルギーの創出を推進した。 ・主な取組として、矢木沢ダムでは、春季融雪による放流量増加により下流発電所の最大使用水量を超過する未利用エネルギーが発生していたことから、国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所及び発電事業者と連携し、融雪水を貯留することで事前に効率的な水位運用を行い、未利用エネルギーの活用を推進した。 ・また、令和6年6月22日・23日の出水後には、徳山ダムと令和6年度から管理受託を開始した国土交通省横山ダムが連携し、発電に資する水位運用高度化操作を実施した。この結果、横山ダム単独での実施と比べ約4.5倍の再生可能エネルギーを創出し、連続する2ダム連携による効率的かつ効果的な運用を達成した。 ・循環型社会の形成に向け、建設工事で発生する建設副産物の発生抑制及び有効利用に取り組み、建設副産物全7項目で再資源化率等の目標を達成した。また、廃プラスチックについては分別・リサイクルの推進に努めた。 ・これらの取組により、中期目標における所期の目標を達成したと判断できることから、B評定とした。 <課題と対応> 特になし。	
4. その他参考情報					
特になし。					

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－4	広報・広聴活動の充実		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	機構は、国民生活にとって不可欠な「水」の安定供給及び洪水被害の防止・軽減等に取り組むことを通じて社会に貢献することをその使命としていることから、災害等発生時における迅速・的確な情報発信はもとより、平時において機構が果たしている役割や業務等についても、子どもから大人まで幅広い世代の国民の理解と関心を深められるような広報・広聴活動に取り組むこと。 その際、訴求対象やPRポイントを踏まえつつ、適切な媒体を活用するなど、戦略的な広報を推進するとともに、その効果の検証に努めること。	機構は、国民生活にとって不可欠な「水」の安定供給及び洪水被害の防止・軽減等に取り組むことを通じて社会に貢献することをその使命としていることから、災害等発生時における迅速・的確な情報発信はもとより、平常時において機構が果たしている役割や業務等についても、子どもから大人まで幅広い世代の国民の理解と関心を深められるような広報・広聴活動に取り組む。 その際、訴求対象やPRポイントを踏まえつつ、適切な媒体を活用するなど戦略的な広報を推進するとともに、その効果の検証に努める。 具体的には、以下の取組を実施する。なお、その際に新型コロナウイルス感染症対策に十分留意する。 ① 国民のニーズや関心に応えるため、機構が発行する広報誌、ウェブサイト、SNS等の手法を通じ、分かりやすい情報の発信に努める。さらに、機構職員一人一人が広報担当者であることを認識し、平常時に機構が果たしている役割や業務等も含めて、「水のプロ集団」として働く姿を通じ機構の認知度の向上を図るため、SNS等の積極的な活用による情報の発信を促進する。 ② 機構業務と関係の深い建設・設備・資材業者に対して、機構の認知度の向上を図るため、主要業界紙と連携し、機構業務内容の重要性や必要性について、積極的な広報を実施する。	<定量目標> — <指標> — <評価の視点> 幅広い世代の国民の理解と関心を深められるような広報・広聴活動に取り組んだか。 訴求対象等を踏まえ適切な媒体を活用するなど戦略的な広報を推進し、その効果の検証に努めたか。	<主要な業務実績> 広報・広聴活動の充実 水資源開発施設等や水資源の重要性について国民の関心を高めるため、本社、支社局及び事務所の各階層において、さまざまな広報活動を積極的に実施した。また、水資源機構が発行する広報誌、ウェブサイト及びSNS等を通じ、分かりやすい情報発信に努めるとともに、水資源機構の認知度向上を図るためSNS等の積極的な活用を進めた。 水資源機構業務と関係の深い建設・設備・資材業者に対しては、主要業界紙への取組内容の特集記事や広告の掲載、気象キャスターや利水者との意見交換会を実施し、水資源機構業務の重要性及び必要性について積極的に広報した。 台風や前線による豪雨時には、早期の情報収集・整理を行い、クラウド型文書管理・情報共有環境を通じた情報共有を図るとともに、ウェブサイトを活用した迅速かつ的確な緊急広報を行った。特に、令和6年能登半島地震における迅速な給水支援活動については、記者発表及び現地取材対応を実施し、地元報道機関のみならず全国ネットのニュース等でも広く紹介された。 水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性に対する国民の理解を促進するため、「水の日」及び「水の週間」をはじめ、地方公共団体や関係機関と連携し、水に関する各種行事に参画することで広報・広聴活動の充実を図った。 DX推進プロジェクトにおいては、淀川水系のダムによる洪水調節容量の貯留水を活用した発電、ダム貯水池堆砂除去に係る非接触積状況把握技術など、水資源機構が長年培ってきた技術力や先進的取組が高い評価を得ており、これらの成果を積極的に広報し、水資源機構の認知度向上に努めた。 また、水資源機構が実施した環境関連の取組を取りまとめた「環境報告書」及び管理施設の水質調査データ等を整理した「水質年報」を毎年作成し、水資源機構ウェブサイトで公表するとともに関係機関等へ配布し、広く情報発信を行った。	<評定と根拠> 評定：B ・ 水資源開発施設等や水資源の重要性について国民の関心を高めるため、本社、支社局及び事務所の各階層において、さまざまな広報活動を積極的に実施した。また、水資源機構が発行する広報誌、ウェブサイト及びSNS等を通じ、分かりやすい情報発信に努めるとともに、水資源機構の認知度向上を図るためSNS等の積極的な活用を進めた。 ・ 水資源機構業務と関係の深い建設・設備・資材業者に対しては、主要業界紙への取組内容の特集記事や広告の掲載、気象キャスターや利水者との意見交換会を実施し、水資源機構業務の重要性及び必要性について積極的に広報した。 ・ 台風や前線による豪雨時には、早期の情報収集・整理を行い、クラウド型文書管理・情報共有環境を通じた情報共有を図るとともに、ウェブサイトを活用した迅速かつ的確な緊急広報を行った。特に、令和6年能登半島地震における迅速な給水支援活動については、記者発表及び現地取材対応を実施し、地元報道機関のみならず全国ネットのニュース等でも広く紹介された。 ・ 水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性に対する国民の理解を促進するため、「水の日」及び「水の週間」をはじめ、地方公共団体や関係機関と連携し、水に関する各種行事に参画することで広報・広聴活動の充実を図った。 ・ DX推進プロジェクトにおいては、淀川水系のダムによる洪水調節容量の貯留水を活用した発電、ダム貯水池堆砂除去に係る非接触積状況把握技術など、水資源機構が長年培ってきた技術力や先進的取組が高い評価を得ており、これらの成果を積極的に広報し、水資源機構の認知度向上に努めた。 ・ また、水資源機構が実施した環境関連の取組を取りまとめた「環境報告書」及び管理施設の水質調査データ等を整理した「水質年報」を毎年作成し、水資源機構ウェブサイトで公表するとともに関係機関等へ配布し、広く情報発信を行った。 ・ これらの取組により、中期目標における所期の目標	評定	B	評定	B
					<評定に至った理由> ・ 「水の日」「水の週間」を始めとした水に関する各種行事に参加し、地方公共団体等と連携して水資源の有限性、水の貴重さ等を子どもから大人まで幅広い世代の理解促進に取り組んだ。 ・ 広報誌「水とともに」では、機構が担う事業等を始め、機構施設が所在する地域の話題や気象キャスターによる寄稿など、タイムリーで分かりやすいコンテンツとなっており、充実した広報活動に努めている。 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。所期の目標達成が見込まれることから、B評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし) <その他事項> (外部有識者からの主な意見) ・ 広報・広聴活動は、ウェブサイトやSNSを活用した分かりやすい情報発信、水に関する啓発行事への参加、緊急時の迅速な対応など、多面的かつ的確に実施されており、機構の社会的役割の可視化に大きく貢献している。 ・ 機構の仕事が国の重要なインフラの整備、管理であり、その効果が日々発揮されていることについて、国民に十分認識、理解されるよう、			<評定に至った理由> 水資源機構の目指す広報として「3E作戦」を提唱し、意識改革により水資源機構への愛着心を向上させ、各職員が気軽にかつ積極的に参加して、広報につなげていく機会を創出した。 ・ 「水の日」「水の週間」を始めとした水に関する各種行事に参加し、地方公共団体等と連携して水資源の有限性、水の貴重さ等を子どもから大人まで幅広い世代の理解促進に取り組んだ。 ・ 広報誌「水とともに」では、機構が担う事業等を始め、機構施設が所在する地域の話題や気象キャスターによる寄稿など、タイムリーで分かりやすいコンテンツとなっており、充実した広報活動に努めている。 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。所期の目標達成が認められることから、B評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし) <その他事項> (外部有識者からの主な意見) ・ 水の重要性について様々な広報活動、イベント等を実施しているが、確保している水資源が水道用水としてどのように利用されているの	

		③ 災害発生時等の緊急時においては、水源地域の住民や関係地域住民等に状況が正しく伝わるよう、関係機関と調整を図りつつ、迅速かつ的確に情報を提供する。 ④ 水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について広く国民の関心を高めるため、「水の日」（毎年８月１日）及び「水の週間」（毎年８月１日～７日）を始めとして、地方公共団体やその他関係機関と連携し、水に関する各種行事等に参画する。 ⑤ DX推進プロジェクトにおいて得た経験や知見を利水者等関係者に広く情報発信することにより、安全で豊かな地域づくりに貢献し、機構の認知度の向上を図る。 ⑥ 事業活動に伴う環境保全の取組等を取りまとめた環境報告書を毎年度作成し、公表する。 ⑦ 機構施設に係る水質の状況や水質向上に関する機構の取組を取りまとめ、公表する。			の水準を満たしたと判断できることから、Ｂ評価とした。 ＜課題と対応＞ 特になし。	次期中期も引き続き活動の充実に力を入れてほしい。	か、水道分野とのつながりを意識した広報の強化が必要。 ・中期目標期間を通じて、広報体制の強化や情報発信の充実に取り組むとともに、利用者や地域住民との意見交換を積極的に実施している。期間全体として所期の目標を達成しており、Ｂ評価は妥当である。
４．その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－5	地域への貢献等		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	環境モニタリング調査実施（計画値）	—	—	4 事業	4 事業	3 事業	3 事業		—
	環境モニタリング調査実施（実績値）	—	3 事業	4 事業	4 事業	3 事業	3 事業		—
	達成度	—	—	100%	100%	100%	100%		—

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(1) 環境の保全 業務の実施に当たっては、環境の保全との両立を図ることとし、水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立を目指した環境保全対策、良好な景観形成等に取り組むこと。	(1) 環境の保全 水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立を目指し、機構が策定した「環境に関する行動指針」に基づいて環境保全への取組を着実に実施することにより、事業実施区域及びその周辺の自然環境の適切な保全を図る。 ① 新築・改築事業においては、動植物、生態系、水質、景観等の保全を図るため、自然環境調査及び環境影響予測を実施する。その結果に基づき、必要に応じて影響を回避、低減及び代償するための環境保全対策を講じるとともに、モニタリング調査を実施する。 なお、環境保全対策等の実施については、専門家等の指導・助言を踏まえて実施する。 ② 管理業務においては、施設が周辺の自然環境に与える影響の把握が必要な場合等には、自然環境調査を実施し、その結果に応じて必要な環境保全対策を実施する。 また、堆砂対策及び生物の生息・生育環境や景観等の河川環境保全の観点から、河川管理者、地方公共団体、利水者、地域住民等と協議や意見交換を行い、ダム下流河川への堆積土砂還元、フラッシュ放流等の取組を積極的に推進する。 ③ 施設整備に際しては、構造物が周辺の景観と調和するよう、形状、デザイン及び色彩に配慮する。	<定量目標> － <指標> － <評価の視点> 事業実施区域及びその周辺の自然環境の適切な保全を図っているか。 利水者等の関係機関と積極的な情報発信等を行っているか。 関係者と協働して水源地域振興等の取組を進めているか。	<主要な業務実績> (1)環境の保全 新築及び改築事業において、動植物、生態系、水質、景観等の自然環境の保全を図るため、新たに事業着手した筑後川水系ダム群連携事業等において自然環境調査及び環境影響予測・評価を実施した。その結果を踏まえ、事業者による環境への影響把握及び評価の取組を取りまとめた「筑後川水系ダム群連携事業における環境保全への取組」を令和7年10月15日に公表した。 思川開発事業等においては、環境影響予測の結果及び専門家の指導・助言を踏まえ、影響の回避、低減及び代償に向けた環境保全対策を講じ、併せてモニタリング調査を実施した。 第5期中期目標期間における管理業務では、延べ92施設において魚道の機能確認を目的とした魚類遡上調査等の自然環境調査を実施した。また、関係機関、利水者及び地域住民との協議・意見交換を踏まえ、延べ22ダムでダム下流河川への堆積土砂還元、延べ15ダムでフラッシュ放流、延べ27ダムで弾力的管理試験を実施するなど、自然環境保全に向けた取組を積極的に推進した。 施設の新築及び改築に際しては、景観コンセプトに基づく整備方針により、構造物が周辺の景観と調和するよう配慮した施設整備を行った。	<評定と根拠> 評定：B ・ 新築及び改築事業において、動植物、生態系、水質、景観等の自然環境の保全を図るため、新たに事業着手した筑後川水系ダム群連携事業等において自然環境調査及び環境影響予測・評価を実施した。その結果を踏まえ、事業者による環境への影響把握及び評価の取組を取りまとめた「筑後川水系ダム群連携事業における環境保全への取組」を令和7年10月15日に公表した。 ・ 思川開発事業等においては、環境影響予測の結果及び専門家の指導・助言を踏まえ、影響の回避、低減及び代償に向けた環境保全対策を講じ、併せてモニタリング調査を実施した。 ・ 第5期中期目標期間における管理業務では、延べ92施設において魚道の機能確認を目的とした魚類遡上調査等の自然環境調査を実施した。また、関係機関、利水者及び地域住民との協議・意見交換を踏まえ、延べ22ダムでダム下流河川への堆積土砂還元、延べ15ダムでフラッシュ放流、延べ27ダムで弾力的管理試験を実施するなど、自然環境保全に向けた取組を積極的に推進した。 ・ 施設の新築及び改築に際しては、景観コンセプトに基づく整備方針により、構造物が周辺の景観と調和するよう配慮した施設整備を行った。 ・ 水資源機構の経営理念の達成に向けた取組として、管理業務では、事業計画及び概算要求等に関する利水者等説明会や管理運営協議会を開催し、予算・決算の状況、コスト削減、負担金支払方法等に関する情報提供を行った。また、現地視察や防災業務の取組状況等を共有することで、水資源機構の取組に対する理解を深めていただき、関係利水者等との連携強化を図った。 さらに、利水者等の要望・意見をよりの確に把握するため、令和5年度及び令和7年度に水道事業者等の利水者や関係都府県の172組織を対象に利水者等アンケートを実施した。アンケート結果に基づく要望や意見に対してはフォローアップを行い、サービスの一層の向上を図った。 また、利水・治水への取組の全体像やインフラマネジメントの重要性について利水者及び関係機関の理解を	評定	B	評定	B
					<評定に至った理由> ・ 水源地域との連携として、令和4年度から令和6年度に管理施設等で延べ157回の上下流交流の実施、施設見学会等の交流活動を通じて、施設の役割等を広報し、積極的に施設周辺地域の方々との連携・協力に努めた。 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。所期の目標達成が見込まれることから、B評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし) <その他事項> (外部有識者からの主な意見) ・ 利水者との説明会・アンケートによる双方向の関係構築、次世代農業推進協議会への参画、上下流交流や見学会の継続的な開催は、地域との信頼関係を深め、農業・水利・環境の多様な立場をつなぐハブとしての役割を機構が果たしていることを示しているといえる。	<評定に至った理由> ・ 利水者等との連携として、令和5年度及び令和7年度に利水者へのアンケート調査を実施し、アンケートに寄せられた意見に対しては的確なフォローアップを行い、利水者等に対するサービスの一層の向上に取り組んだ。 ・ 水源地域との連携として、中期目標期間中に管理施設等で延べ208施設の上下流交流の実施、施設見学会等の交流活動を通じて、施設の役割等を広報し、積極的に施設周辺地域の方々との連携・協力に努めた。 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。所期の目標達成が認められることから、B評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし) <その他事項> (外部有識者からの主な意見) ・ 建設事業における適切な環境保全対策を図ると共に、関係機関及び水源地域との連携・情報発信を推進していることは評価に値する。機構業務は地域の協力の下に成り立っている。引き続き、地域との友好な関係構築を図りたい。 ・ 自然環境調査、利水者説明、アンケート、豊川用水次世代農業推進協議会への参画など、地域との接点が多面的に整理されている。B評定でよ			

むこと。 また、水源地域及び利水者等に加え、地域振興を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等を含めた多様な主体との連携及び協力を行うよう努めること。 ① 適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供を行うこと等により積極的な連携を促進すること。 ② 水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地方公共団体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。	決算の状況、コスト削減の取組、負担金支払方法等に関する情報提供を行うとともに、要望等の把握や意見調整を行う。 ② 利水者等の要望・意見を的確に把握するとともに、要望等を踏まえた的確な対応を行うこと等により、利水者等へのサービスの一層の向上を図る。 ③ 利水・治水への取組の全体像やインフラマネジメントの重要性に関して、関係機関の理解を促進するための取組を進める。 (3) 水源地域等との連携 水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域との対話によりニーズを把握したうえで水源地域振興等を関係者と協働して取り組む。 ① 水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、ダム施設等を核とした上下流交流を実施する。 ② 地域の発展に貢献するとともに施設の役割等の理解を得るため、施設周辺地域の方々と交流の場を設け、情報共有に努める。併せて、地域の観光資源である湖面、湖岸及び湖周辺の利活用を推進する。 ③ 流域内の森林保全を通じて、土砂・流木の貯水池流入抑制や水源涵養機能の向上に資する取組を関係者と連携して推進する。	め、上下流交流会等を実施し、施設周辺地域の住民との交流及び情報共有を進めた。また、湖面・湖岸及び湖周辺の利活用を推進するための各種取組を積極的に実施した。 水源地域との連携強化及びダム施設の役割等に関する理解の向上を目的として、令和6年度には34市町村を対象にダム所在市町村アンケートを実施し、結果を取りまとめるとともに、アンケート結果に基づきフォローアップを行った。 第5期中期目標期間において、土砂・流木の貯水池への流入抑制や水源涵養機能の向上に資する取組として、延べ34施設において自治体、NPO等の関係者と連携し、植樹等の森林保全活動を推進した。	促進するため、現地視察、施設説明会及び管理運営協議会において、建設事業の必要性、施設の役割及び維持管理、インフラマネジメントの重要性、そして利水・治水における施設の効果について説明した。 加えて、豊川総合用水土地改良区が設立した豊川用水次世代農業推進協議会に構成員として参加し、設立総会には理事長が出席することで、関係機関との連携強化を図った。 - 第5期中期目標期間において、延べ208施設のダム等管理施設を所管する事務所において、上下流交流の実施、地域イベントへの協力、施設見学会等の交流活動を行い、施設の役割等の広報に努めるとともに、施設周辺地域の住民との積極的な情報共有を図った。また、令和6年11月1日に福岡県朝倉市で開催された国土交通省主催「令和6年度第2回水源地域未来会議」において、水資源機構は福岡県及び朝倉市とともに後援として参画し、その運営に貢献した。 - 水源地域と下流受益地の相互理解を促進するため、上下流交流会等を実施し、施設周辺地域の住民との交流及び情報共有を進めた。また、湖面・湖岸及び湖周辺の利活用を推進するための各種取組を積極的に実施した。 - 水源地域との連携強化及びダム施設の役割等に関する理解の向上を目的として、令和6年度には34市町村を対象にダム所在市町村アンケートを実施し、結果を取りまとめるとともに、アンケート結果に基づきフォローアップを行った。 - 第5期中期目標期間において、土砂・流木の貯水池への流入抑制や水源涵養機能の向上に資する取組として、延べ34施設において自治体、NPO等の関係者と連携し、植樹等の森林保全活動を推進した。 - これらの取組により、中期目標における所期の目標を達成したと判断できることから、B評定とした。 <課題と対応> 特になし。	い。 中期目標期間を通じて、環境保全や地域との連携、施設を活用した地域交流等に継続的に取り組み、地域社会への貢献を着実に進めている。期間全体として所期の目標を達成しており、B評価は妥当である。
4. その他参考情報				
特になし				

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－6	その他当該中期目標を達成するために必要な事項（施設・設備に関する計画、人事に関する計画、中期目標期間を超える債務負担、積立金の使途、利水者負担金に関する事項）		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(1) 施設・設備に関する計画 機構の保有する実験設備、情報機器等については、保有の必要性を検証した上で、必要な設備等の機能を長期間発揮できるよう、的確な維持管理に努めるとともに、計画的な更新等を行うこと。	(1) 施設・設備に関する計画 本社、支社局等の保有する実験設備、情報機器等については、保有の必要性を検証したうえで、必要な設備等の機能を長期間発揮できるよう、的確な維持管理に努めるとともに、計画的な更新等を次のとおり実施する。「別表8」	<定量目標> — <指標> — <評価の視点> 適正な業務運営を確保するものであるか。	<主要な業務実績> (1)施設・設備に関する計画 本社、支社局等が保有する情報機器の機能を確実に発揮させるため、必要な更新等を計画的に実施した。 (2)人事に関する計画 本社・支社局及び全事務所の要員配置計画に基づき、特に令和7年度からの現場組織の再編（大括り化：総合管理所化）に対応した計画的な人員配置の見直しを行い、その際、職員の勤務環境の改善にも十分に配慮した。 効率的な業務遂行のため、思川開発事業、利根川河口堰大規模地震対策事業、群馬用水施設改築事業、木曽川用水濃尾第二施設改築事業、早明浦ダム再生事業、寺内ダム再生事業、筑後川下流用水総合対策事業等に重点的な人員配置を実施した。 人事評価制度により職員の能力及び業績を適正に評価し、その結果を昇給・昇格及び人員配置等に反映させるなど、制度を適切に運用した。また、業績評価を重視した評価制度の見直しを実施した。さらに、管理職が自身のマネジメント上の強みや弱みに気付くことを目的として、360度評価の試行を実施した。 水資源機構の役割を果たすために必要な人財確保の方針として、毎年度採用計画を策定し、新規採用については募集時期の前倒しや拡大、オンライン活用による受験機会の確保及び利便性向上を図った。また、経験者採用については採用枠の拡大に加え、カムバック採用制度の新設や通年採用の実施により、必要な人財の確保に取り組んだ。 積極的な採用広報として、大学等での会社説明会、水資源に関する出前講義、インターンシップを実施するなど、水資源機構のPRに資する活動を積極的にに行った。 令和2年度から令和6年度末までを対象とする一般事業主行動計画に基づき、女性活躍推進を含むダイバーシティの積極的な推進を図り、一人一人が活躍できる環境整備に取り組んだ。また、令和7年には今後5年間に向けた新たな計画を策定し、さらなるダイバーシティ推進に取り組んだ。 人財育成プログラムの見直しを踏まえ、人財育成計画を新たに策定し、特に若年層への研修を強化することでOJTの機能不足を補完した。また、研修で得た知識の定着を図るため、研修効果の測定及び人財育成・採用戦略課によるフォローアップを実施した。 情報処理技術の専門人財育成のため、情報システム特別研修を実施するとともに、クラウド型業務アプリケーションの活用事例等をクラウド型コミュニケーションツールで共有し、情報処理技術者の育成及び職員のITリテラシー向上を図った。 また、ダム管理技術、電気通信、施工管理分野等に関する外部専門研修を積極的に受講させ、内部研修では習得できない高度な専門知識の修得や職員の資質向上を図った。 これらに加え、女性活躍推進を含むダイバーシティ推進のための研修も積極的に実施した。 給与水準の適正化については、給与抑制措置を継続するとともに、給与水準の妥当性を検証し、その結果をウェブサイトで公表した。 働き方改革として、ブリッジ休暇の取得推進、MY定時退庁日の設定等によりワーク・ライフ・バランス向上に取り組むとともに、在宅勤務制度及びWEB会議システム等を積極的に活用し、生産性・業務効率の向上	<評定と根拠> 評定：B ・ 本社、支社局等が保有する情報機器の機能を確実に発揮させるため、必要な更新等を計画的に実施した。 ・ 本社・支社局及び全事務所の要員配置計画に基づき、特に令和7年度からの現場組織の再編（大括り化：総合管理所化）に対応した計画的な人員配置の見直しを行い、その際、職員の勤務環境の改善にも十分に配慮した。 ・ 効率的な業務遂行のため、思川開発事業、利根川河口堰大規模地震対策事業、群馬用水施設改築事業、木曽川用水濃尾第二施設改築事業、早明浦ダム再生事業、寺内ダム再生事業、筑後川下流用水総合対策事業等に重点的な人員配置を実施した。 ・ 人事評価制度により職員の能力及び業績を適正に評価し、その結果を昇給・昇格及び人員配置等に反映させるなど、制度を適切に運用した。また、業績評価を重視した評価制度の見直しを実施した。さらに、管理職が自身のマネジメント上の強みや弱みに気付くことを目的として、360度評価の試行を実施した。 ・ 水資源機構の役割を果たすために必要な人財確保の方針として、毎年度採用計画を策定し、新規採用については募集時期の前倒しや拡大、オンライン活用による受験機会の確保及び利便性向上を図った。また、経験者採用については採用枠の拡大に加え、カムバック採用制度の新設や通年採用の実施により、必要な人財の確保に取り組んだ。 ・ 積極的な採用広報として、大学等での会社説明会、水資源に関する出前講義、インターンシップを実施するなど、水資源機構のPRに資する活動を積極的にに行った。 ・ 令和2年度から令和6年度末までを対象とする一般事業主行動計画に基づき、女性活躍推進を含むダイバーシティの積極的な推進を図り、一人一人が活躍できる環境整備に取り組んだ。また、令和7年には今後5年間に向けた新たな計画を策定し、さらなるダイバーシティ推進に取り組んだ。 ・ 人財育成プログラムの見直しを踏まえ、人財育成計画を新たに策定し、特に若年層への研修を強化することでOJTの機能不足を補完した。また、研修で得た知識の定着を	評定	B	評定	B
	(2) 人事に関する計画 計画的な人員配置を行うため、本社、支社局及び事務所ごとに作成する要員配置計画に基づき、業務量に応じて適時適切に人員配置を見直し、業務運営の効率化を図ること。その際、働き方改革の観点に留意すること。 安全で良質な水の安定した供給と洪水被害の防止・軽減を図るため、人事制度の適切な運用を行うとともに、業務の効率的・効果的な実施、デジタル技術を活用するための専門人材の確保・育成を実現するための方針を策定し、戦略的に取り組むこと。また、山間・僻地等の地域状況や災害時に昼夜を問わず長時間少人数で業務に当たる厳しい状況を考慮し、業務継続や、職員の士気向上の観点から、職員の勤務環境等の改善に努めること。 機構の給与水準については、国民の理解と納得が得られるよう透明性の向上に努め、公表するとともに、通則法の規定に基づき、国家公務員の給与水準を踏まえ、民間企業の給与水準を参考に、業務の特性や機構の業務実績、職員の勤務の特性等を適切	(2) 人事に関する計画 ① 本社、支社局及び全事務所の要員配置計画に基づき、計画的な人員配置の見直しを行う。 その際、職員の勤務環境等の改善の観点にも留意する。 ② 効率的な業務遂行のため、繁忙期や緊急時においては、重点的な人員配置を行う。 ③ 職員の能力や業績を適正に評価し、給与、人員配置等に反映する人事制度について、その適切な運用を図る。 ④ 機構の役割を果たすために必要な人材の確保に係る方針を策定し、積極的な採用に係る広報活動に引き続き取り組むとともに、国、地方公共団体、民間企業等との人材交流を適宜行う。また、職員一人一人が活躍できる雇用環境の整備を図る。 ⑤ 業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の育成に係る方針を策定し、戦略的に人材の確保・育成を図るとともに、技術力の向上、必要な知識の修得、人間関係の構築、職種の垣根を越えた取組を推進させるための内部研修等を実			<評定に至った理由> ・ 機構は、人財育成プログラムに基づき人財育成計画を策定し、OJT、研修、自己研鑽等、職員の育成を進めるとともに、人財育成室を開設して業務経験が豊富な職員が若手職員に寄り添い、きめ細やかなフォローを行ってきた。一方で、専門的な技術を持つ職員の高齢化や若手職員の離職による要員不足、技術伝承の喪失の懸念があることから、引き続き、計画的な人財の確保・育成に取り組む必要がある。 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。所期の目標達成が見込まれることから、B評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし) <その他事項> (外部有識者からの主な意見) ・ 人事評価制度を通じた職員の能力・業績の適正な評価と、それを基にした人事処遇の反映は、組織の活力維持に有効であるし、大学での説明会や出前講義、インターンシップの実施により、専門人材の確保に積極的に取り組んでいる点も評価できる。課題としては、職員の多様性や世代交代への対応、採用後の人材定着策の充実などをあげ	<評定に至った理由> ・ 機構は、人事評価制度に基づき、職員の能力及び業績を適正に評価し、その結果を昇給・昇格、人員配置等に反映させるなど、適切な制度運用を実施した。また令和7年度からは、管理職が自身のマネジメント上の強みや弱みに気付くことを目的として360度評価の試行を開始した。 ・ 人財育成プログラムに基づき人財育成計画を策定し、OJT、研修、自己研鑽等、職員の育成を進めるとともに、人財育成室を開設して業務経験が豊富な職員が若手職員に寄り添い、きめ細やかなフォローを行ってきた。一方で、専門的な技術を持つ職員の高齢化や若手職員の離職による要員不足、技術伝承の喪失の懸念があることから、引き続き、計画的な人財の確保・育成に取り組む必要がある。 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。所期の目標達成が認められることから、B評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし) <その他事項> (外部有識者からの主な意見) ・ 情報機器の更新、人事評価、人財育成、積立金の活用、負担金納入への対応などが整理されており、B評定			

	に反映するとともに、給与体系の適切な運用を行うこと。	施する。 特に、デジタル技術を活用する専門人材の確保・育成及び機構職員全体のITリテラシーの向上を図る。 また、内部研修を補完し、より高度な専門的知識の修得、スキルの向上を図るため、外部機関が主催する研修に積極的に参加させる。 これらの取組に加えて、ダイバーシティ推進を図るための研修等を行う。 ⑥ 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員や他の独立行政法人の給与水準等を十分考慮しつつ、業務の特殊性を踏まえ、引き続きその適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 ⑦ 働き方改革を推進し、生産性や業務効率の向上を図ることで、ワーク・ライフ・バランスの実現に努める。		を図った。また、柔軟な働き方を実現するため、始業時刻繰上・繰下制度を導入した。 (3) 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、本社及び23事務所等において、第5期中期目標期間を超える契約を締結した。 (4) 積立金の使途 積立金については、気候変動や異常気象等による治水・利水への影響、大規模災害の発生、水資源開発施設等の老朽化、治水・利水に関する技術力の維持・向上といった喫緊の課題に重点的に活用した。また、国及び利水者等の負担軽減の観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討及び技術力の維持・向上等に取り組んだ。 (5) 利水者負担金に関する事項 当該年度支払の活用を最大限図るため、関係利水者に対し、当該年度支払と割賦支払方式における負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の要望を踏まえた支払方法により負担金の納入を受けた。 また、利水者から要望のあった割賦負担金の繰上償還については、水資源機構の財政運営を勘案し、適切に対処した。	図るため、研修効果の測定及び人材育成・採用戦略課によるフォローアップを実施した。 - 情報処理技術の専門人材育成のため、情報システム特別研修を実施するとともに、クラウド型業務アプリケーションの活用事例等をクラウド型コミュニケーションツールで共有し、情報処理技術者の育成及び職員のITリテラシー向上を図った。 - また、ダム管理技術、電気通信、施工管理分野等に関する外部専門研修を積極的に受講させ、内部研修では習得できない高度な専門知識の修得や職員の資質向上を図った。 - これらに加え、女性活躍推進を含むダイバーシティ推進のための研修も積極的に実施した。 - 給与水準の適正化については、給与抑制措置を継続するとともに、給与水準の妥当性を検証し、その結果をウェブサイトで公表した。 - 働き方改革として、ブリッジ休暇の取得推進、MY定時退庁日の設定等によりワーク・ライフ・バランス向上に取り組むとともに、在宅勤務制度及びWEB会議システム等を積極的に活用し、生産性・業務効率の向上を図った。また、柔軟な働き方を実現するため、始業時刻繰上・繰下制度を導入した。 - 中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、本社及び23事務所等において、第5期中期目標期間を超える契約を締結した。 - 積立金については、気候変動や異常気象等による治水・利水への影響、大規模災害の発生、水資源開発施設等の老朽化、治水・利水に関する技術力の維持・向上といった喫緊の課題に重点的に活用した。また、国及び利水者等の負担軽減の観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討及び技術力の維持・向上等に取り組んだ。 - 当該年度支払の活用を最大限図るため、関係利水者に対し、当該年度支払と割賦支払方式における負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の要望を踏まえた支払方法により負担金の納入を受けた。 - また、利水者から要望のあった割賦負担金の繰上償還については、水資源機構の財政運営を勘案し、適切に対処した。 - これらの取組により、中期目標における所期の目標の水準を満たしたと判断できることから、B評定とした。	ることができる。 - ダムの新設が少なくなっている中で、ダムを造るという技術が失われていくことに対する懸念がある。それを担保できる組織は機構だと考えており、人材の育成やノウハウの継承にしっかりと取り組んでほしい。 - 水資源機構の職員は、安定的な用水供給や洪水被害の防止・軽減のため、非常に厳しく危険も伴う環境で全国転勤しているものの、給与カットなどの取組を続けてきた。このまま続けると優秀な人材が来なくなるため、優秀な人たちが手を挙げて水資源機構に行きたいという組織にしなければならない。	で妥当である。 中期目標期間を通じて、人材育成、情報システム整備、適切な資産・契約管理等を着実に実施し、組織運営基盤の強化に取り組んでいる。期間全体として所期の目標を達成しており、B評価は妥当である。
--	-----------------------------------	--	--	---	---	---	---

	(5) 利水者負担金に関する事項 利水者の負担金の支払方法について、利水者の要望も踏まえ適切に対応すること。	る技術力の維持・向上といった喫緊の課題等に重点的に対応する。 (5) 利水者負担金に関する事項 ① 利水者の負担金の支払方法について、利水者の適切な判断に資するよう、各支払方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の要望には可能な限り応じる。 ② 利水者から要望のある割賦負担金の繰上償還については、繰上償還を受ける割賦負担金の現在価値額及び経過利息額の合計額を繰上償還額として受ける。ただし、機構の成立前に償還を開始した割賦負担金の繰上償還で機構が認めたものを除く。			<課題と対応> 特になし。		
4. その他参考情報							
特になし。							